

産業構造審議会 知的財産分科会 基本問題小委員会

ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権行政の在り方
～現状認識と今後の論点～

第1回 令和2年10月9日



特許庁を取り巻く現状

産業構造の変化と特許出願の動向

社会・産業構造の変化と知財制度

知財制度は、
過去から現在まで
産業の発達を支えている

産業世代

年代

新たに普及した製品・サービスの構成要素

第一次産業革命

1800

Hardware
蒸気機関

第二次産業革命

1900

自動車・家電の時代

Hardware + Electronics

第三次産業革命

1990

コンピュータの時代

Hardware + Electronics + Software
パーソナルコンピュータなど パーソナルコンピュータ用アプリなど

⋮

インターネットの時代

2000

(Hardware + Electronics +) Software + Network + Service
パーソナルコンピュータなど ウェブサービスなど

スマートフォンの時代

2010

(Hardware + Electronics +) Software + Network + Service
スマートフォンなど ウェブサービス・スマートフォンアプリなど

第四次産業革命

現在

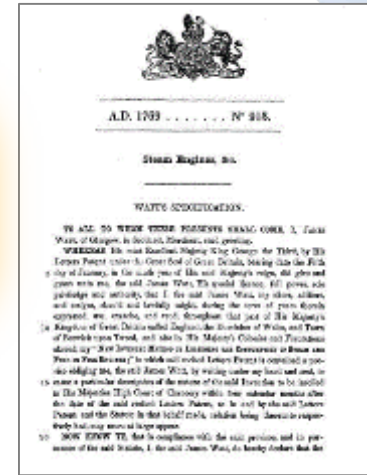
IoTの時代

(Hardware + Electronics +) Software + Network + Service + Data + AI
IoTデバイス・ロボットなど シェアリングサービスなど

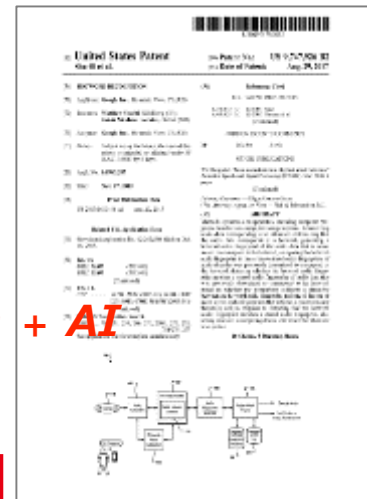
ウィズコロナ／ポスト
コロナ時代？

✓ ウィズコロナ/ポストコロナ時代の「新たな日常」にふさわしい知財制度とは？

特許庁



ワットの蒸気機関に関する特許公報
(1769年 (reprint1855))

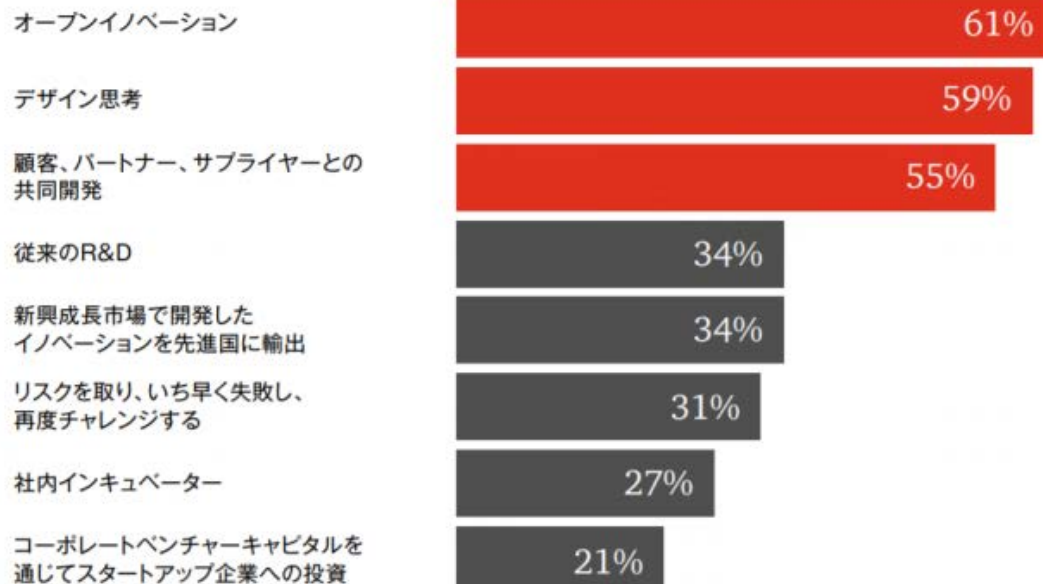


Googleのスマートスピーカー
に関する特許公報
(2017年)

企業のイノベーション戦略の変化（オープンイノベーション、デザイン経営）

- 産業構造の変化や技術の高度化・複雑化に伴い、オープンイノベーションへの戦略転換や、社会（顧客）のニーズを利用者視点で見極め、新しい価値に結びつけるデザイン経営が拡がりつつある。

イノベーションを推進するにあたり、
企業で活用しているオペレーションのモデル

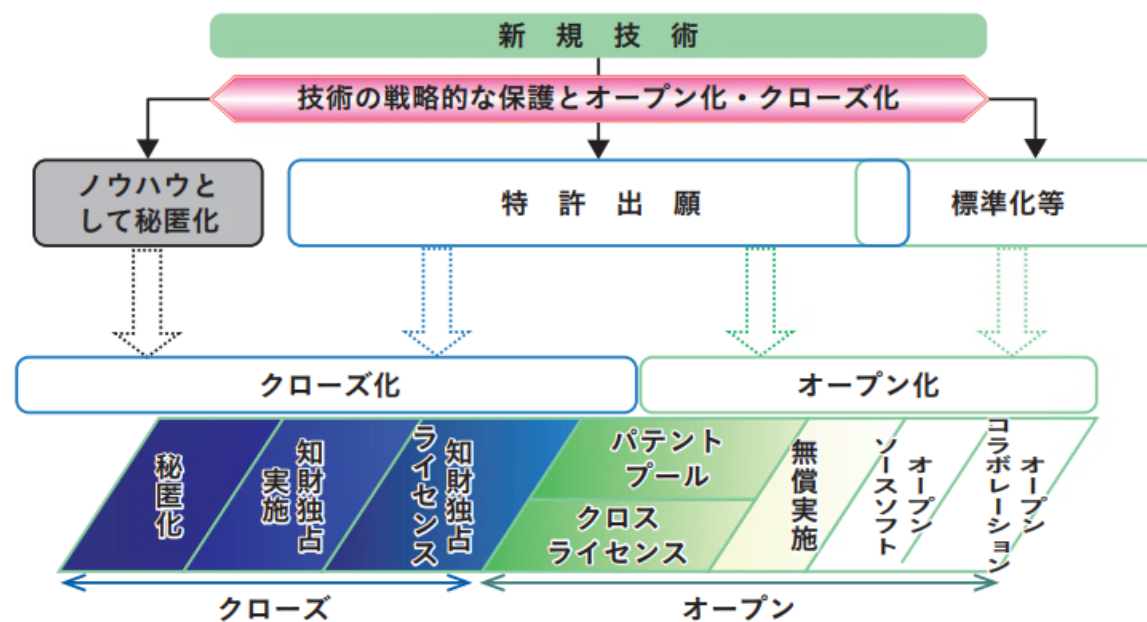


Q：貴社はイノベーションを推進するにあたり、どのオペレーティングモデルを活用していますか？
（各パーセンテージはこれらのイノベーションモデルを活用している企業を表す）
出典：PwC's Innovation Benchmark
回答数：1,222

企業の知財戦略の変化（オープンクローズ戦略の浸透）

- 競争環境の変化（市場のグローバル化など）により、単に多数の特許を取得する従来型の知財マネジメントから、企業の知財戦略は多様化。
- 例えば、差別化の源泉となるコア技術をクローズとしつつ、周辺技術をオープン化することで市場拡大を目指すオープンクローズ戦略が浸透。

オープン・クローズ戦略の概念図

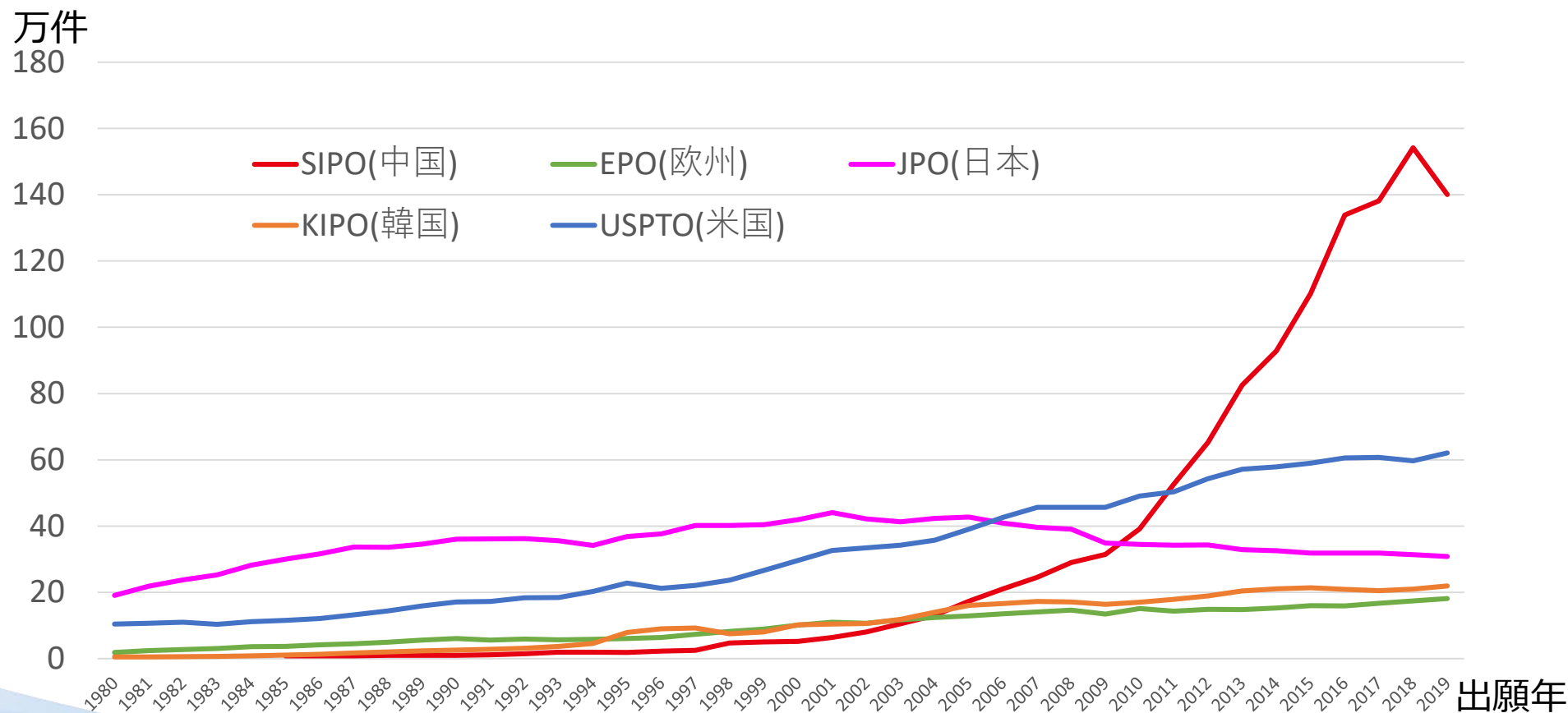


オープン&クローズ戦略事例

- 【自動車】燃料電池関連の特許実施権を無償で提供（燃料自動車導入期において普及に貢献するため。2020年末までを想定）
- 【産業機器】産業ネットワーク製品開発に必要なインターフェース技術を公開する一方、内部コア技術は非公開としてブラックボックス化。
- 【情報機器・通信】スマートフォン端末の製造工程を公開する一方、OSやインターフェースは特許権や意匠権を用いてクローズ。

五大特許庁の特許出願件数の長期推移

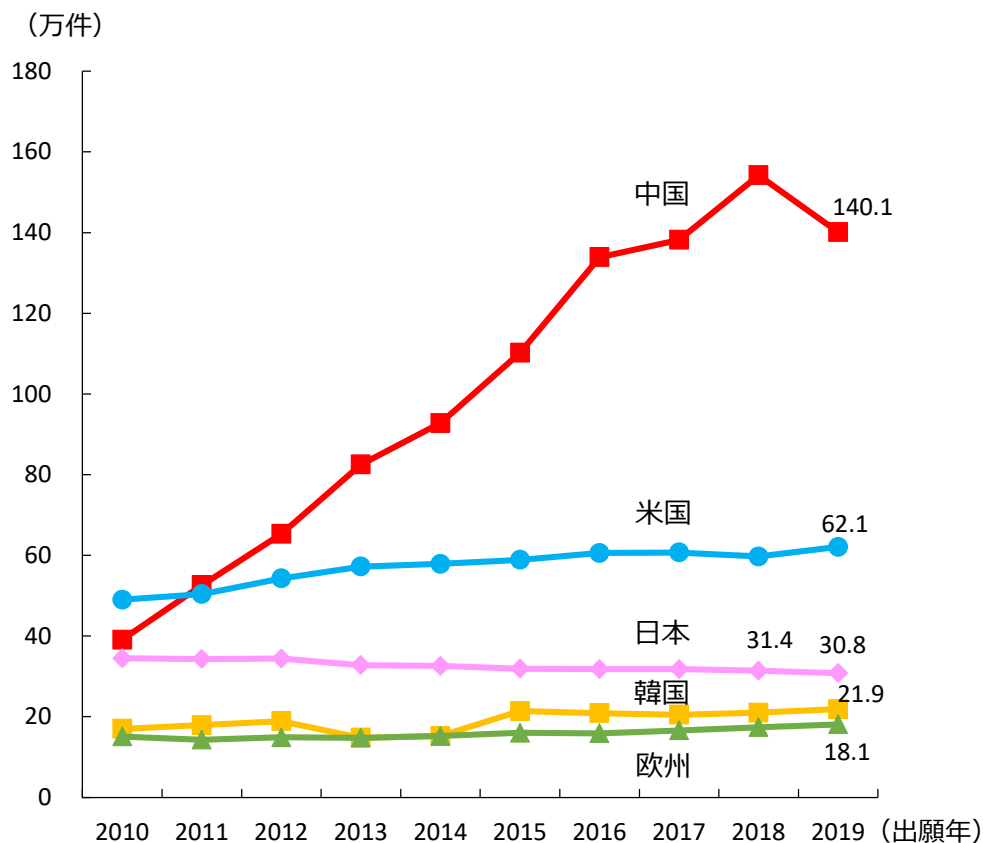
- 我が国の特許出願数は、2005年まで世界最大であったが、2006年に米国、2010年に中国に抜かれ、現在は世界第三位。
- 近年では、五大特許庁（米・欧・中・韓・日）で唯一、出願数が減少傾向にある。



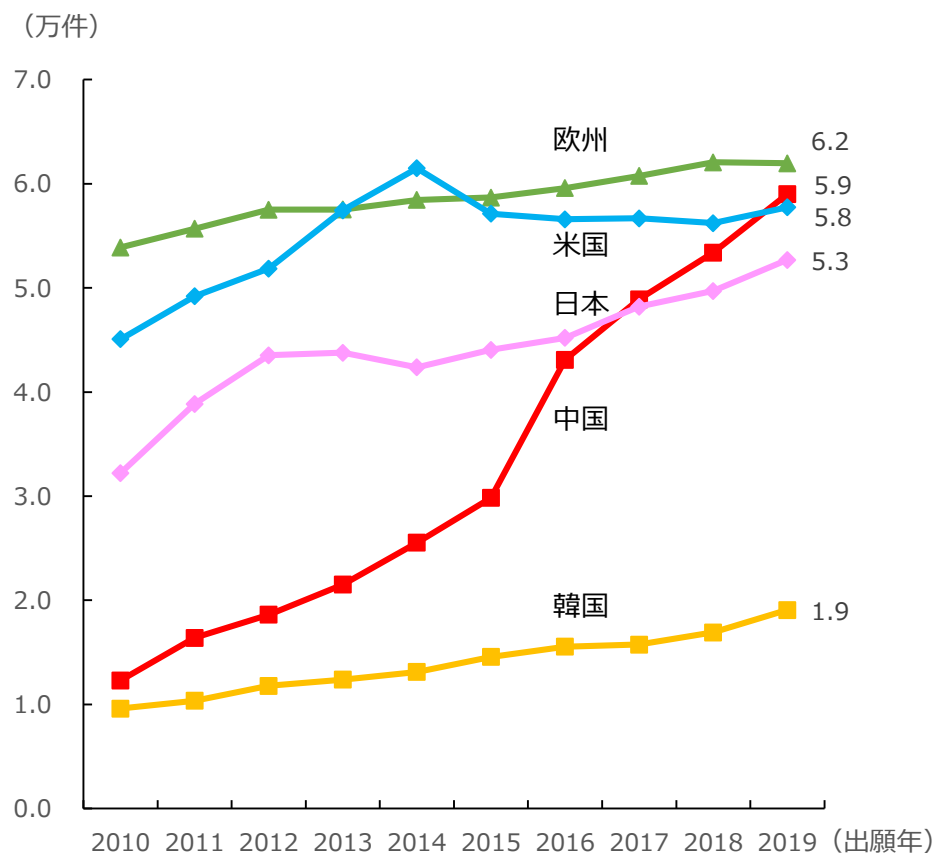
特許出願件数等の推移

- 中国における出願件数とPCT出願件数は大きく増加の傾向（2019年の特許出願は減少）
- 日本、欧州、韓国におけるPCT出願件数は増加、米国におけるPCT出願件数は近年減少の傾向

【日米欧中韓における特許出願】



【出願人居住国別のPCT国際出願件数の推移】



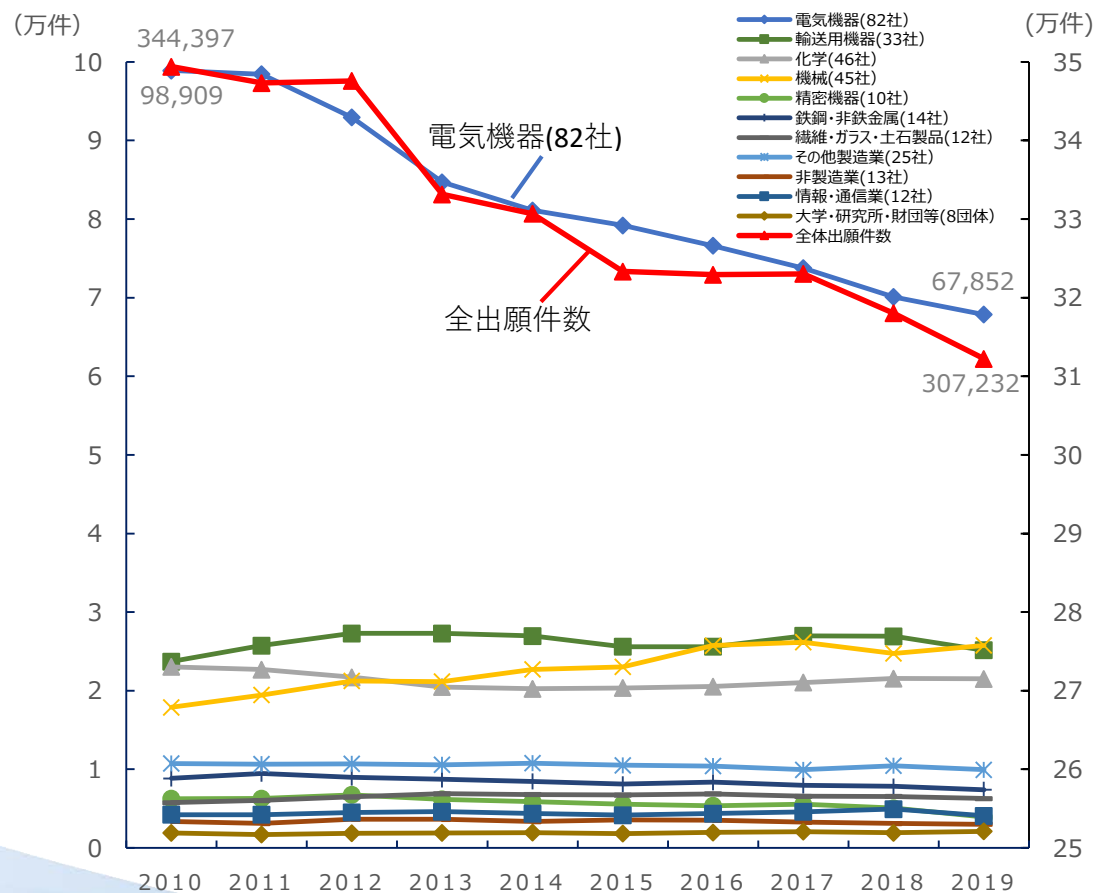
(出典) WIPO IP Statistics Data Center、特許行政年次報告書2020、各国ウェブサイト
2020年は暫定値

(出典) WIPO IP Statistics Data Center

業種別の特許出願件数の推移

- 量から質への転換、海外出願の重視などを背景に、特に国内の電気機器関連企業が日本への出願を減少させている。

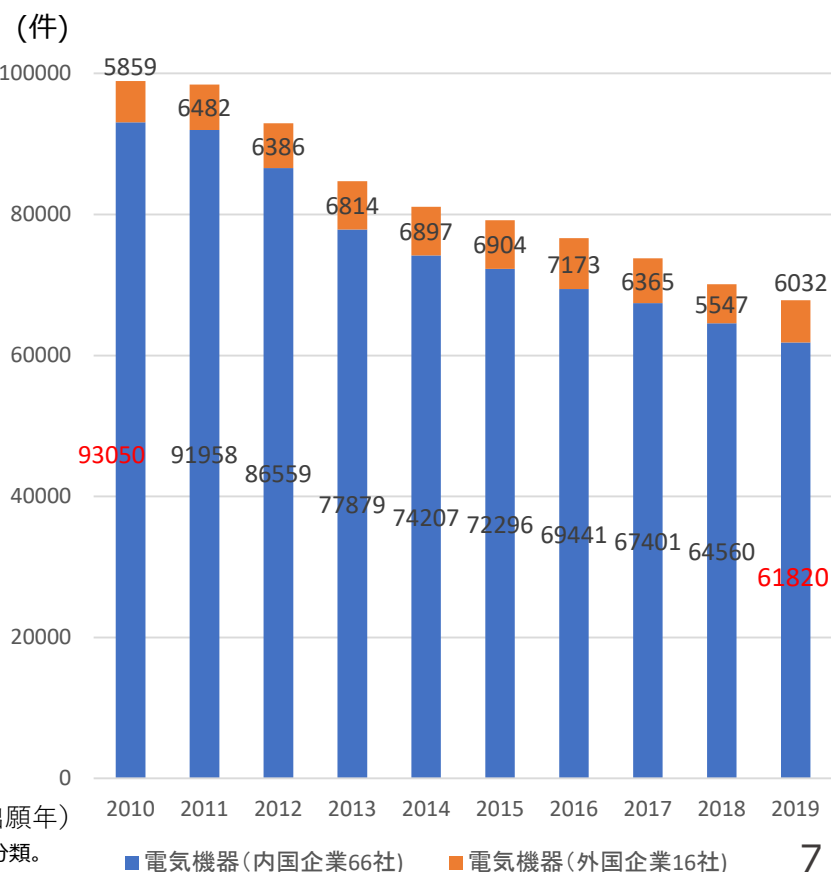
【業種別の国内特許出願件数の推移】



特許庁

（備考）2019年特許出願件数の多い300社を証券コード協議会の設定する業種に基づいて分類。

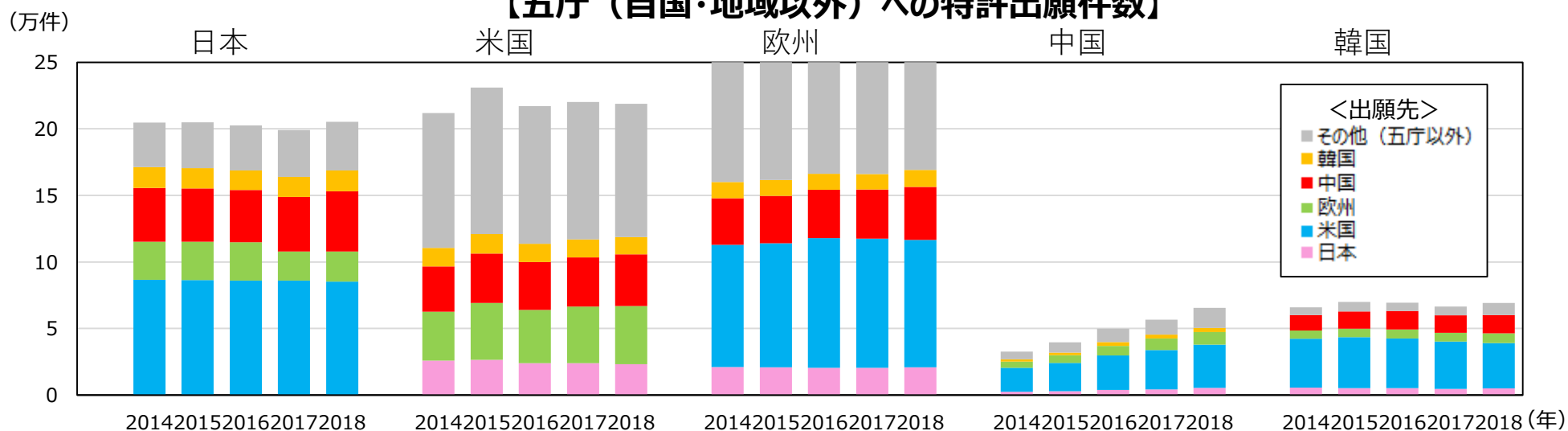
【電気機器出願動向（内国・外国企業別）】



海外への特許出願の動向

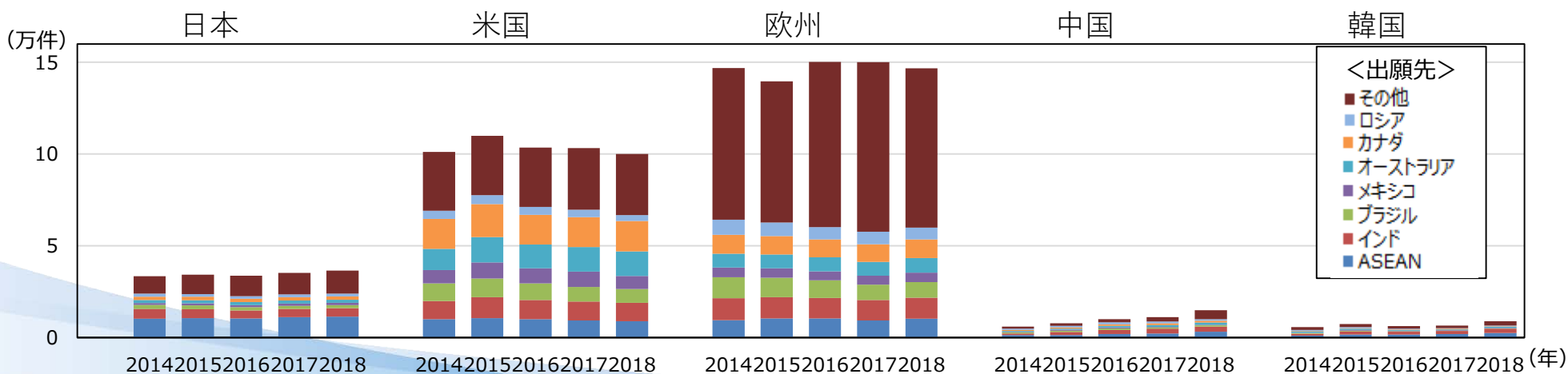
- 日本から海外への特許出願件数は、近年、20万件前後で推移
- 欧米と比較すると、日本から日米欧中韓（五庁）以外への特許出願は少ない

【五庁（自国・地域以外）への特許出願件数】



【五庁以外への特許出願の内訳】

※上図灰色部の内訳



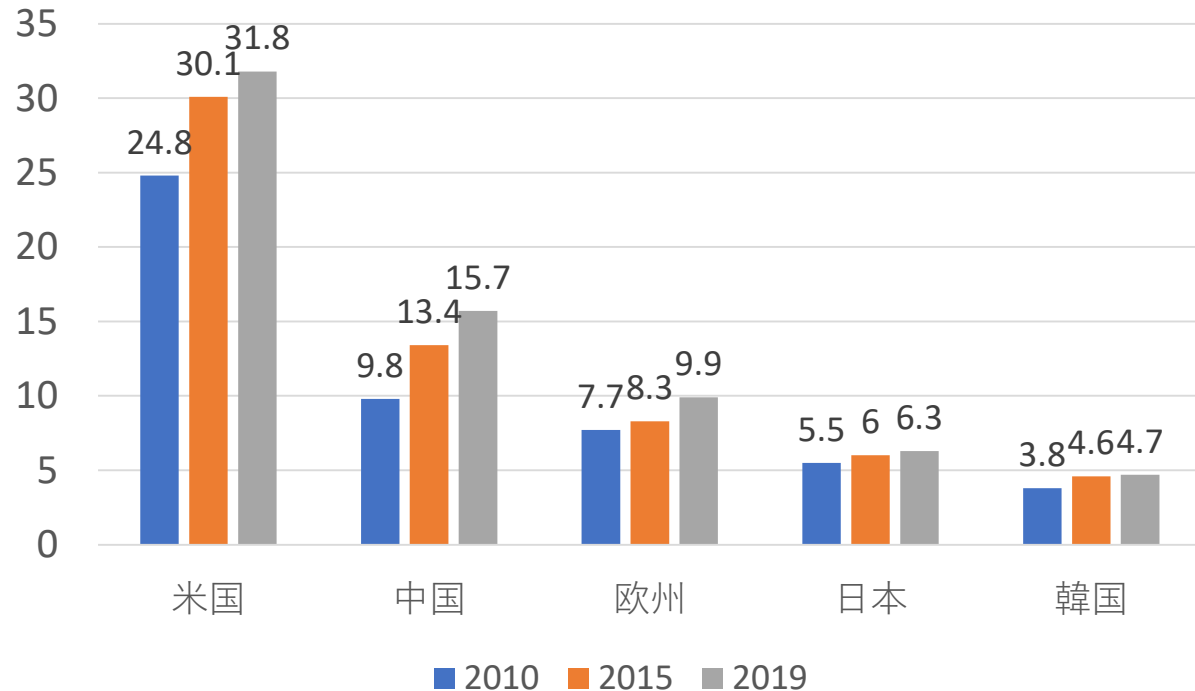
非居住者による特許出願の動向

- 非居住者による特許出願件数は、米欧中で大きな伸びを示す一方、日本は横ばい。

【非居住者による特許出願件数】

例：日本国特許庁への日本国外居住者からの特許出願件数

(万件)

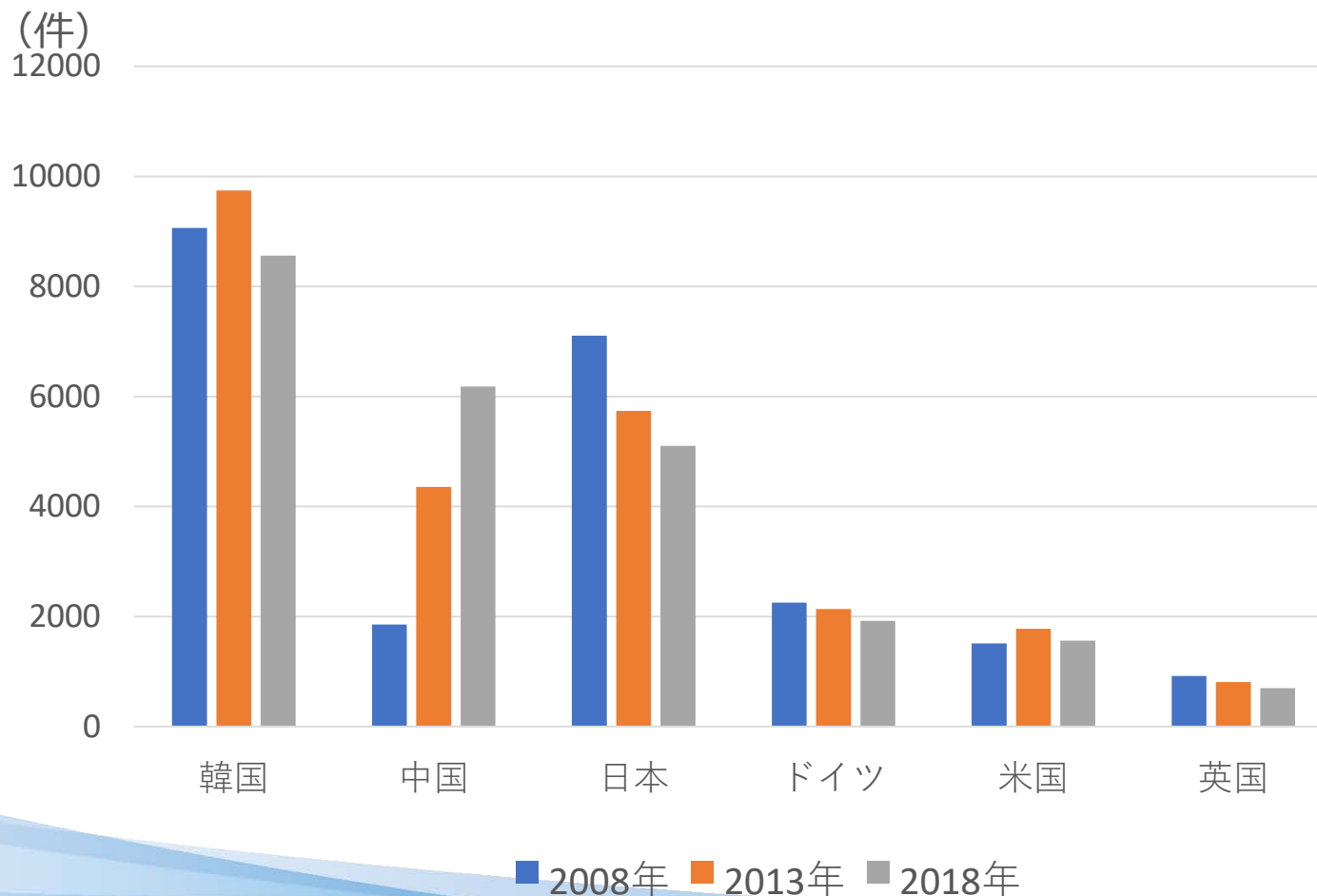


	2010年からの伸び率
米国	28%
中国	60%
欧州	29%
日本	15%
韓国	24%

単位GDPで見た出願件数比較

- 単位GDPあたりの特許出願件数が最も多い国は韓国。出願件数増を背景に中国も顕著な伸びを示している。日本は減少傾向にあるものの世界第三位であり、米国の3.3倍。
- GDP基準では、未だ日本企業は多数の特許出願を日本国特許庁に行っているといえる。

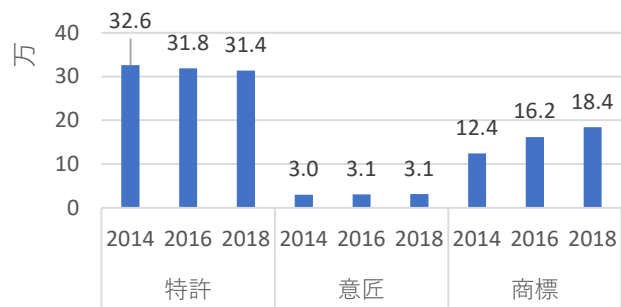
【GDP1,000億米ドルあたりの居住者による特許出願件数】



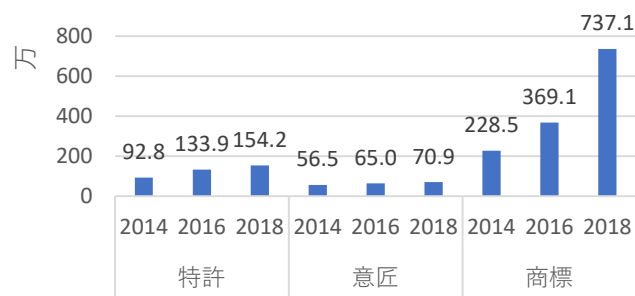
主要国の特許・意匠・商標の出願件数推移

- 特許、意匠、商標を総合してみると、米欧中韓は特・意・商ともに出願増の傾向、日本は商標のみ増加傾向。

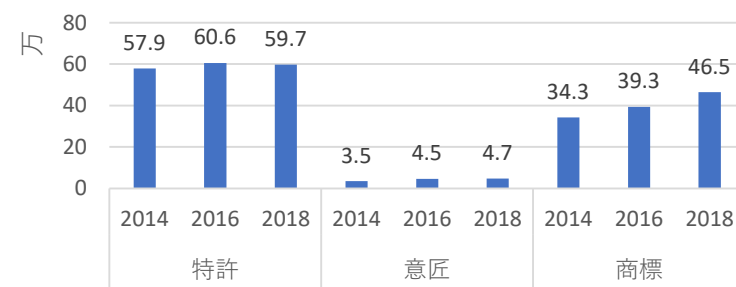
JPO(日本)



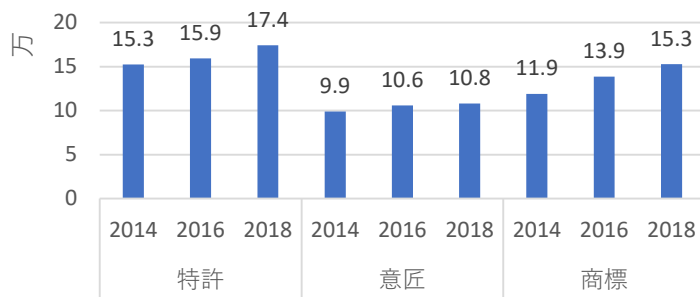
SIPO(中国)



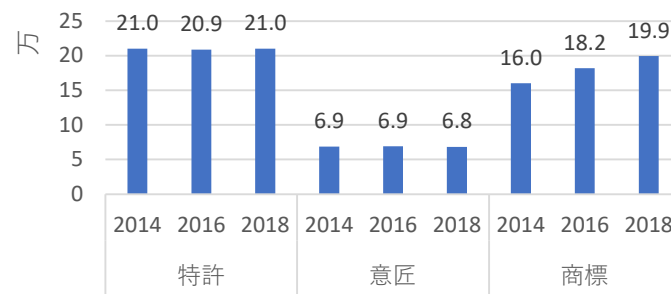
USPTO(米国)



EPO(欧州)

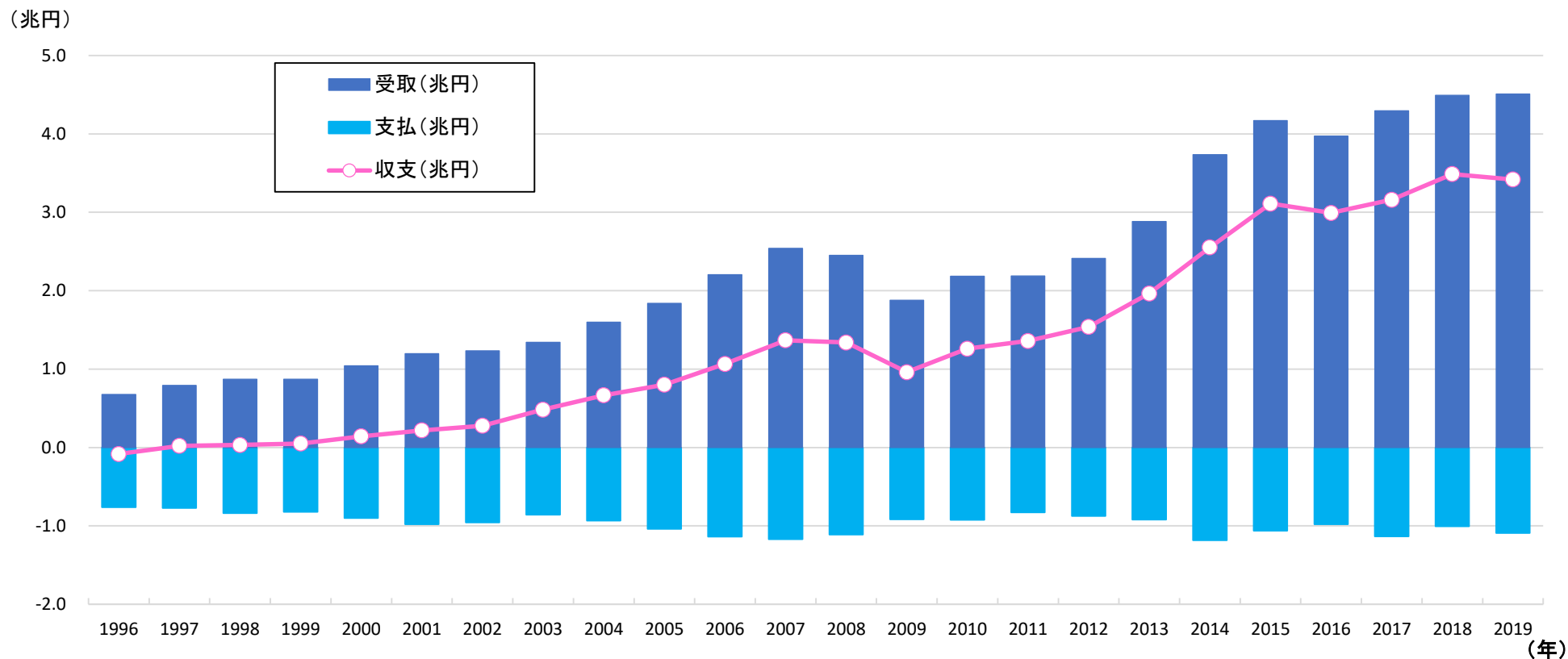


KIPO(韓国)



日本の産業財産権等使用料の国際収支は3.5兆円の黒字

- 我が国の国際収支が悪化する中、知的財産は国富を生む重要な資産。



※産業財産権等使用料

産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）、ノウハウ（技術情報）の使用料やフランチャイズ加盟に伴う各種費用、販売権の許諾・設定に伴う受払等を計上。これらの権利に関する技術、経営指導料も含む。

※財務省「国際収支統計」に基づき特許庁作成

特許、意匠、商標、審判の現状と取組

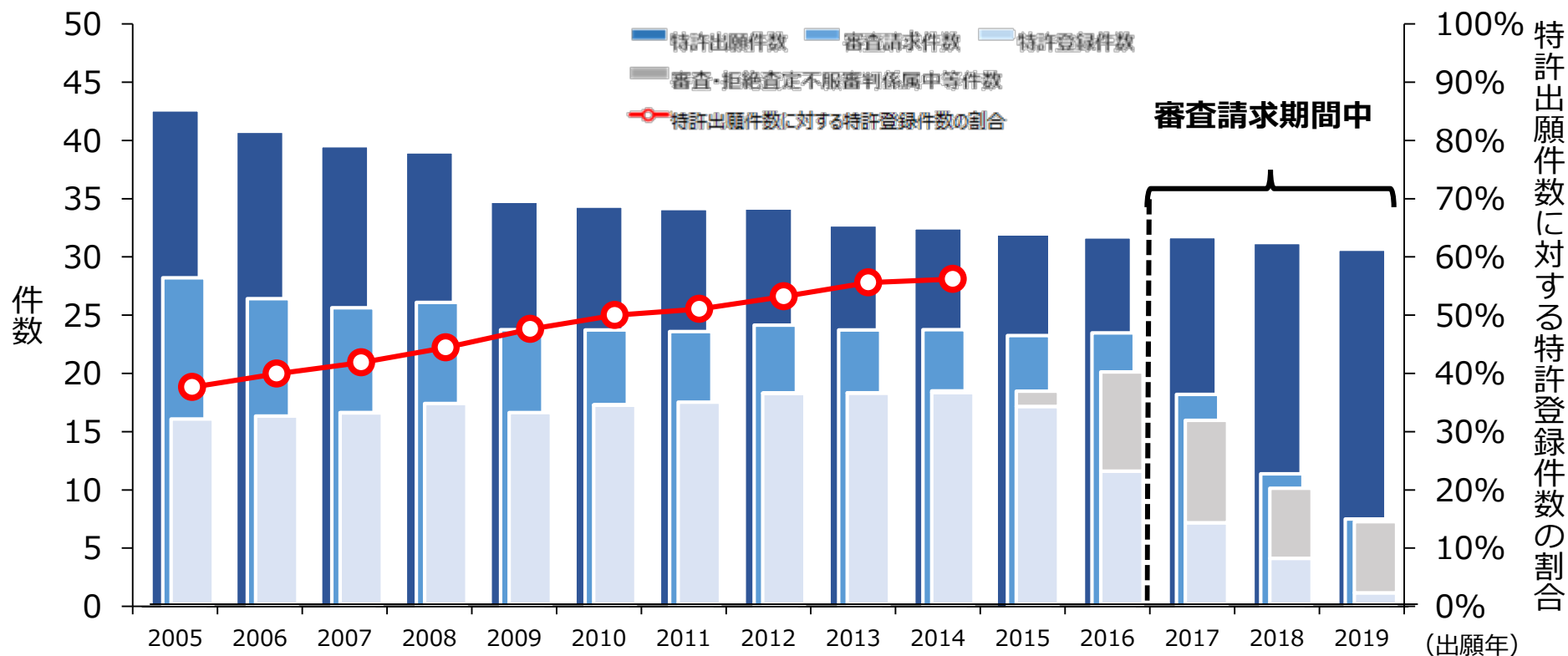
特許審査の現状

出願・審査請求と審査処理の動向（特許）

- 日本の特許登録件数は17万件前後で推移
特許出願件数に対する特許登録件数の割合は増加傾向。
- 特許出願の厳選を行うことが浸透し、量から質への転換が進んでいることが窺える。

(万件)

【出願年別で見る特許出願・審査請求・特許登録等の推移】



(備考) 出願年別の特許出願・審査請求・特許登録等の件数には、特許権の存続期間の延長登録の出願の件数は含まれない。

出願年別特許登録件数は、2020年3月30日時点での暫定値。

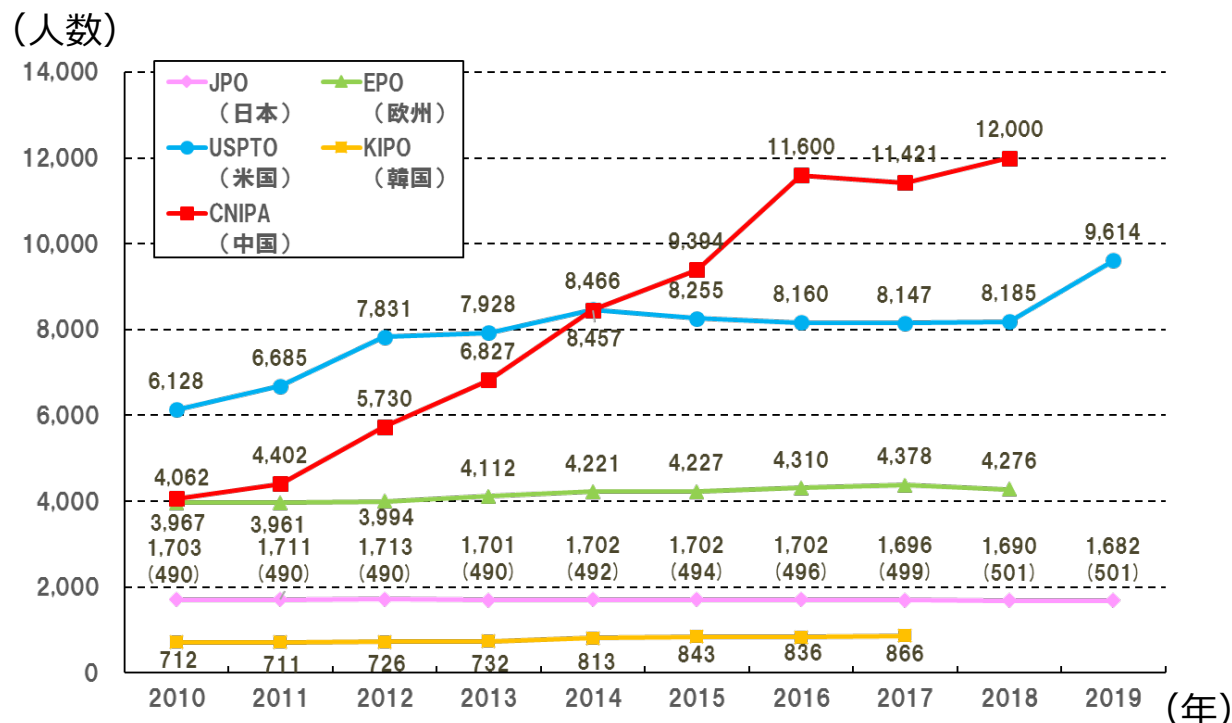
2017年から2019年の出願における出願年別審査請求件数は、2020年3月30日時点での暫定値。

(出典) 特許行政年次報告書2020年版

我が国の特許審査の現状

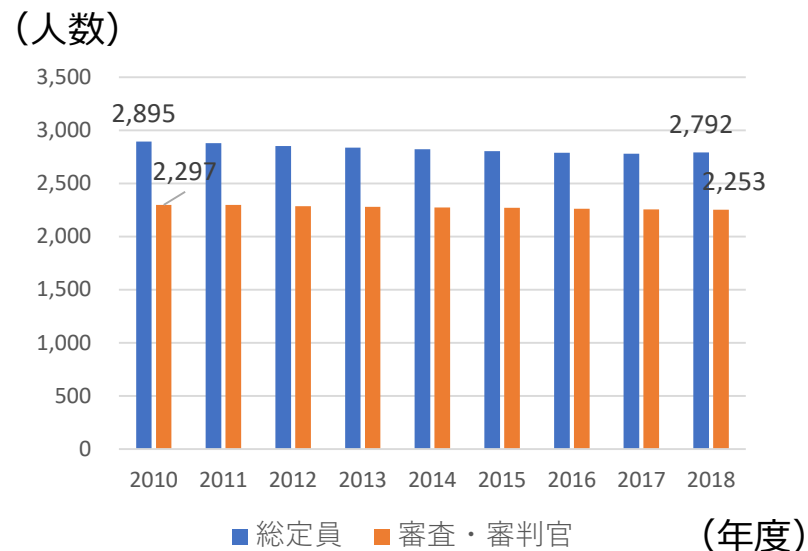
- 審査体制の整備を図るために各庁は、審査官の増員等に対応。
- 我が国は、欧米と比較して審査官の人数は少ないながらも、効率的な審査を実現。

【日米欧中韓特許庁の特許審査官数の推移】



※JPOの()内の数字は任期付き審査官数

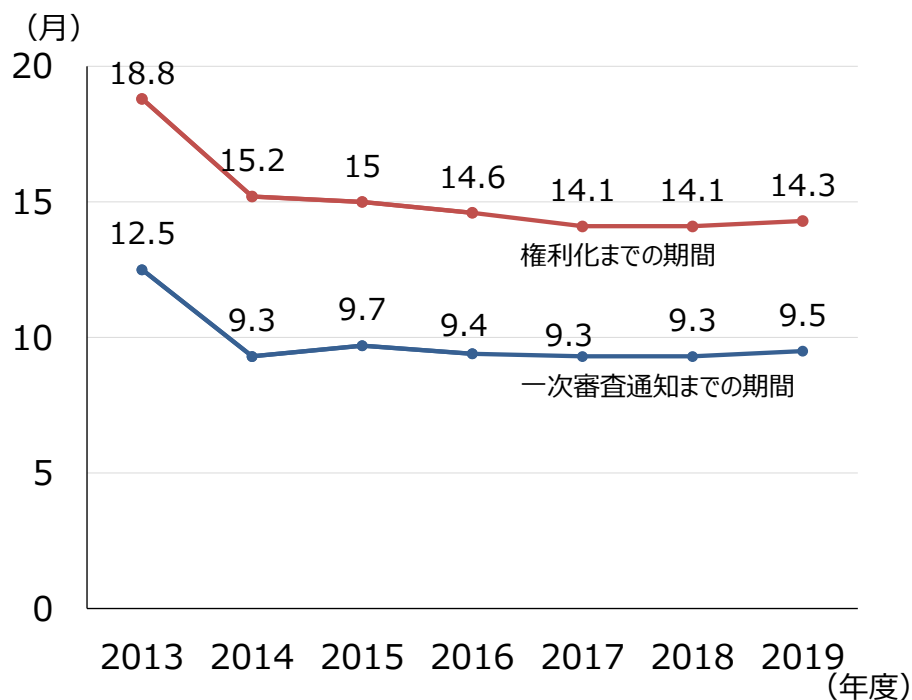
【日本国特許庁の定員推移】



特許審査の現状 世界最速の審査

- JPOの2023年度目標は、一次審査期間は平均10か月以内、権利化までの期間は平均14か月以内

【一次審査通知、権利化までの期間の推移】 【各国における一次審査期間と権利化までの期間】



(出典) 特許行政年次報告書2020年版

2018年	一次審査期間	権利化までの期間
日本	9.3か月	14.1か月
米国	15.6か月	23.8か月
欧州	4.4か月※	25.1か月
中国	15.4か月	22.5か月
韓国	10.3か月	15.8か月

※欧州特許庁の一次審査期間は、出願日から拡張欧州調査報告の発表までの中央値

(出典) 特許行政年次報告書2020年版

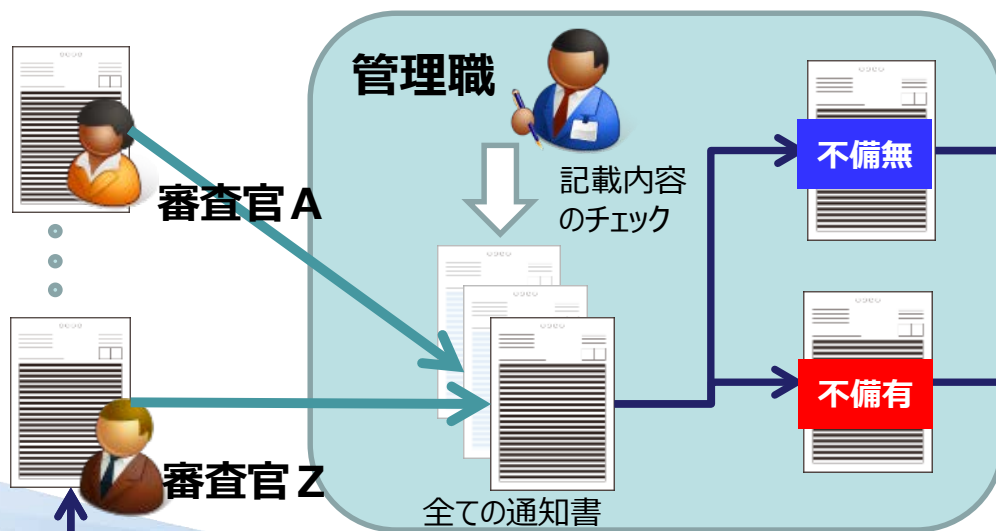
特許審査の現状 最高品質の審査

品質管理のキーコンポーネント

- 質の保証（審査の質の維持・向上のための取組）
- 質の検証（審査の質の把握のための取組）
- 品質管理に対する外部評価

品質管理の取組の一例（管理職によるチェック）

審査官が作成した通知書の確認等を通じた
管理職による審査の実体的及び形式的チェック



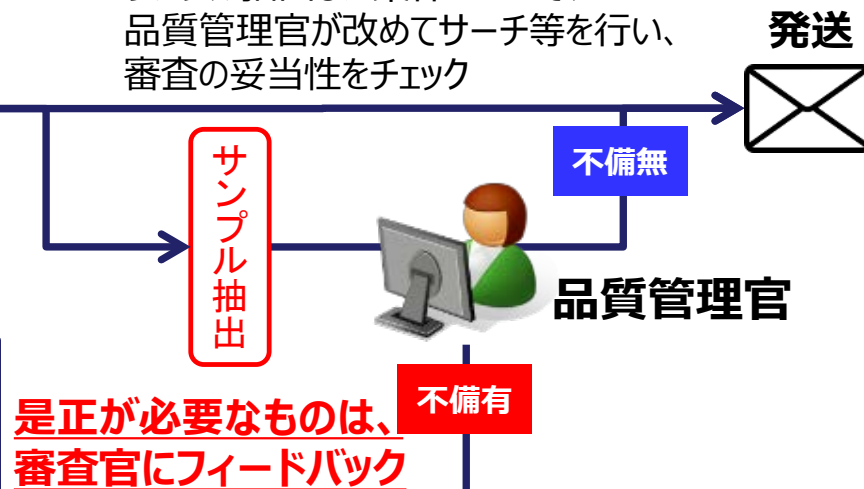
品質管理の取組の一例（協議）

管理職や他分野の審査官等との意見交換・知識共有を通じて、分野を越えた判断の均質化、審査官の能力の向上を図る。（2019年度は約4万件実施）



品質管理の取組の一例（品質監査）

サンプル抽出した案件について、
品質管理官が改めてサーチ等を行い、
審査の妥当性をチェック



特許審査の現状

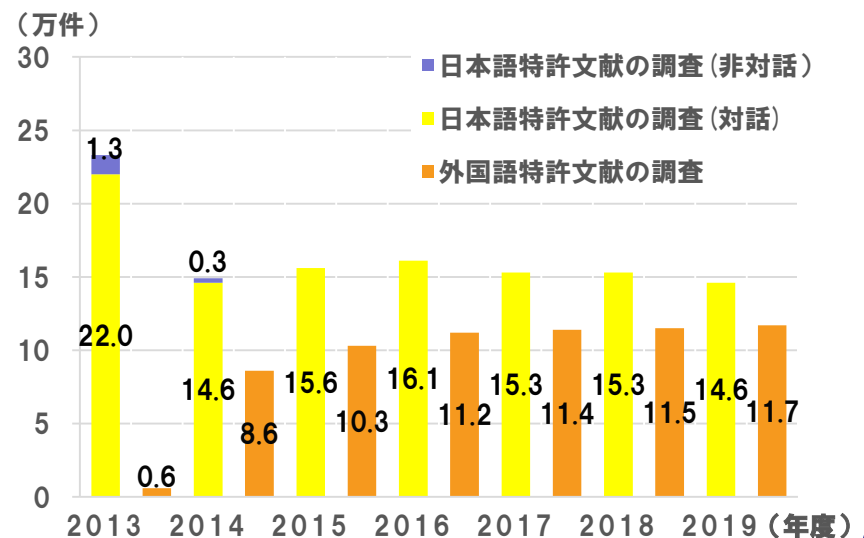
質の向上に向けての取り組み（登録調査機関の活用）

1. 2005年度から、民間活力を利用した登録調査機関による先行技術文献調査の外注を実施。

（2019年度は14.6万件（うち外国語特許文献の調査11.7万件））

2. 2014年度から、質の向上のため
 - ・外国語特許文献の調査を拡充
 - ・原則全件、検索者が調査結果を審査官に面談によって説明する方式（対話）を実施。

【登録調査機関への発注件数の推移】



登録調査機関とは…

- 特許庁が「**世界最速・最高品質の特許審査**」を実現するために、民間活力を利用すべく行う先行技術調査の外注先機関。
- 現在9機関あり、技術分野全39区分に複数の登録調査機関が参入（2020年5月現在）。
- 検索者は**民間企業出身の技術者等**。検索者の採用は各登録調査機関が行っている。詳細は各登録調査機関のHPへ。
- 年々各登録調査機関の区分登録数が増加。**出願動向に合わせて柔軟に対応**。

特許審査の現状

質の検証 [ユーザー評価調査]

■ ユーザーによる審査の質に関する評価の調査を2012年度から実施。

- 「特許審査全般の質（全体評価）」（図1）、「国際調査等全般の質（全体評価）」（図2）について、「満足」または「比較的満足」の評価の割合は50%を超え、「普通」という回答も合わせると95%以上。
- 「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」（図3）も、「普通」以上の評価が95%以上。
- 審査官間の協議や、管理職による審査結果の確認（決裁）の充実化等、重点的に取り組んできた「判断の均質性」の評価は改善傾向（図4）

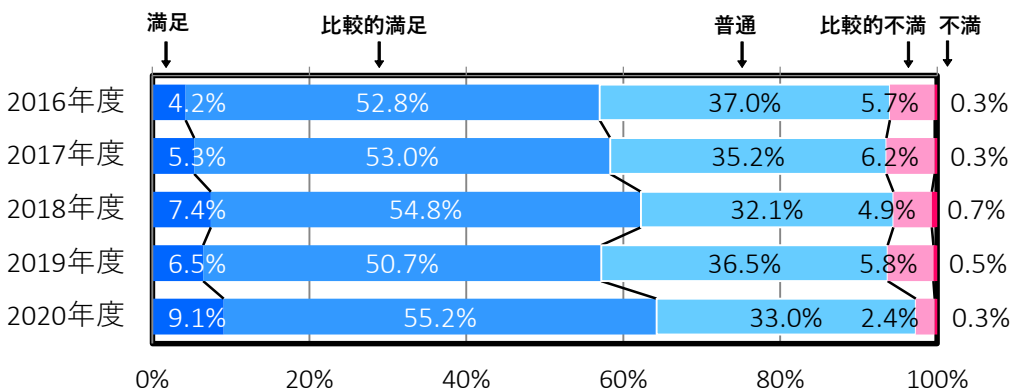


図1. 特許審査全般の質についての評価（全体評価）

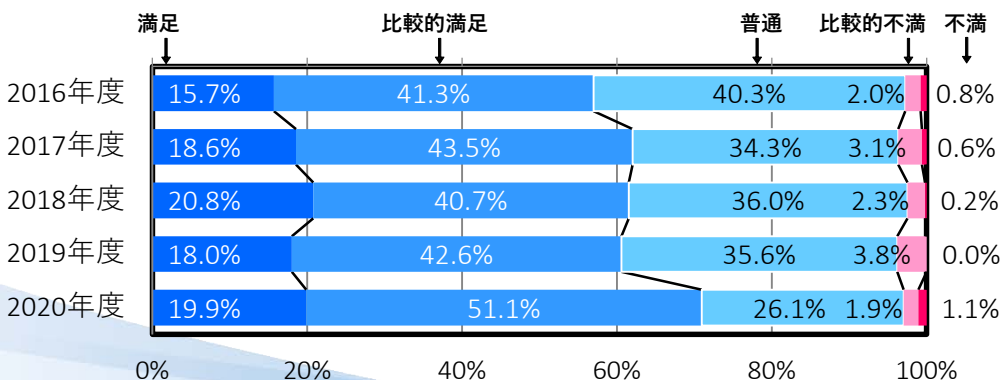


図3. 面接、電話等における審査官とのコミュニケーションについての評価

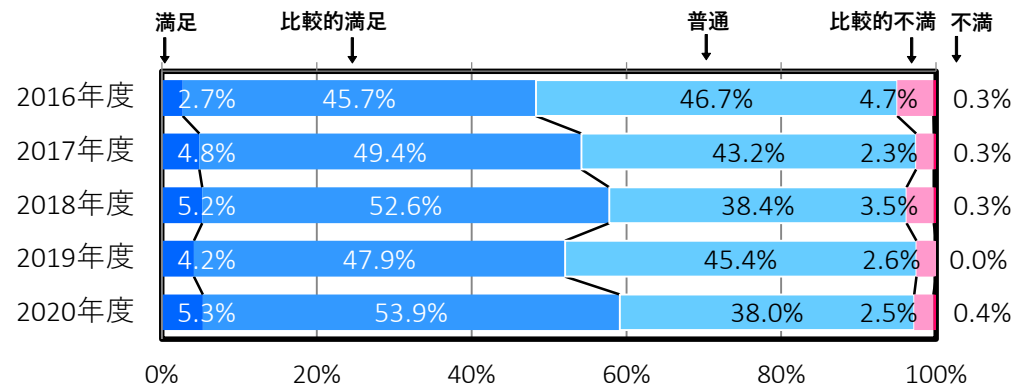


図2. 国際調査等全般の質についての評価（全体評価）

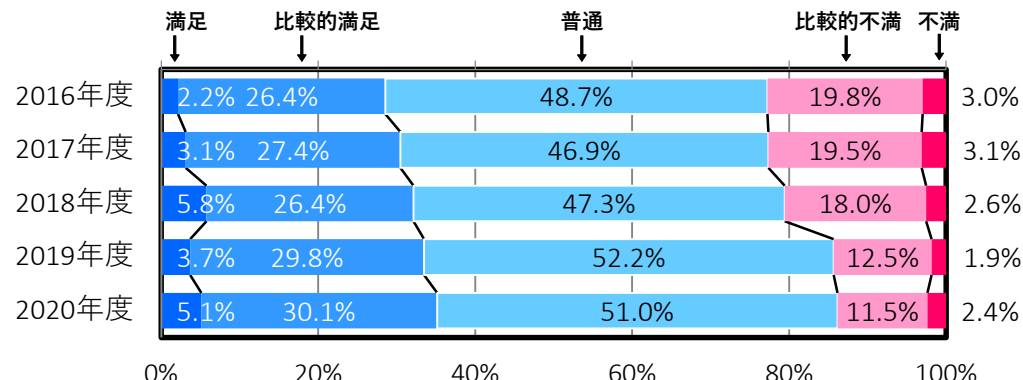
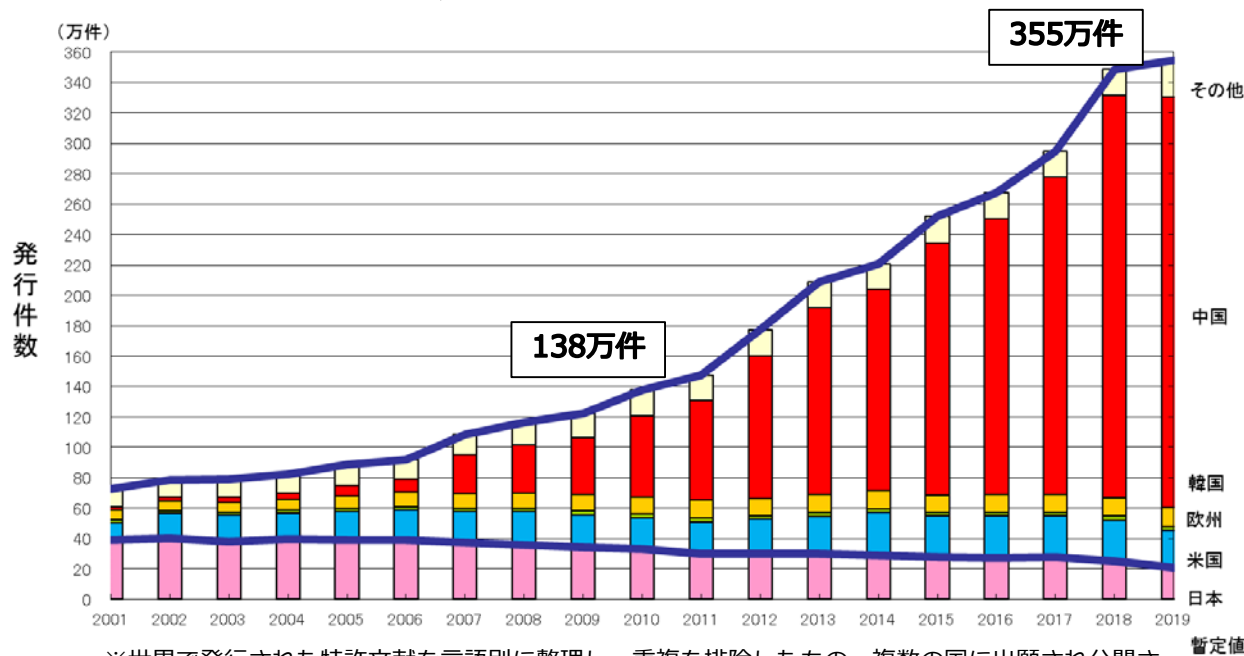


図4. 判断の均質性についての評価

特許審査の現状 審査処理負担の増大

- 近年、中国を始めとして世界の特許出願は大きく増加（2010年138万件→2018年355万件）。これに伴い、特許出願の審査(発明の新規性・進歩性の判断)の際に検討すべき文献の数・種類(言語等)も急激に増大。
- このような中、世界最高水準の審査速度・品質を維持するためには、審査業務用システムの増強(データ記憶容量の拡充、文献検索システムの処理速度の向上、機械翻訳システムの充実等)に継続的に取り組んでいく必要がある。

【世界の特許文献数の推移】



※世界で発行された特許文献を言語別に整理し、重複を排除したもの。複数の国に出願され公開された同内容の特許文献について、日本語があるものは日本の特許としてカウント。日本語がない場合は、米国（英語）、欧州（英語、仏語、独語）、韓国（韓国語）、中国（中国語）の順で該当する国・地域の国としてカウント。

【審査業務用システムの増強】

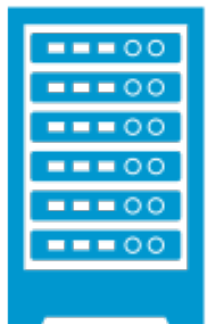
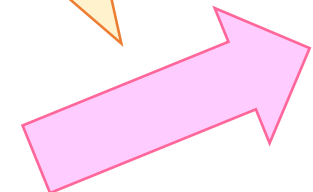
(特許文献検索システムの例)

演算速度：約 10 倍

ディスク容量：約 7 倍



2010年
導入

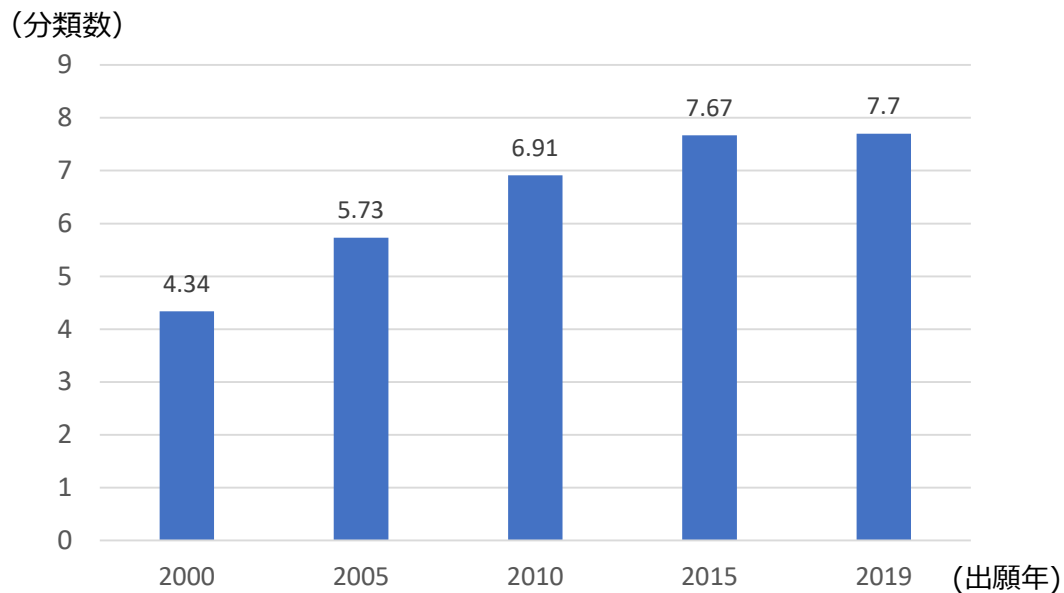


2018年
導入

特許審査の現状 審査処理負担の増大（２）

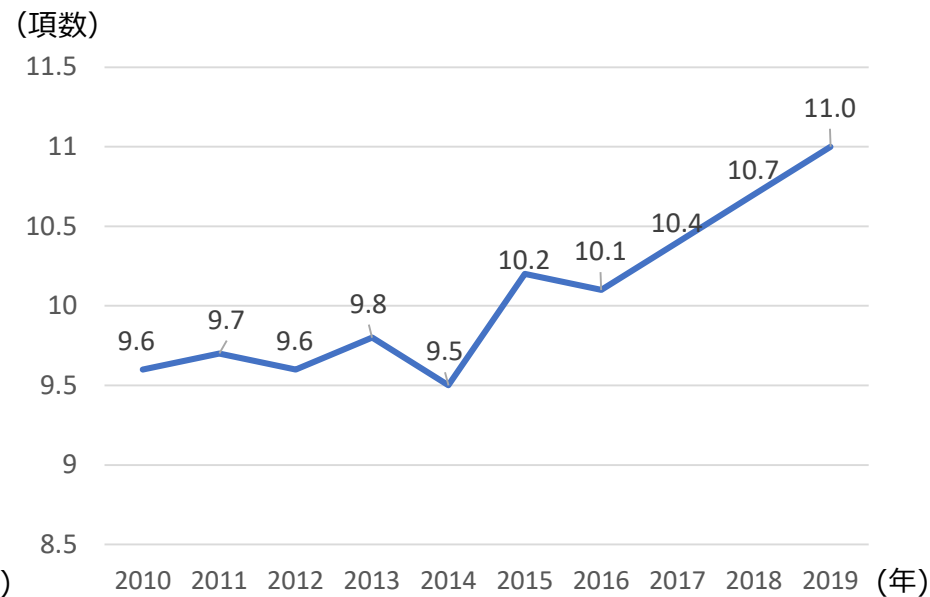
- 技術の高度化、複雑化（A I を始めとする融合技術分野の台頭）を背景に、1つの特許出願に対して付与される技術分類の数は増加傾向。
- 特許出願時における平均請求項数も増加傾向にあり、サーチ範囲の拡大も合わせ、一件あたりの審査負担は増大。

【一つの特許出願に付与される平均分類*数の推移】



*日本特許分類 (FI)

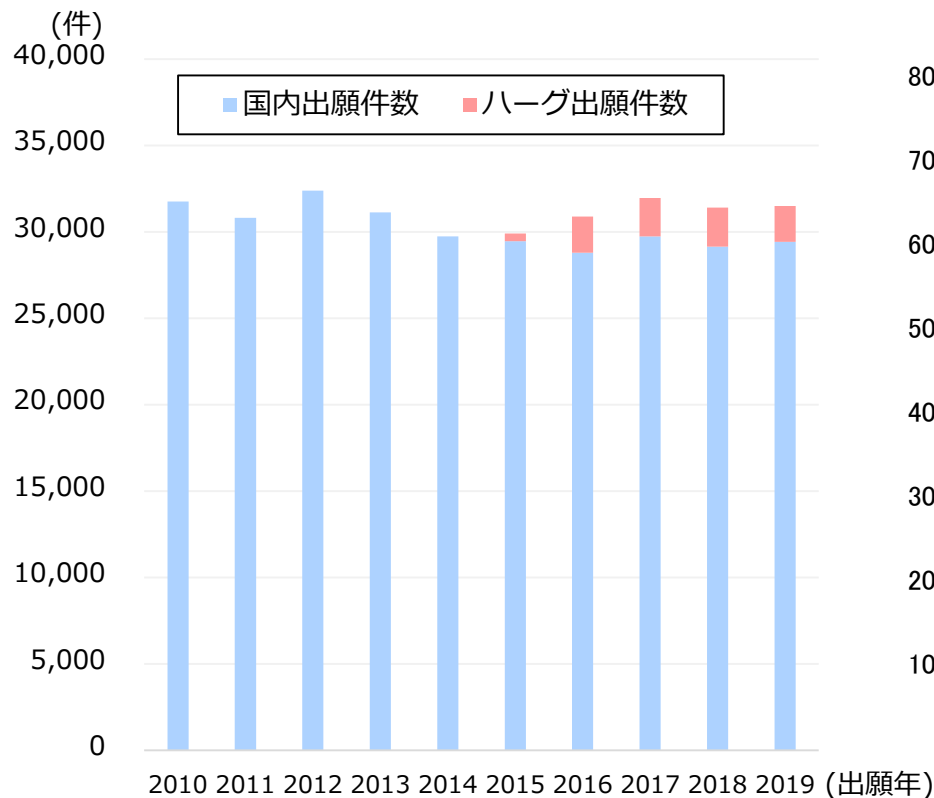
【特許出願時における平均請求項数の推移】



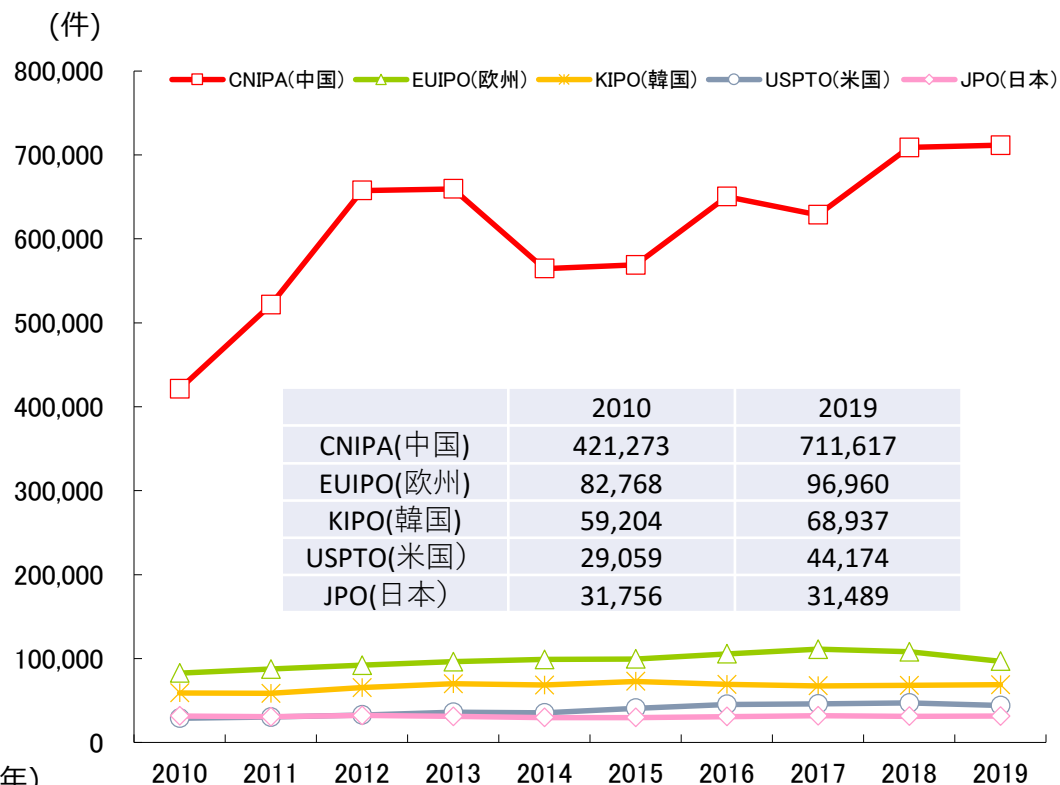
意匠審査の現状 意匠出願動向

- 日本への出願は2010年以降は多少の増減を繰り返しながら**30,000件前後で推移**。このうち**2,072件（6.6%）がハーグ出願（国際意匠登録出願）**。
- 2010年と2019年を比較すると、日本は横ばい、他国は増加傾向。

【意匠登録出願件数の推移（日本）】



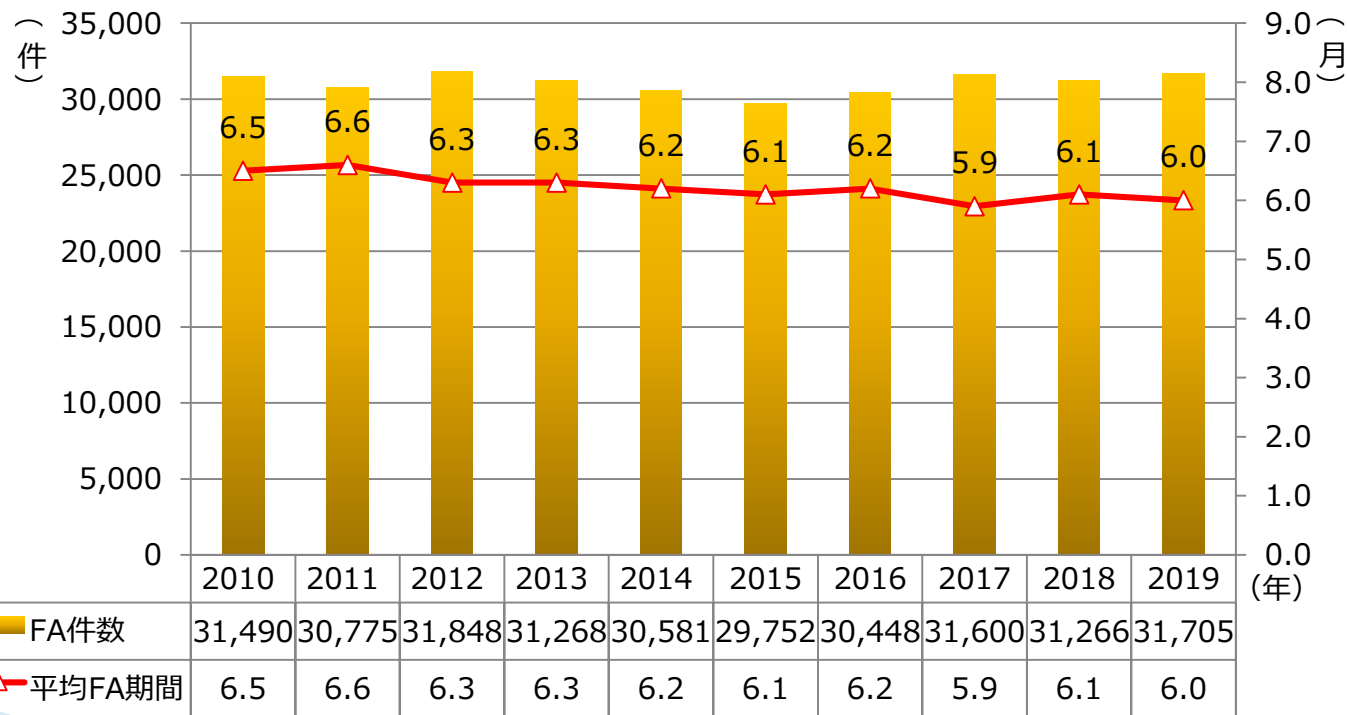
【主要国・機関における意匠登録件数】



意匠審査の現状

意匠審査（FA件数及びFA期間）

- FA(First Action)件数は出願件数にほぼ連動しており、出願された分を審査。
- トレンドが共通しやすい同一分野の出願を一定期間分まとめて審査。
- バッチでの審査を年間2サイクル行っており、平均FA期間は6～7月で推移。



実施庁目標（2019年度）

（１）平均 F A 期間

→ 5～7カ月とする

（２）権利化までの平均期間

→ 6～8カ月とする。

主要国の F A 期間

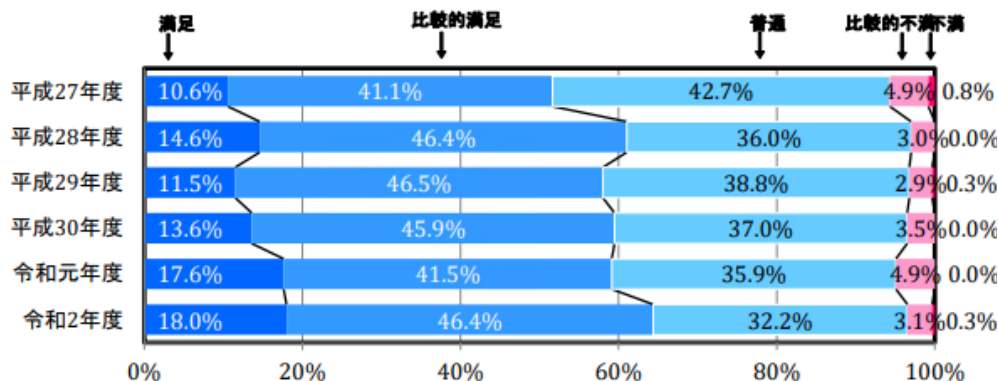
米国 14.3カ月（2019年）

韓国 5.4カ月（2019年）
（※一部無審査分野を含む）

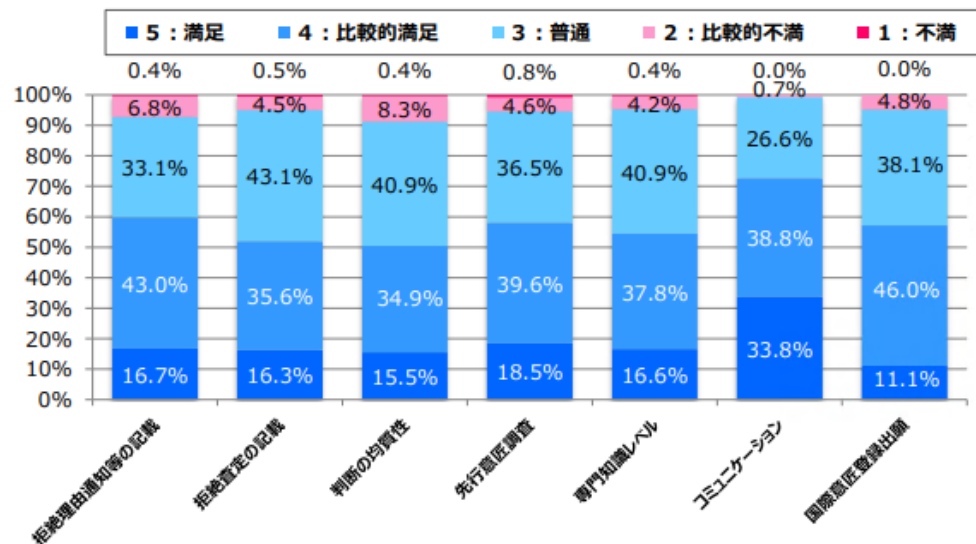
意匠審査の質に関するユーザー評価調査

- ユーザーによる意匠審査の質に関する評価の調査を2015年度から実施。
- 意匠審査の質全般について、「満足」と「比較的満足」を合わせた上位評価の割合は、64.4%。
- 審査の質に関する個別の調査項目は「拒絶理由通知等の記載」、「拒絶査定に記載」、「判断の均質性」、「先行意匠調査」、「専門知識レベル」、「コミュニケーション」、「国際意匠登録出願」の7つ。
- 「コミュニケーション」については、最上位評価である「満足」の割合が33.8%と他項目より高く、「比較的満足」と合わせた上位評価が72.7%を占める。

【意匠審査の質全般】
(令和二年度ユーザー評価調査)



【個別項目への評価の割合】
(令和二年度ユーザー評価調査)



出典:「令和2年度 意匠審査の質についてのユーザー評価調査報告書」 特許庁(令和2年9月)

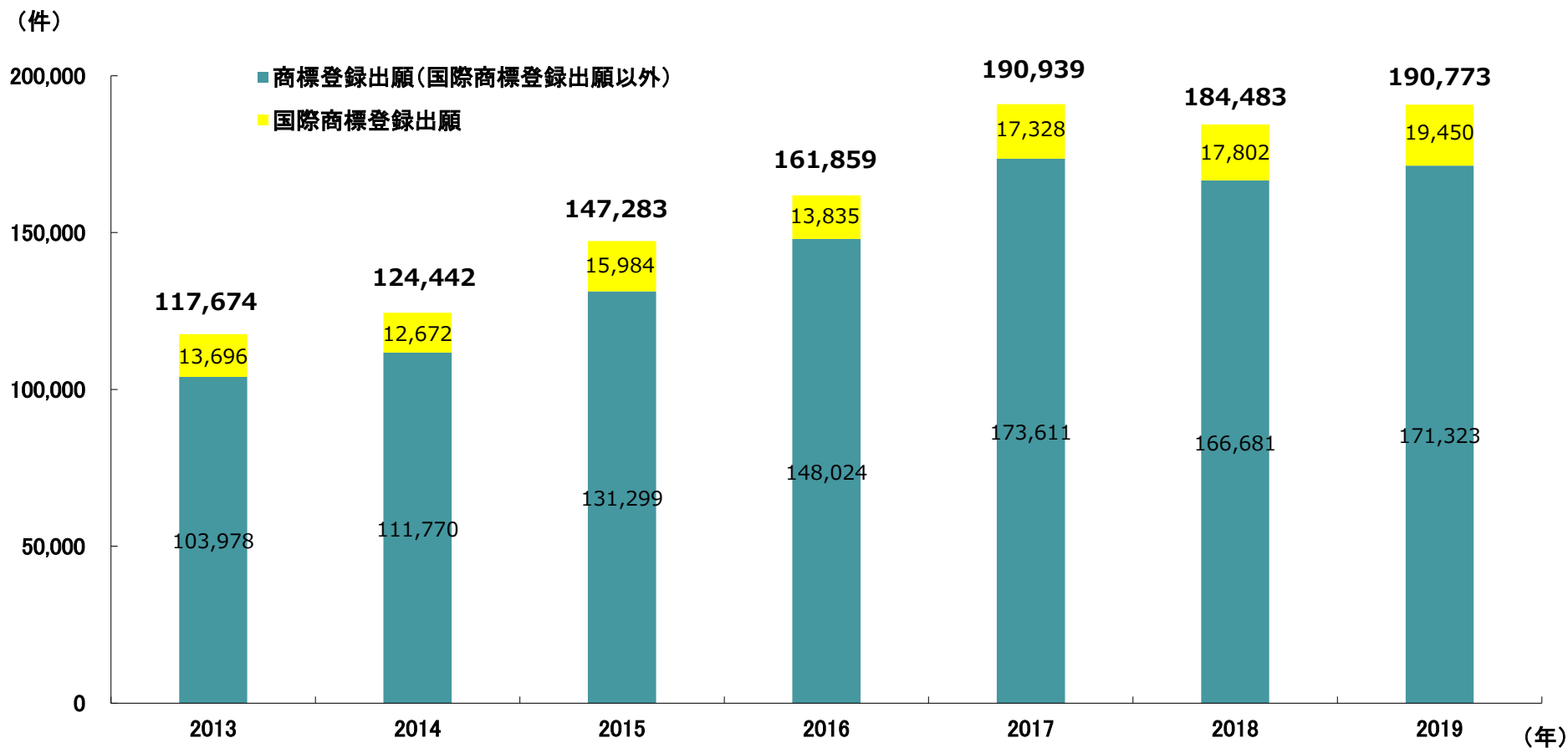
<https://www.jpo.go.jp/resources/report/user/document/2020-isho/houkoku.pdf>

商標審査の現状

企業の知財活動の現状 商標出願の動向

- 我が国における出願件数は増加傾向（2013年約11.8万件→2019年約19.1万件）。

【商標出願件数の推移】

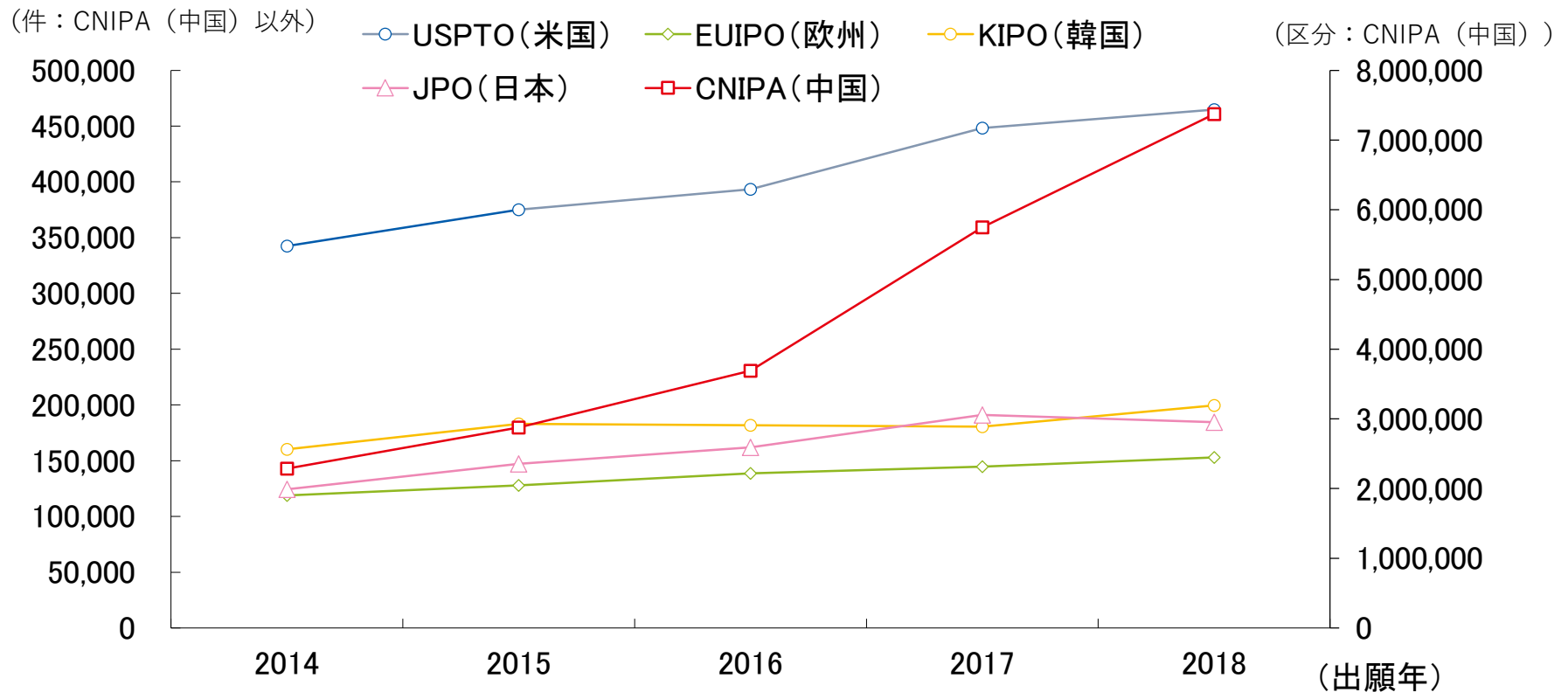


商標審査の現状

企業の知財活動の現状 商標出願の動向

- 世界的にも出願増の傾向。特に中国の出願増が顕著。

【日米欧中韓における商標出願件数の推移】



(出典)

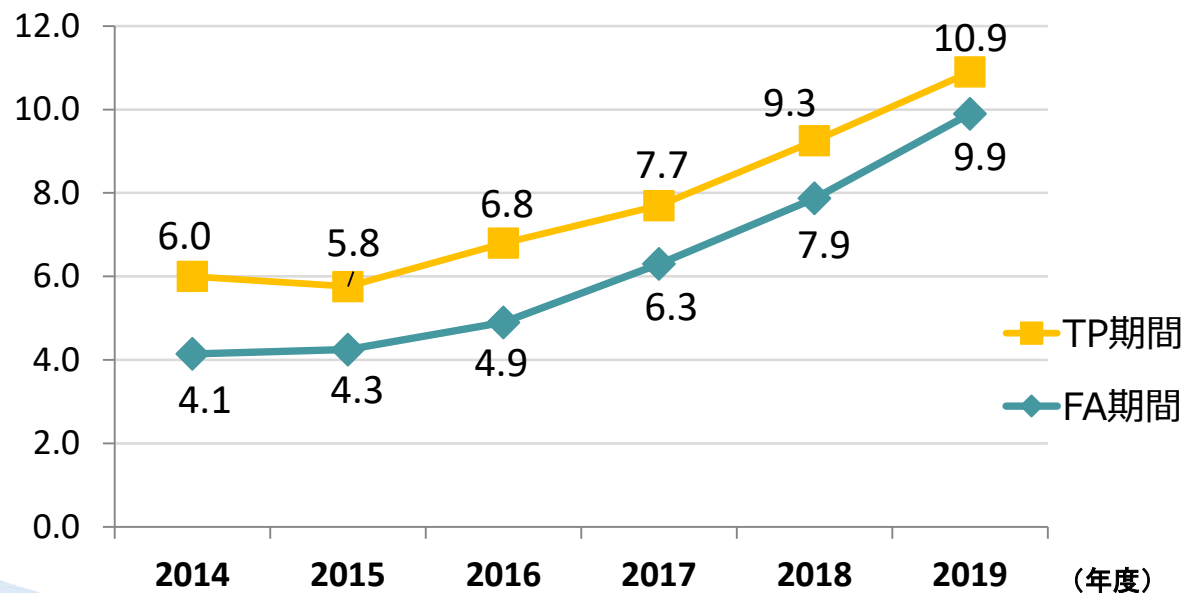
中国・・・CTMOAnnual Report 其他・・・WIPO統計
※中国は件数での公表を行っていないため、数値は区分数（右軸）。

商標審査の現状

審査期間（FA・TP期間）

- 近年の出願増の影響等により、一次審査通知までの期間及び権利化までの期間は延伸傾向。
- JPOの2020年度目標は、一次審査期間は平均9～11か月以内、権利化までの期間は平均10～12か月以内。
- 政府目標は、2022年度末に、一次審査を6.5か月、権利化までの期間を8か月。

【商標の審査期間の推移】



【審査期間短縮に向けた政府方針】

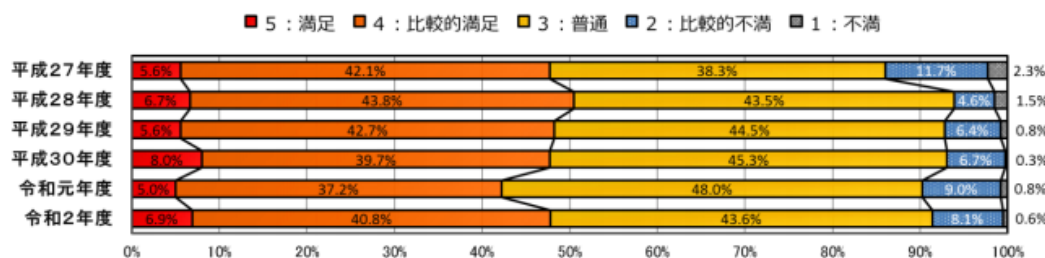
■ 成長戦略【2019年6月21日閣議決定】
「2022年度末までに、商標の権利化までの期間を、国際的に遜色ないスピードである8月とする」
（令和元年度革新的事業活動に関する実行計画 KPI）

■ 知的財産推進計画2019【2019年6月21日知的財産戦略本部決定】
「近年、商標出願件数の大幅な増加により審査期間が長期化傾向にあることを踏まえ、2022年度末までに、一次審査通知までの期間を6.5か月とすることにより、権利化までの期間を国際的に遜色ないスピードである8か月とできるよう商標審査体制を強化する。」（本文）

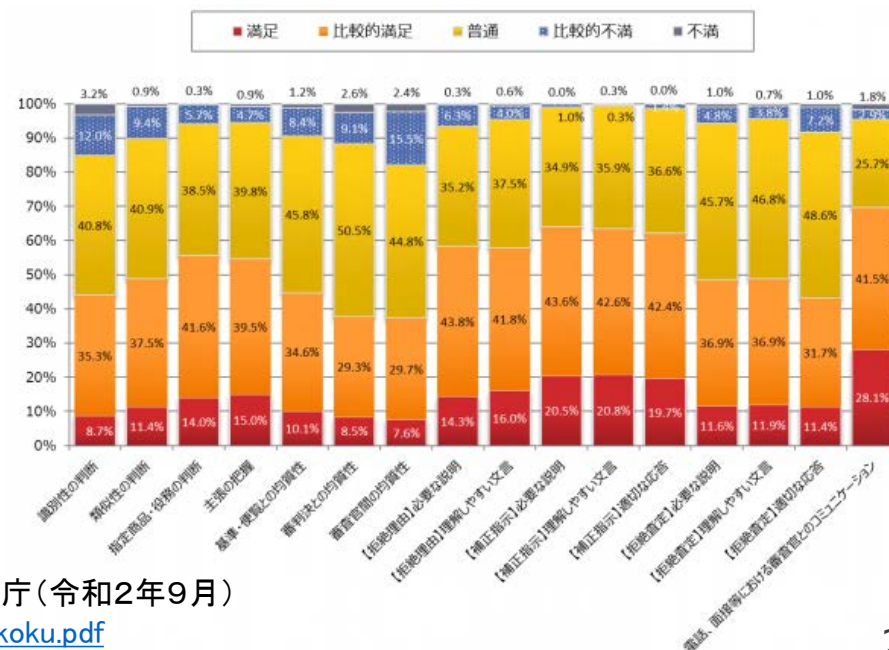
商標審査の質に関するユーザー評価調査

- 「商標審査の質全般」について、「満足」及び「比較的満足」を合わせた上位評価の割合は、47.7%、「普通」という回答も合わせると90%以上。
- 審査の質に関する主な調査項目は「識別性の判断」、「類似性の判断」、「指定商品・役務の判断」、「主張の把握」、「基準・便覧との均質性」、「審判決との均質性」、「審査官間の均質性」、「拒絶理由」、「補正指示」、「拒絶査定」、「審査官とのコミュニケーション」。
- 「普通」以上の評価の割合が9割以上を占める項目が16項目中12項目（4項目も8割以上は「普通」以上の評価）。

【商標審査の質全般】



【個別項目への評価の割合】

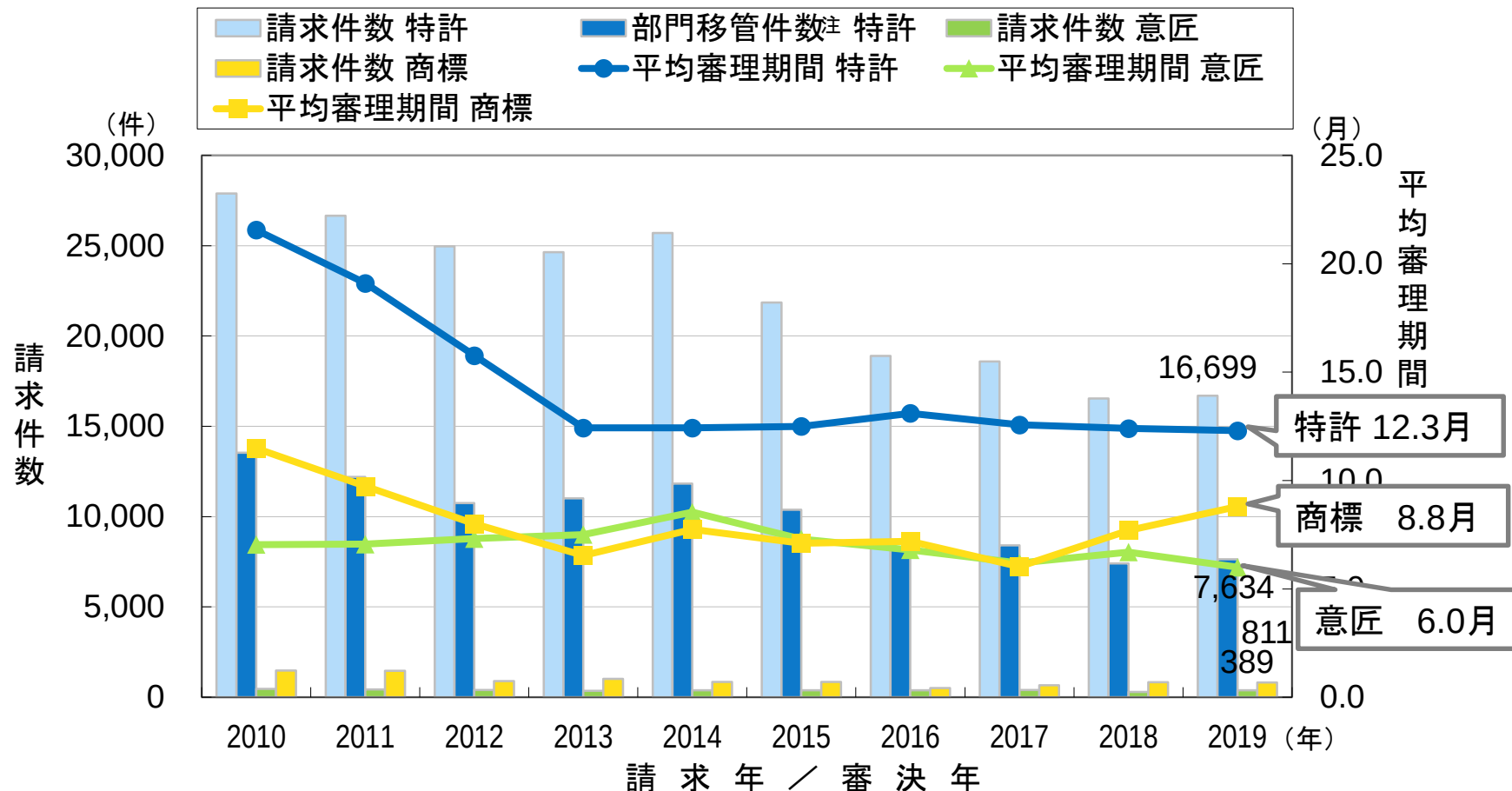


出典:「令和2年度 商標審査の質に関するユーザー評価調査報告書」 特許庁(令和2年9月)

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/user/document/2020-shohyo/houkoku.pdf>

審判の現状 拒絶査定不服審判請求及び審理期間動向

- 特許の請求件数は、近年緩やかな減少傾向。また、意匠・商標の請求件数は概ね横ばい。
- 平均審理期間は、2019年の特許が12.3か月、意匠が6.0か月、商標が8.8か月。



注1: 部門移管件数: 前置審査を経て審判部に移管された事件

注2: 平均審理期間: 審判請求日(※1)から、審決の発送日(※2)、取下げ・放棄の確定日、又は却下の発送日までの期間の暦年平均

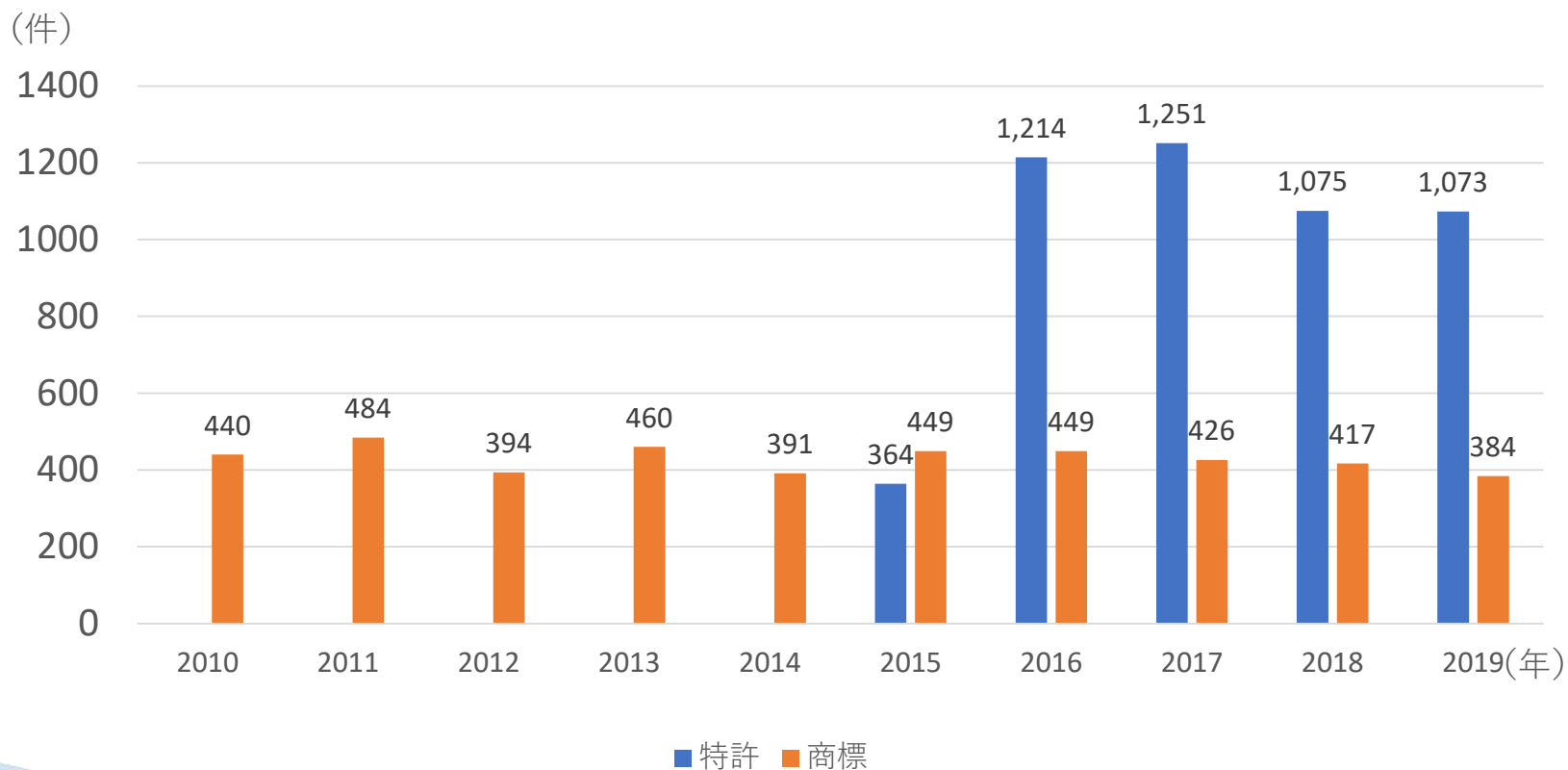
(※1) 異議申立については異議申立日。特許拒絶査定不服審判において前置審査に係る事件については審理可能となった日(部門移管日)

(※2) 特許異議申立において取消理由通知(決定の予告)を行うものはその発送日、特許無効審判において審決の予告を行うものはその発送日

審判の現状 異議申立件数の推移

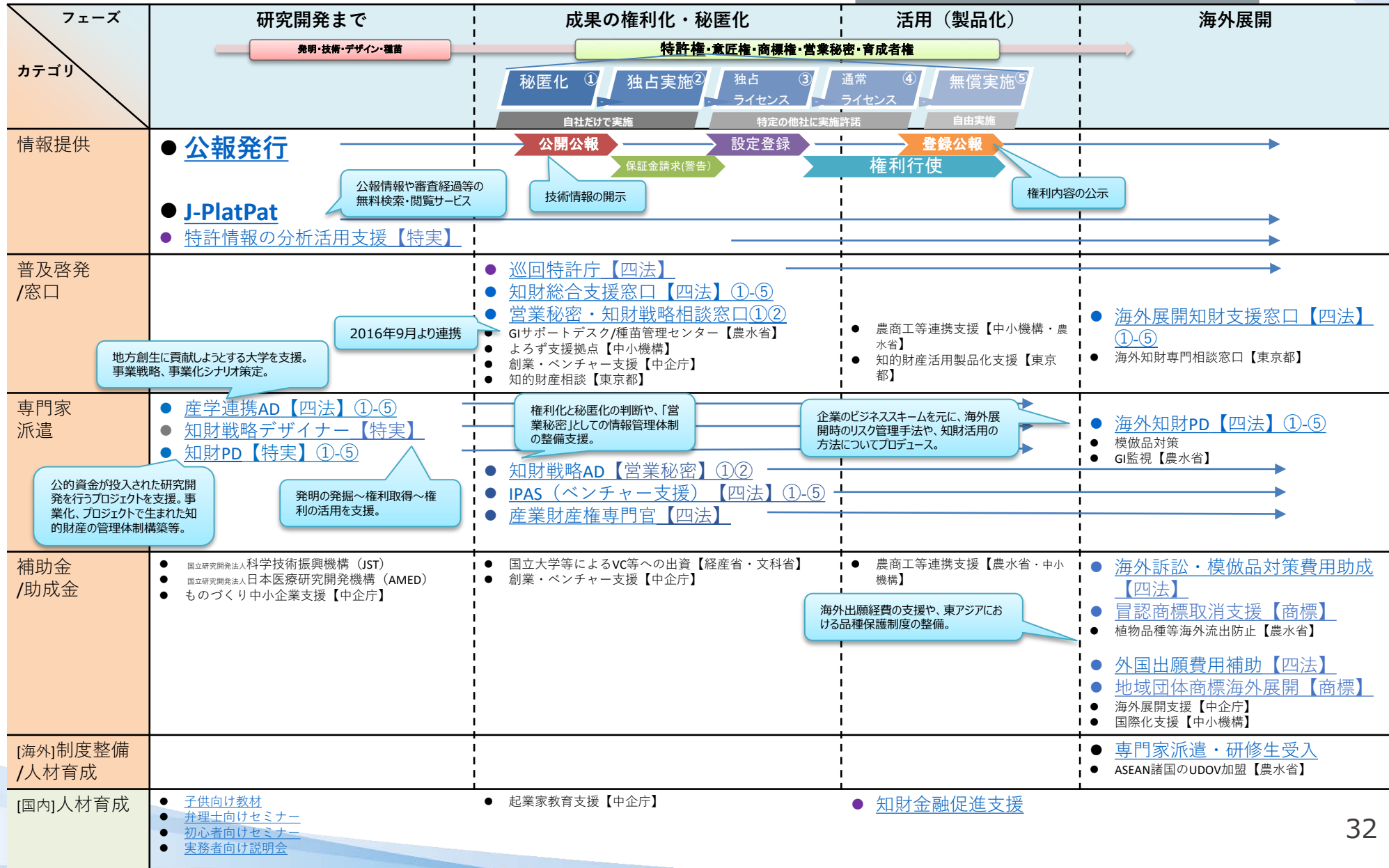
- 商標の異議申立件数は400件程度、特許の異議申立件数は1000件程度で推移。

【異議申立件数の推移（権利単位）】



近年の主要な取組

知財施策全体像



特許庁における近年の主要取組

迅速・的確な産業財産権（特許・実用・意匠・商標）の付与を通じたイノベーションの促進

国内外での早期安定的な権利の取得支援

- ・ PPHの新興国への拡大
- ・ 海外向け発信強化
- ・ スーパー早期審査

商標・意匠に係る多様なニーズへの対応

- ・ 商標：音、色彩等の新たな商標の保護、地域団体商標制度の利用促進
- ・ 意匠：建築物の外観・内装のデザイン等を保護対象に追加、関連意匠制度の改善

権利行使環境の整備

- ・ 標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き
- ・ 知財訴訟制度の見直し（査証、損害賠償）
- ・ AI・IoT時代にふさわしい特許制度の検討
- ・ 模倣品被害への対応

大学、中小・ベンチャー企業の支援

- ・ スタートアップへのハンズオン支援、IP-BASE
- ・ オープンイノベーション促進のためのモデル契約書
- ・ 地域知財活性化行動計画

国内外での早期安定的な権利の取得支援 海外での早期権利化

特許審査ハイウェイ（PPH: Patent Prosecution Highway）

- 審査待ち期間「**短縮**」（例：通常の出願に比べ、約**50%短縮**（米国））
特許率 「**向上**」（例：通常出願 約**75%** ⇒ PPH 約**85%**（米国））
- 日本起点のPPHを活用することで、グローバルポートフォリオを迅速に構築。
- 2019年12月5日より日インドPPHの申請受付を開始。インドとのPPHは日本が世界初。

世界最速・最高品質の 特許審査



例) ウェアラブル心拍計

JPO
特許

グローバルポートフォリオの 迅速な構築

PPH申請
(44庁)

ユーザーの声

- PPHにより中国で早期に権利化し、模倣品対策に活用していく。
- アジア市場を目指す製品について、PPHによりアジアで早期権利化。

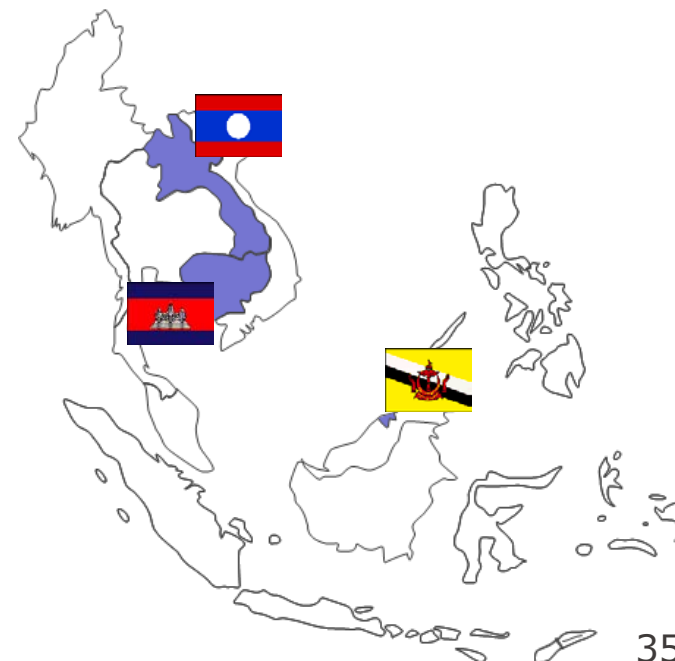
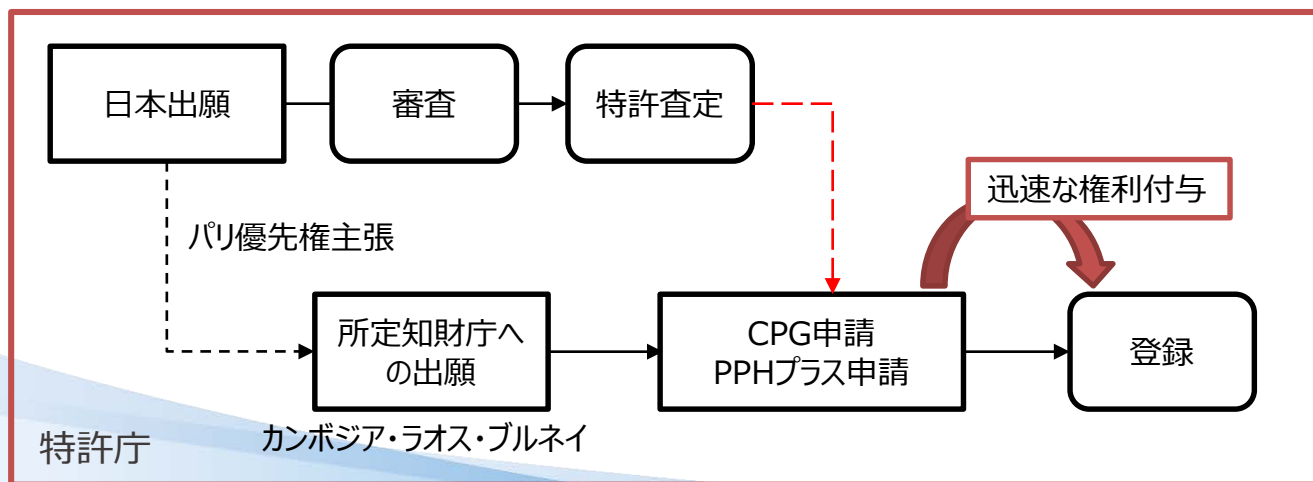
CPG(カンボジア・ラオス) PPHプラス(ブルネイ)

- 特許審査体制やリソースが不十分な国においても、日本の審査結果を活用して迅速に権利設定が可能となる協力を実施。
- ✓ CPG（特許の付与円滑化に関する協力）は、日本で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人の申請により、カンボジア、ラオスでは実質的に無審査で早期に特許とする枠組み。
- ✓ PPHプラスは、日本で特許付与された出願の出願人が、所定知財庁へ申請することにより、日本の審査結果を踏まえ、日本出願と同一内容の権利を迅速に取得可能とする枠組み。

・カンボジア：2016/7/1にCPG開始 ラオス：2016/11/1にCPG開始

・ブルネイ：2017/10/1にPPHプラス開始

<CPG・PPHプラスの仕組み>



- PCT協働調査では、一つのPCT出願に対して主担当庁が副担当庁と協働して、特許可能性に関する判断を行い、質の高い国際調査結果を出願人に提供。
- **PCT段階で複数庁の調査結果が得られる**ため、**海外での円滑な特許権取得**が可能。
- 試行期間（2018年7月～2020年6月）が終了し、現在は本プログラムの評価中（評価期間は2022年6月に終了予定）。

質の高い国際調査報告



※副担当庁協働調査結果は、**WIPO PATENTSCOPE**に公開

PCT段階

円滑な特許権取得



- 各国国内移行した際の予見性が高まる。
- 主要国の結果が平準化される。
- 提示文献を考慮して補正でき、各国移行後の拒絶理由が減る。

国内移行段階

国際審査協力 ～グローバルに質の高い権利取得支援～

- JPO審査官（国際研修指導教官）による審査実務指導を通じた海外審査官の能力向上支援（審査実務指導）

国内外での早期安定的な権利の取得支援 人材育成協力

- 新興国・途上国各国における産業財産権制度整備に貢献するため、人材育成支援事業を実施。
- 具体的には、我が国ユーザーからの情報、各国から寄せられた要請を考慮し、研修生受入事業、専門家派遣、セミナー・ワークショップの開催等を実施。
- 各種事業は、バイ、マルチの協力関係（協力覚書(MOC)、経済連携協定(EPA)等）を深化させるレバレッジ（てこ）としても機能。

（参考）研修生受入事業の実施状況について

1996～2019年度の研修生受入総数

国名	受入総数
インドネシア	914（14名）
タイ	767（36名）
フィリピン	585（27名）
ベトナム	733（39名）
マレーシア	595（31名）
インド	405（25名）
ブラジル	199（34名）
その他	2530（170名）
合計	6728（376名）

（注）カッコ内の数字は2019年度の数

2019年度に開催した研修コース(全20コースを開催)

- ・特許分野
「特許審査実践研修」他5コース
- ・意匠分野
「意匠実体審査コース」他1コース
- ・商標分野
「商標実体審査コース」他2コース
- ・その他
「実務者向け模倣品対策コース」他8コース



2019年度 特許審査実践研修 研修生受入れ

特許庁

国内外での早期安定的な権利の取得支援

スーパー早期審査

- 更なる早期権利化を必要とする出願人のニーズに対応するため、2008年10月より試行開始
- 一次審査通知までの期間を平均0.6月、
意見書・補正書の応答期間及び応答から再着審査までを各々 1 か月に短縮

【対象となる出願】

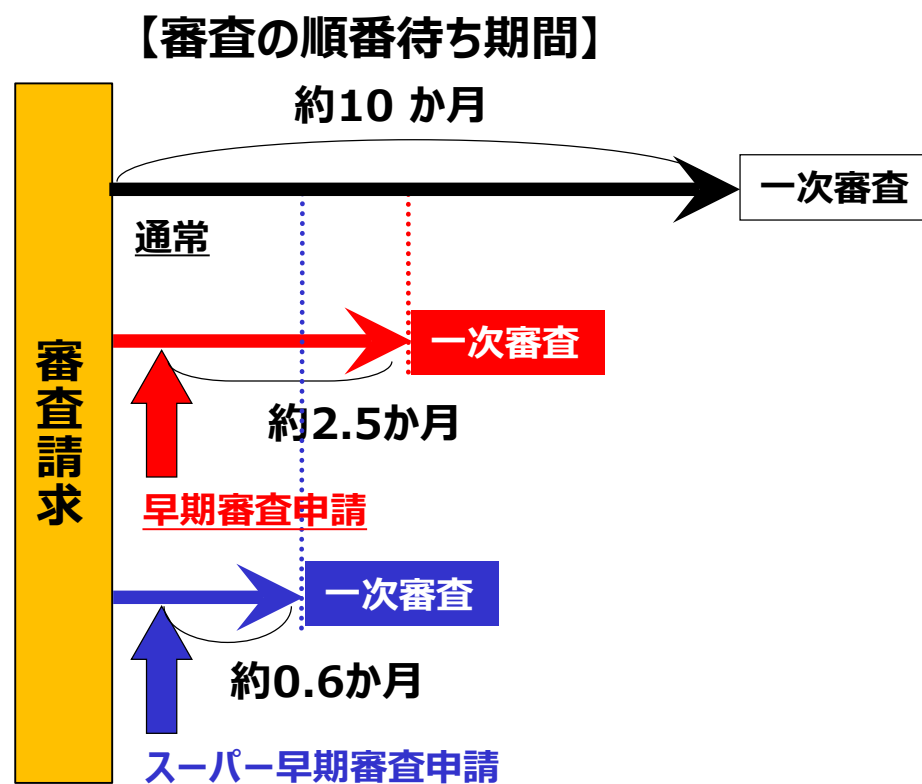
- ・現行早期審査の要件中、
「実施関連」かつ「外国関連」に該当する、
より重要性の高い出願
- ・オンライン手続の出願に限定

【一次審査通知までの期間】

- ・申請から一次審査通知まで 1 か月以内
(P C T 国内移行案件は、原則 2 か月以内)
- ・更に、意見書・補正書の応答期間及び
応答から再着審査までを各々 1 か月に短縮

【実績 (2019年)】

- ・申請件数 : 1,125件
- ・F A 期間 : 平均0.6か月



商標・意匠に係る多様なニーズへの対応

- 商標・意匠制度の見直し・適切な運用を通じ、多様化する企業等のブランド戦略、デザイン戦略を支援

- **商標**：音、色彩等の新たな商標の保護、地域団体商標制度の利用促進
- **意匠**：建築物の外観・内装のデザイン等を保護対象に追加、関連意匠制度の改善

商標

音、色彩等の新たな商標の保護(2015年～)

→ 1906件の出願、525件の登録 (2020/6/30時点)

店舗の外観・内装保護等を含む 立体商標見直し(2020年～)

→ 26件の出願 (2020/6/30時点)



地域団体商標制度の利用促進(2006年～)

→ 683件の登録 (2020/6/30時点)

「米沢牛」

山形県 山形おきたま農業協同組合
商標登録第5029824号



「中津からあげ」

大分県 中津商工会議所
商標登録第5817143号



「小豆島オリーブオイル」

香川県 NPO法人小豆島オリーブ協会
商標登録第5800807号



意匠

意匠法抜本改正(本年4月施行)による 保護の拡充

物品に記録・表示されていない画像

→ 239件の出願 (2020/6/30時点)

クラウド上に保存され、ネットワーク
を通じて提供される画像



道路に投影された画像



建築物の内装・外観デザイン

→ 内装98件、建築物133件の出願 (2020/6/30時点)

建築物の意匠の例



店舗の内装デザイン



関連意匠制度の拡充

長期に亘り、一貫したコンセプト
に基づき開発されたデザインを
保護可能とする。



特許訴訟制度の充実

- ・ 侵害が容易（特許は公開、物理的に盗む必要なし）
- ・ 立証が困難（証拠は侵害者側に偏在）
- ・ 侵害を抑止しにくい（刑事事件の起訴なし）

「侵害した者勝ち」にならないよう
配慮が必要

訴訟提起

侵害の有無の審理

＜証拠収集＞

有無判断
侵害の有無

損害額の審理

＜損害賠償＞

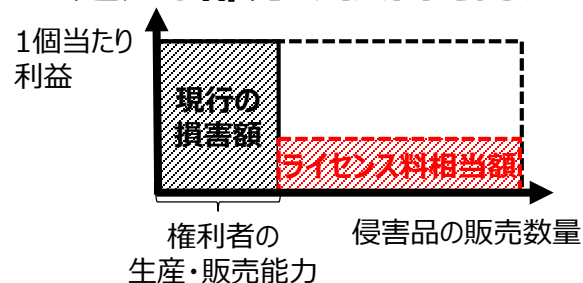
判決

① 専門家による現地調査〔査証〕

〔裁判所が中立公正な専門家を選定
侵害が疑われる者の施設へ立入り〕

- ・ 要件は厳格に設定
 - ✓ 侵害行為の立証に必要
 - ✓ 特許権侵害の蓋然性
 - ✓ 他の手段では証拠が十分に集まらない
 - ✓ 相手方の負担が過度にならないこと
- ・ 秘密保護の仕組みを導入
 - ✓ 専門家の選定にかかる異議申立て
 - ✓ 報告書中の秘密情報の黒塗り
 - ✓ 専門家の秘密漏洩に対する刑事罰

② 権利者の生産・販売能力等を超える部分の損害を認定



✓ 中小・ベンチャー企業にも十分な賠償

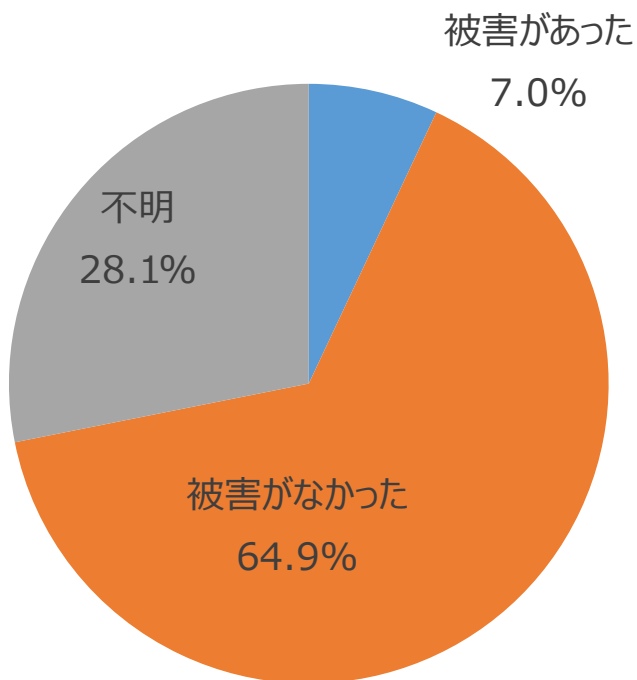
③ ライセンス料相当額の増額

- ✓ 特許が有効であり侵害されたことが裁判で認定されたことを考慮できる旨明記

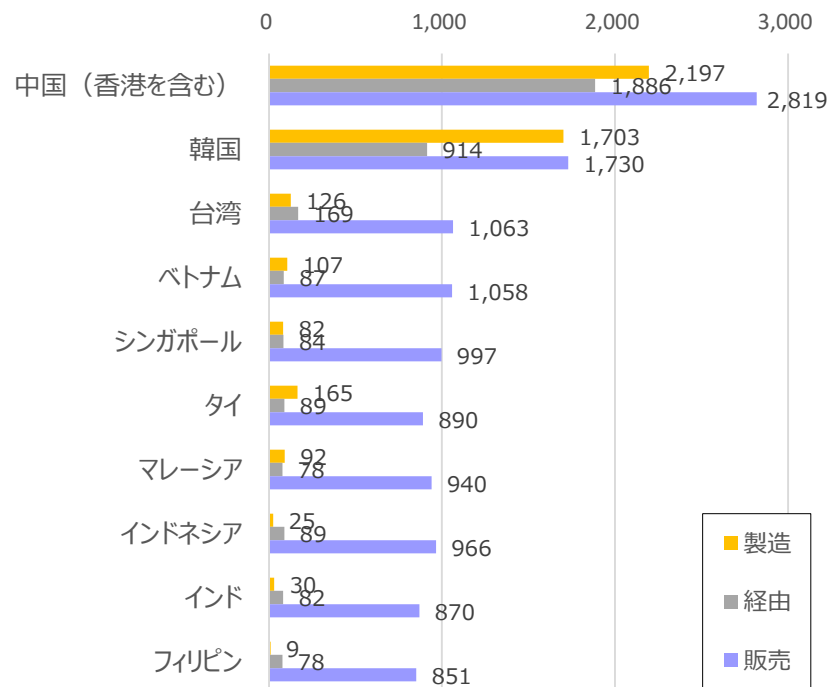
模倣品対応 模倣品被害の状況

- 2018年度において、模倣被害を受けた我が国法人※数は全体推計すると約13,758法人(全体の約7.0%)。
 - 2018年度の模倣被害状況は、模倣品の製造地、経由地及び販売提供地のいずれ項目においても中国が最多。
- ※2017年度末において我が国の産業財産権を保有する企業。

模倣被害法人数の割合（全体推計値）



国・地域別の模倣被害状況（全体推計値）



（出典）2019年度模倣被害実態調査報告書

模倣品対応 海外での模倣品被害に対する支援

個別の相談対応

- JETRO海外事務所等（委託事業）において、海外での模倣被害に関する個別相談に対応、難件の場合にはJETRO等で契約している法律事務所が専門的情報を提供。

法律事務所、調査会社等の紹介

- JETROの海外事務所等（委託事業）において、日本語の通じる、或いは日本企業との間で実績を有する法律事務所等の候補を紹介。
- 関係行政機関への取締要請等のため、現地取締機関の紹介、面談の申し入れ等を実施。

調査、企業等への情報提供

- 模倣品の製造、流通、消費、並びにインターネット上の模倣品について調査を実施
- 模倣対策マニュアルを国・地域ごとに作成、インターネット等を通じ希望者に広く提供
- 外国の法制度・運用・模倣対策手法に関する情報をセミナー等を通じて提供。

政府職員等招聘

- 海外の政府機関職員等を招聘し、日本政府や産業界との意見交換やセミナーを実施。

真贋判定セミナー

- 中国周辺の模倣品流出国及び模倣品の中継拠点とされる中東等の税関・警察等執行関係機関の職員を対象に、模倣品の取締りに関する実践的なノウハウを提供する官民合同のセミナーを開催。

相手国政府への働きかけ

- 日中知的財産権ワーキンググループ等の場を通じて模倣品取締の強化等を要請。
- 官民合同ミッション※を中国中央・地方政府、UAE及びサウジアラビアに派遣。

※ 官民合同ミッション

政府が、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）と連携して、知的財産保護に係る相手国政府機関に対して、知的財産保護強化に係る協力のあり方について意見交換を行うとともに、制度面・運用面での改善を要請。

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）は、海外の模倣品・海賊版等の知財侵害問題の解決に意欲を有する民間企業・団体からなる模倣品対策組織（2020年3月現在、91団体190企業）。

模倣品対応 国内の模倣品対策

水際対策の強化

- ・ 税関長から特許庁長官に対する照会に対応（関税法に基づく）。
- ・ 税関職員の更なる判断力の向上及び迅速な対応を図るため、産業財産権に関する研修に協力。

国内取締機関への協力

- ・ 産業財産権侵害事件の取締に協力するため、国内取締機関からの侵害事件に係る照会に回答。2019年の国内取締機関から特許庁への照会件数は1,763件。

消費者に対する普及啓発

- ・ 模倣品の撲滅や知的財産権保護の重要性を消費者に周知するべく、2003年度から特設ウェブサイト。インターネット広告等を通じて「コピー商品撲滅キャンペーン」を実施。
- ・ 実施にあたっては、民間企業、団体等に周知協力依頼を実施。



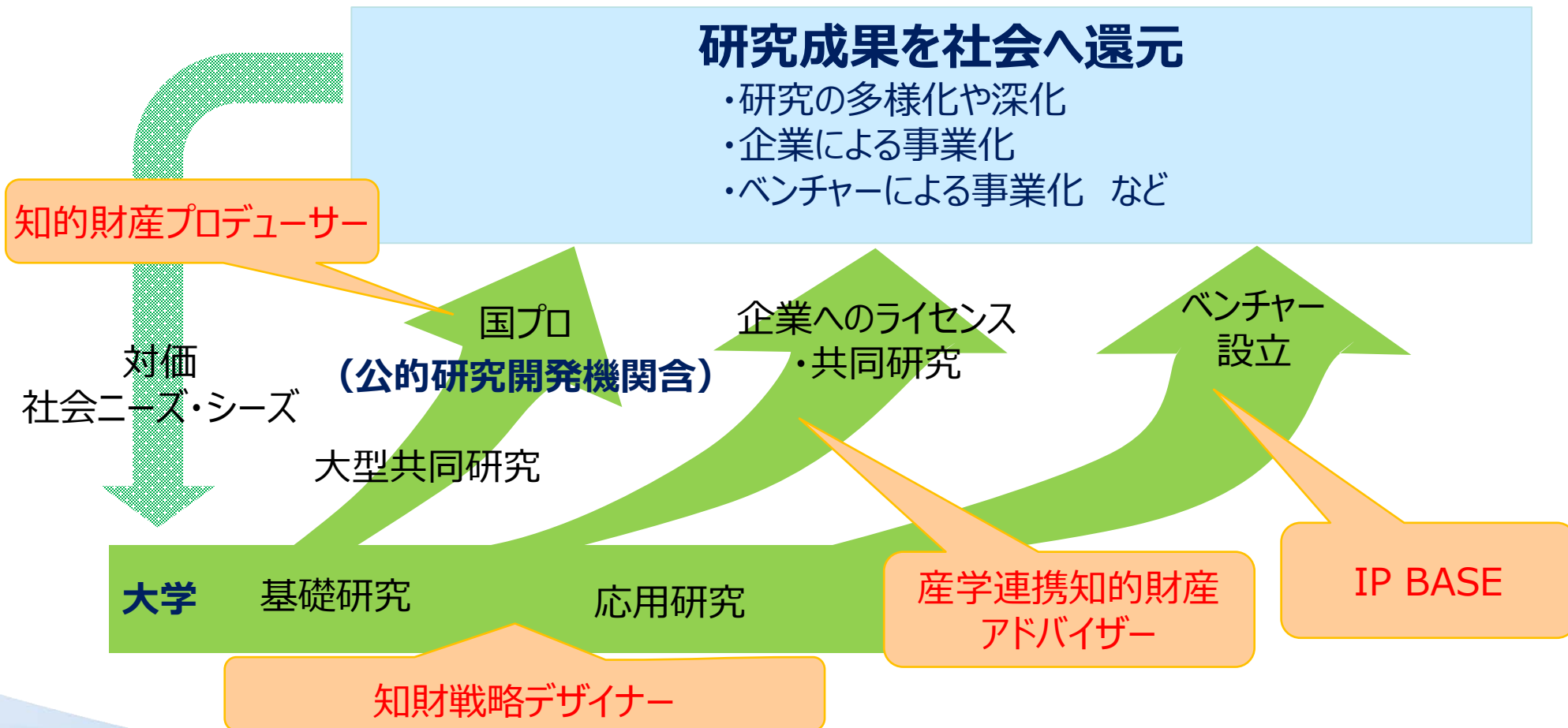
相談受付

- ・ 2019年の受付件数の総数は1,445件（うち相談件数は262件）。
- ・ フリマサイトなどインターネット上のCtoC（個人間）取引における模倣品出品に関する相談・情報提供が多数寄せられている（1,183件）。

大学・中小・ベンチャーの支援

大学・公的研究開発機関等への知財支援事業

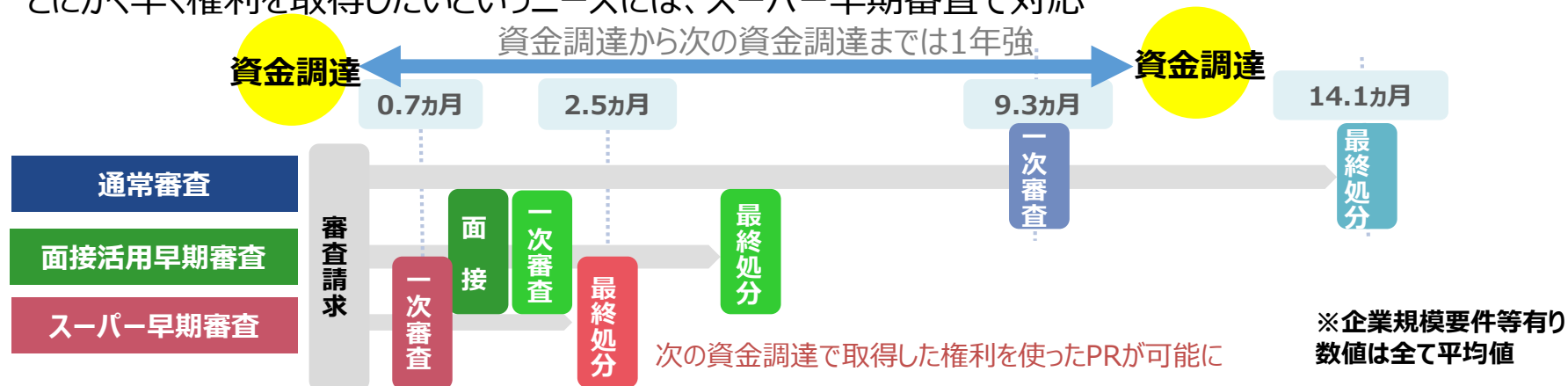
- 特許庁・INPITでは、イノベーションの源泉である大学・公的研究開発機関等の研究成果を社会に橋渡しするため、知財の専門家を大学・公的研究機関等に派遣し、知財戦略の策定などの知財マネジメントの支援や事業化を見据えた知的財産の権利化等に関する支援を実施している



大学・中小・ベンチャーの支援 スタートアップ支援

スピード

- 権利取得の経験が少ないスタートアップに向けて、面接活用早期審査では、コミュニケーションを充実し、きめ細かなサポートを提供
- とにかく早く権利を取得したいというニーズには、スーパー早期審査で対応



料金減額

- スタートアップは料金が **1 / 3** !
- 手続を簡素化

(一例)

審査請求料・特許料

約15万円
(通常)

→ **約5万円**
(軽減後)

※企業規模要件等有り

情報提供

- 知財ポータルサイト“**IP BASE**” 及びベンチャー企業向け知財イベント等を通じオンラインとオフライン双方でベンチャーコミュニティと知財専門家の関係強化
- ベンチャー支援を行う知財専門家検索やオンラインQA機能を**IP BASE**で提供
- SNS活用やアワード新設によりベンチャーコミュニティへ知財を浸透



1. 第1次地域知財活性化行動計画の策定

- 知財の取得・活用を促進することで**地域・中小企業のイノベーション創出**を支援し、我が国の成長力向上及び**地方創生に寄与**することを目指し、2019年度までの「地域知財活性化行動計画」（2016年9月26日産業構造審議会知的財産分科会決定）を策定・推進。

基本方針 その1 着実な地域・中小企業支援の充実

- 中央レベルでは、特許庁及びINPITが中心となり、知財に係る制度や支援施策の普及啓発、情報提供、各種の相談・指導対応等、基盤的な支援の取組等を着実に実施。

基本方針 その2 地域・中小企業の支援体制の構築

- 地域レベルでは、中小企業庁との密接な連携の下、「知財総合支援窓口」と「よろず支援拠点」が中心となり、各地域の実情に応じた支援の取組を展開。
- 弁理士、弁護士、（一社）日本知的財産協会等、関連する専門家、機関の知見・リソースを総動員。また、商工会議所・商工会、地域金融機関、JETRO等と緊密な連携を図る。

基本方針 その3 KPIの設定とPDCAサイクルの確立

- 中央レベルでは、意欲的なKPIを、地域レベルでは、当該地域に所在する中小企業数等に応じたKPIを設定した上で、ユニバーサルな知財サービスの実現を図る。
- PDCAサイクルのプロセスにおいては、各地域の先進取組事例等、優れたノウハウを全国的に共有できる仕組みを構築。

2. 第1次地域知財活性化行動計画の達成状況

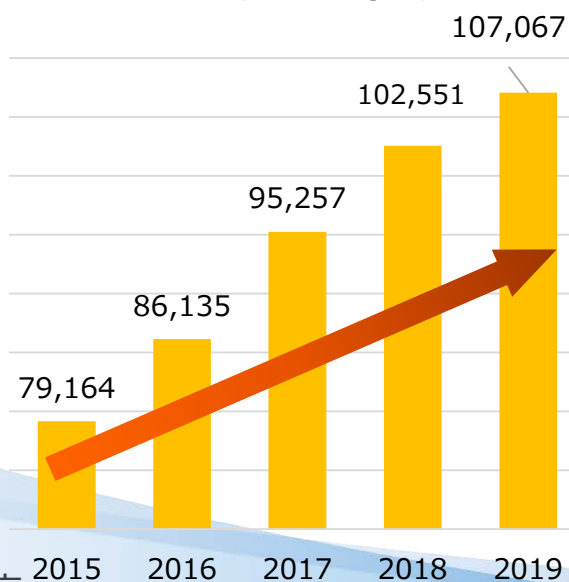
数値目標 達成状況

- 各支援段階別に設定された数値目標のうち、**85%（17項目／20項目）の達成**

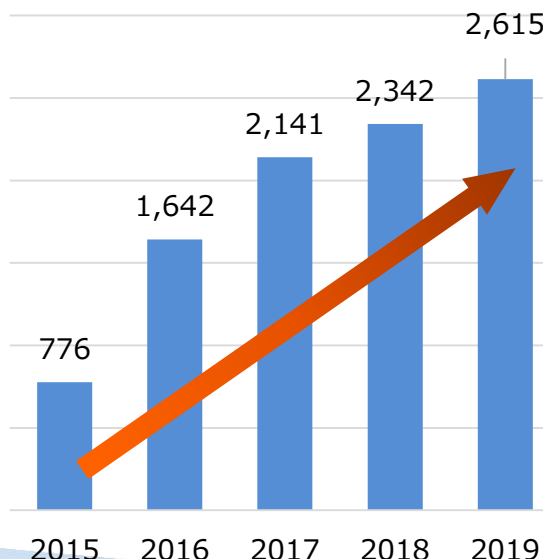
主な中央レベル（特許庁及びINPIT）KPI達成状況

- 全国の知財総合支援窓口における相談件数
平成27年度 8万件 → 平成31年度 9.5万件（20%増加） ➡ **10.7万件（令和元年度実績）**
- 全国の知財総合支援窓口とよろず支援拠点との連携件数
平成27年度 700件 → 平成31年度 1,500件 ➡ **2,615件（令和元年度実績）**
- 特許出願件数における中小企業の割合
平成27年 14% → 平成31年 15% ➡ **16.1%（令和元年実績）**

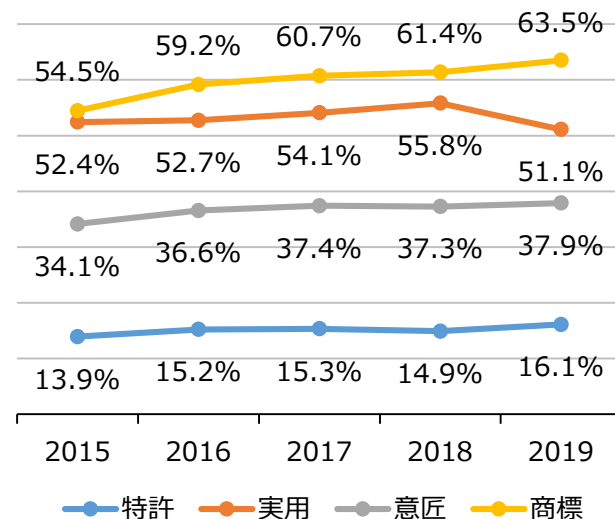
窓口における相談件数



窓口とよろず支援拠点との連携件数



出願件数に占める中小企業割合の推移
（内国人出願によるもの）



3. 第2次地域知財活性化行動計画策定への期待

地域知財活性化行動計画に基づく中小企業支援を推進しての現状及び課題

- ① 知財支援施策に対する認知度が低く、適切な支援施策及び支援機関の選択・組み合わせができていない。
- ② 知的財産権活用の目的が明確化されていない地域・中小企業が依然として多い。
- ③ 知財経営・知的財産権ミックスの実践が進んでいるが、一部の企業に留まっている。
- ④ 知財を取り巻く新たな情勢への対応が十分にできていない。



第2次期地域知財活性化行動計画策定への期待

- ①～③の課題を解決し、引き続き**地域・中小企業のイノベーション創出・地方創生へ寄与**
- ④**新たな情勢を踏まえた**地域・中小企業に対する取組を推進

第2次地域知財活性化行動計画における新基本方針

その1 **ターゲットを意識した地域・中小企業支援の充実**

その2 地域・中小企業の支援プレイヤーの連携と支援の融合

その3 KPIの設定・共有と新たな情勢を踏まえた取組

特に中央レベルでは、**地域未来牽引企業等知財活用のポテンシャルの高い企業**をターゲットにして、**ハンズオンで事業成長までフォローアップ支援等**を実施。

4. 第2次地域知財活性化行動計画策定への期待

(第1次)行動計画基本方針 その1 着実な地域・中小企業支援の充実



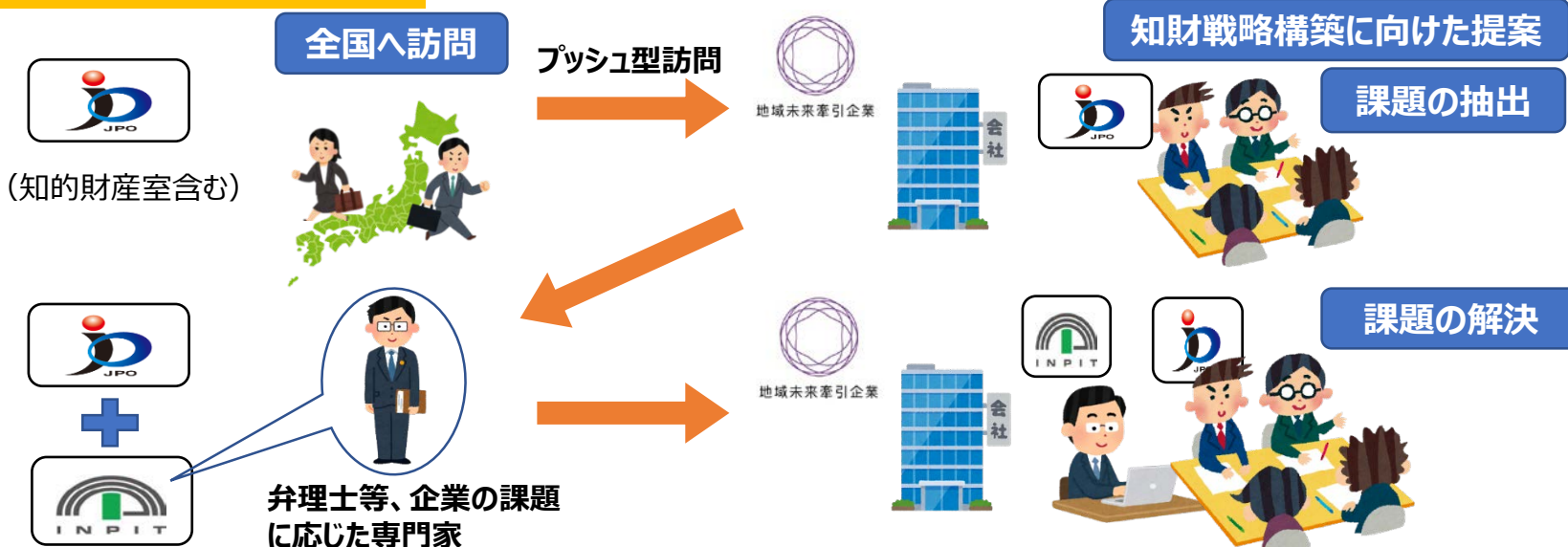
第2次行動計画基本方針 1 : ターゲットを意識した地域・中小企業支援の充実

- 関係主体ごとのターゲットを意識して、知財の権利化や利活用のための効果的な戦略の構築を支援し、中小企業の知財活用度のステージを引き上げることにより、企業の「稼ぐ力」を強化。
- 特に中央レベルでは、地域未来牽引企業やサポイン採択事業者、ベンチャー企業等の知財活用
のポテンシャルの高い企業をターゲットに、ハンズオンで事業成長までフォローアップ支援等を実施。

ハンズオン支援のイメージ

プッシュ型訪問

専門家派遣



- 令和2年6月下旬発行の経営課題を解決するための具体的な知財戦略をまとめた事例集。
- ターゲットは、経営層（知財担当役員、経営企画担当役員）、知財部長、知財戦略担当者。
- 説明会、企業との意見交換等の機会を利用して周知を予定。

【実践事例集】の特徴

- ① 海外企業6社、国内企業17社の全事例を社名入りで掲載。
- ② 各社の知財戦略の詳細を掲載（1事例当たりA5版6～10ページ程度）。
- ③ 事例ページに写真や説明図を多数掲載し、読みやすさを重視。
- ④ 各事例を経営戦略視点（経営課題別）と知財戦略視点（知財活動別）から見て分類し、読者の利用シーンに応じた事例検索を容易に。



【実践事例集】

令和2年6月下旬発行

各社の知財戦略の詳細を掲載（1事例当たりA5版6～10ページ）



【知財戦略事例集】

令和元年6月発行

各社の知財戦略の概要を掲載

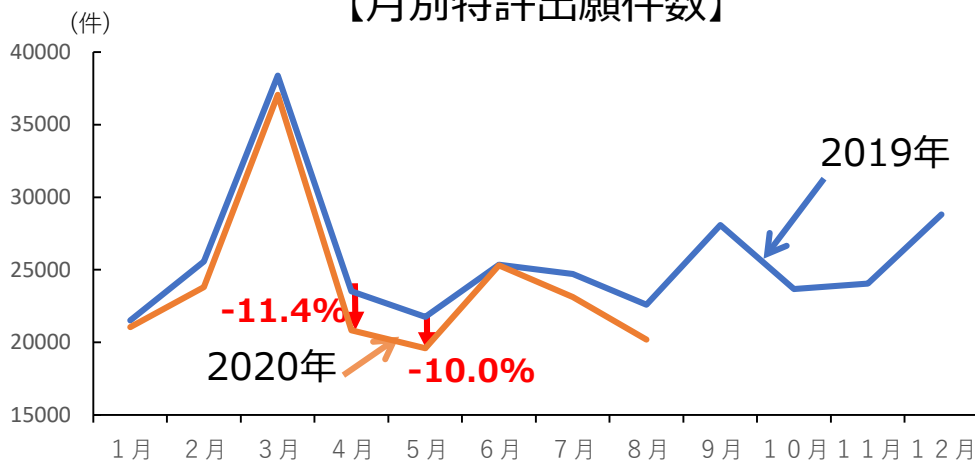
コロナ禍の影響

足下の対応と新たな日常への対応

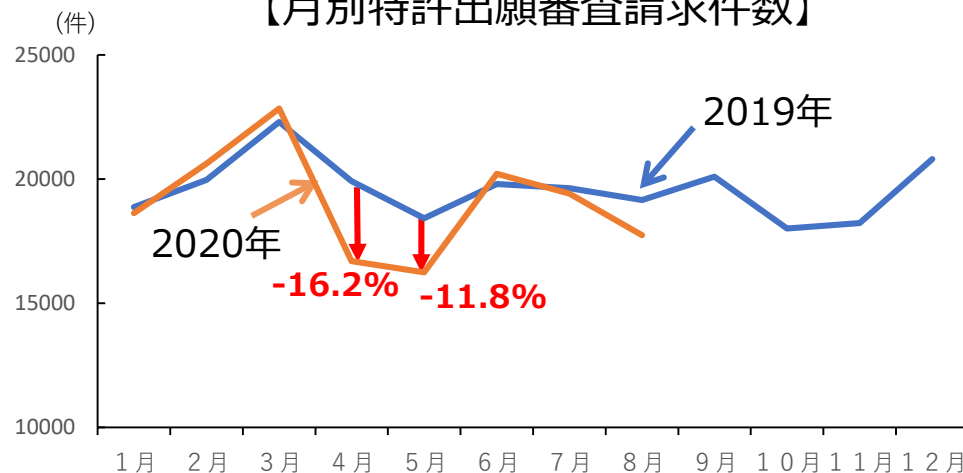
コロナ禍の影響（特許）

- 新型コロナウイルスの感染拡大（4月、5月）と共に、特許出願件数及び出願審査請求件数は急減。

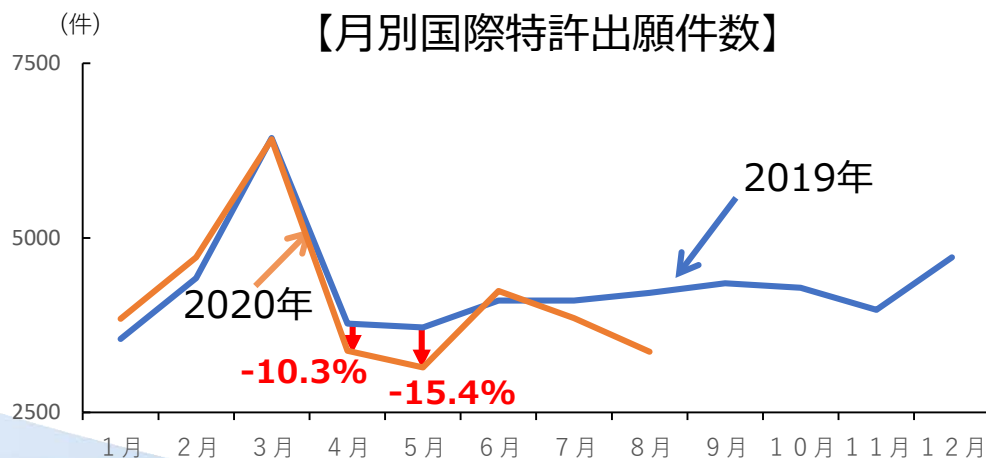
【月別特許出願件数】



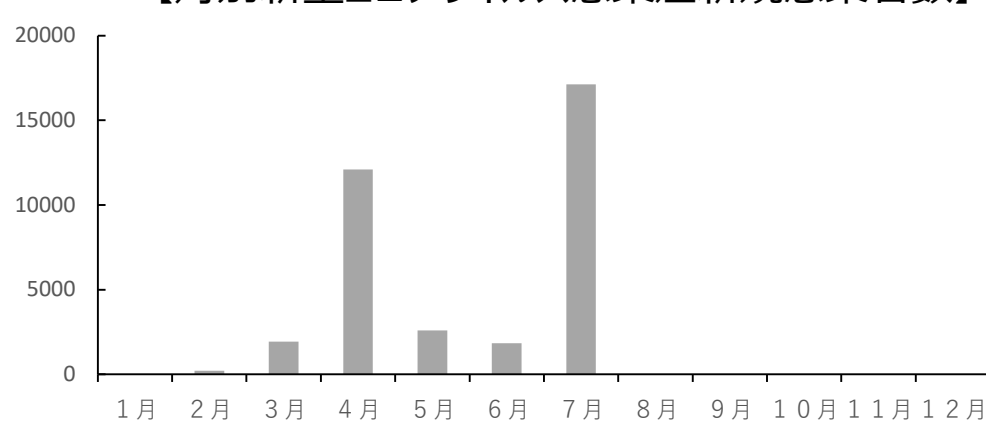
【月別特許出願審査請求件数】



【月別国際特許出願件数】



【月別新型コロナウイルス感染症新規感染者数】



（備考）国際特許出願件数については、日本国特許庁が受理官庁となっているものの件数。

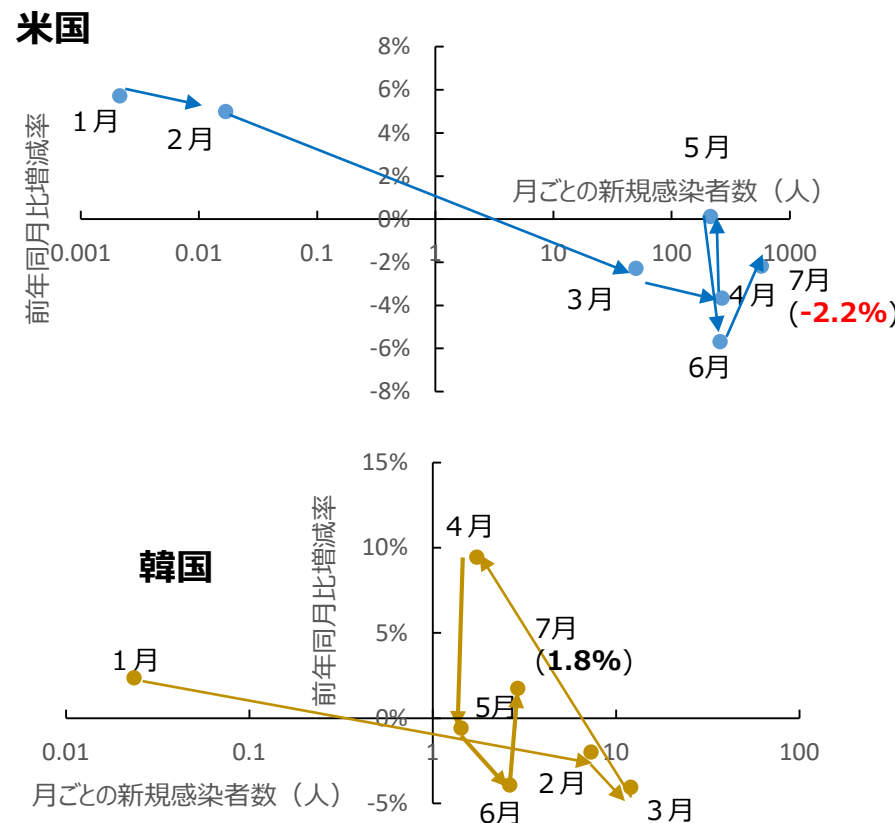
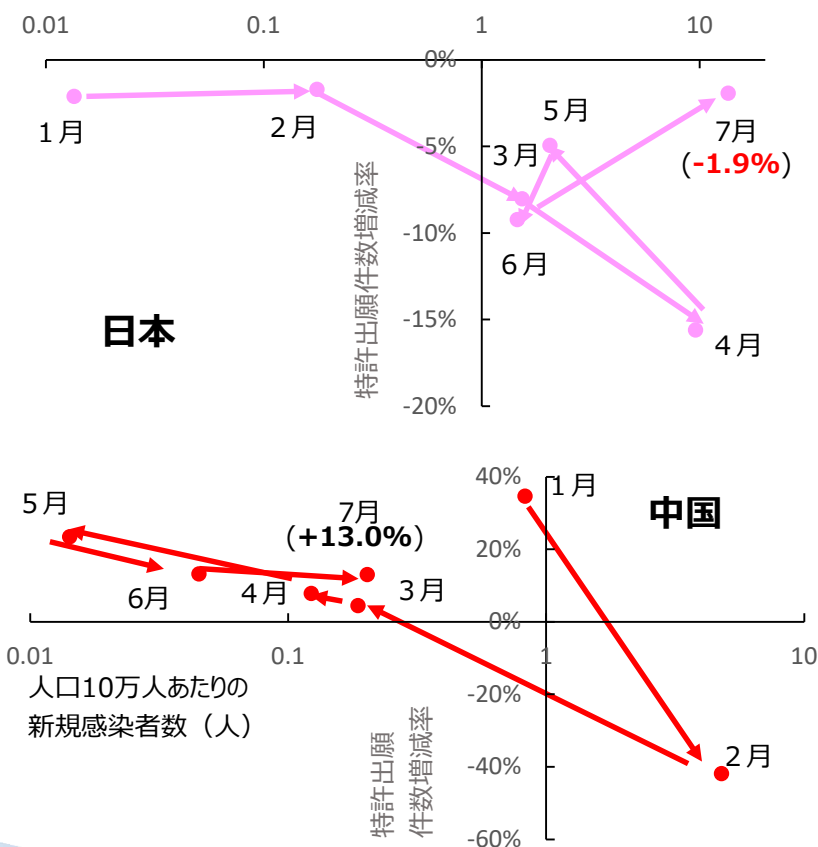
（出典）特許出願件数、特許出願審査請求件数、国際特許出願件数については、特許庁データベースを元に作成

新型コロナウイルス感染者数については、WHO Situation reportより特許庁作成

新型コロナウイルスの感染拡大と特許出願件数

- 新型コロナウイルスの感染拡大と共に特許出願件数は急減。各国において、新型コロナウイルスの収束と共に特許出願件数は回復傾向。

各庁開庁日数あたりの特許出願件数の増減率（前年同月比）と人口10万人あたりの新規感染者数（月ごと）



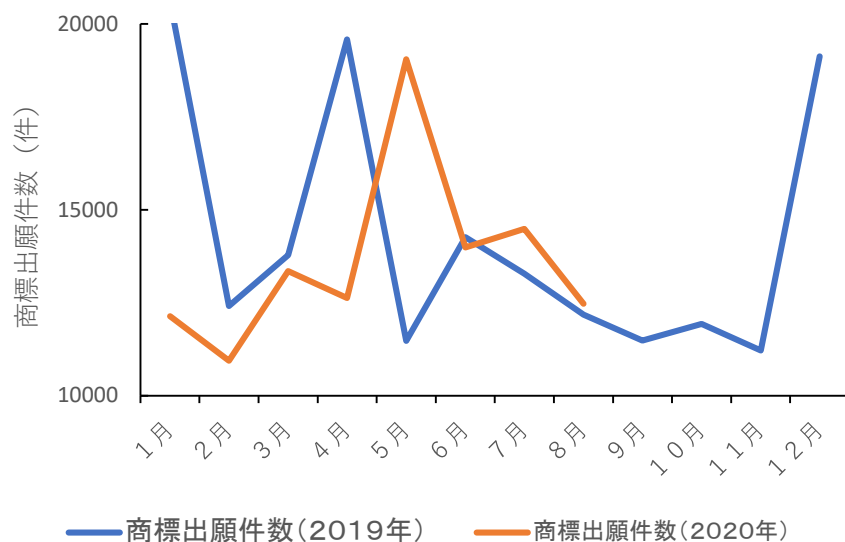
（備考）縦軸は各庁開庁日数あたりの特許出願件数の増減率（年によって春節のある月が異なることによる影響を取り除くため）。

（出典）特許出願件数については、各国ウェブサイト、特許庁データベースを元に特許庁作成。新型コロナウイルス感染者数については、WHO Situation reportより特許庁作成。

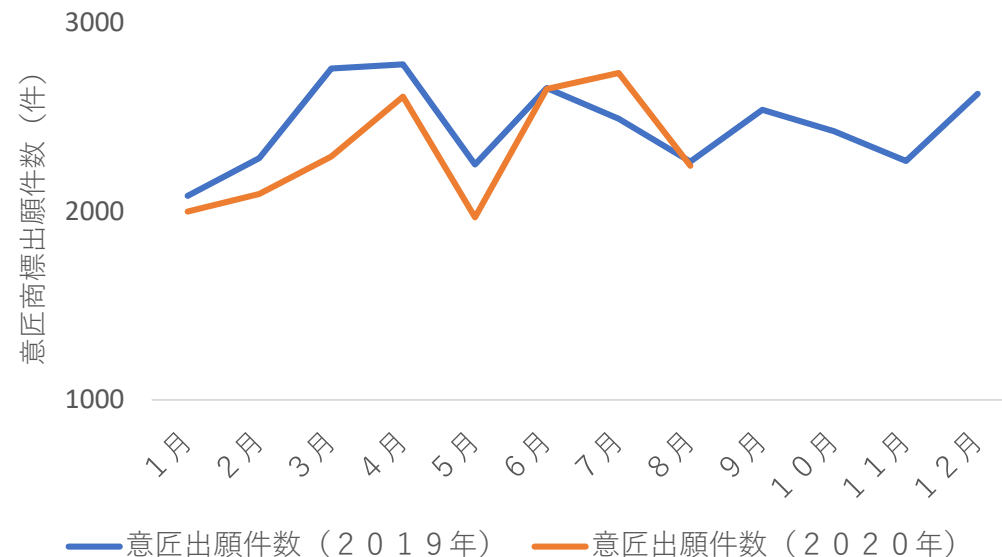
コロナ禍の影響（意匠・商標）

- 商標出願件数は4月に大幅に落ち込んだものの5月には回復*。
- 一方、意匠出願件数は特許出願件数同様、新型コロナウイルスの感染拡大（4月、5月）と共に、出願件数が急減したものの6月以降回復

月別商標出願件数（日本）



月別意匠出願件数（日本）

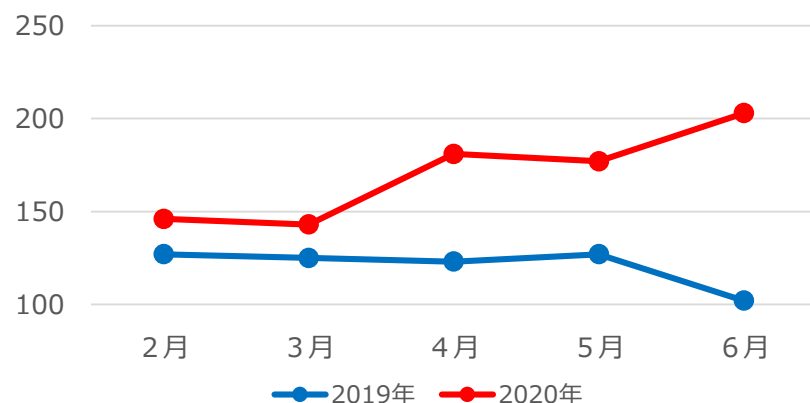


* 特定出願人の影響が大きく、当該特定出願人を除けば特許・意匠と同様の傾向

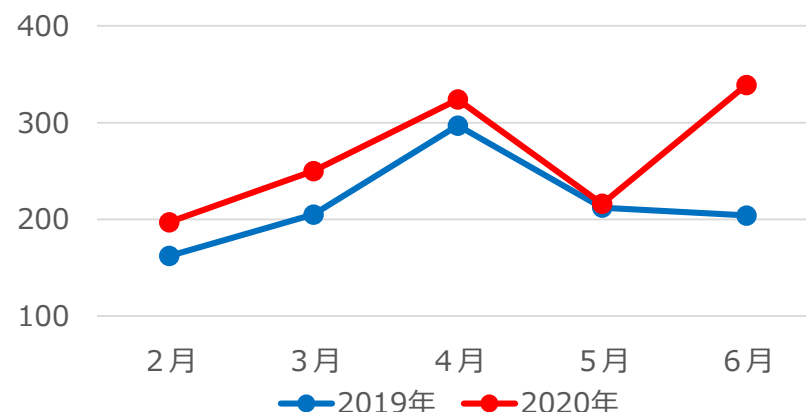
コロナ禍の影響（電子出願手続）

- 緊急事態宣言(4月7日)を受け、新型コロナウイルス感染症の影響により所定の期限内に手続ができなくなった出願人等に対し、一定の範囲で当初期限徒過後も手続を認めるなど柔軟な対応を実施
- 従前より電子出願比率は高水準にあるが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、当庁より窓口での出願を避けて電子出願や郵送による出願を積極活用するよう要請
- 足下では、電子出願の一層の利用拡大の兆しも見られる

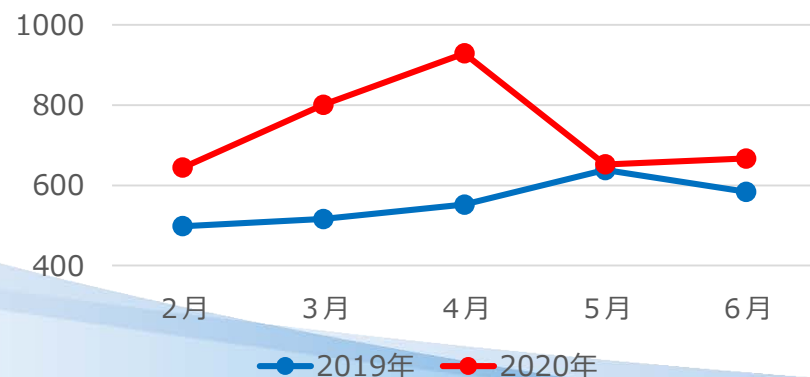
【電子出願の新規申請人利用登録件数】



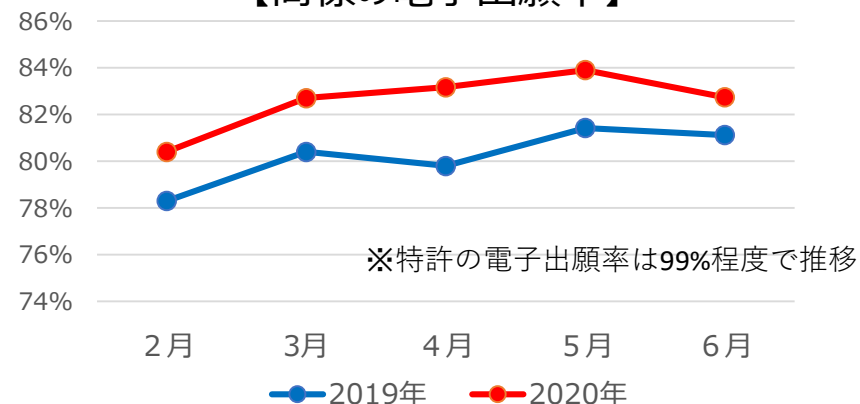
【既存利用者の電子証明書追加発行数】



【電子出願ソフトの新規ダウンロード件数】



【商標の電子出願率】



コロナ禍の影響（知財の保護と利用のバランス）

WIPO

- COVID-19に関するイノベーションの取組をサポートするPATENTSCOPEデータベースの新しい検索機能を開始
- 新型コロナウイルス流行へ対応する加盟国のIPポリシー情報を追跡するツールを発表

G20

- ワクチン、治療・診断薬の開発・製造・普及を加速する上で、特許プール等の知的財産権に係る自主的なライセンス供与の取組の重要性を指摘。

国内

- COVID対策支援宣言、国内大学でも特許等の無償開放・解析支援等の動き
- INPITが開放特許情報DBにて、COVID対策支援宣言関連のリストを公開

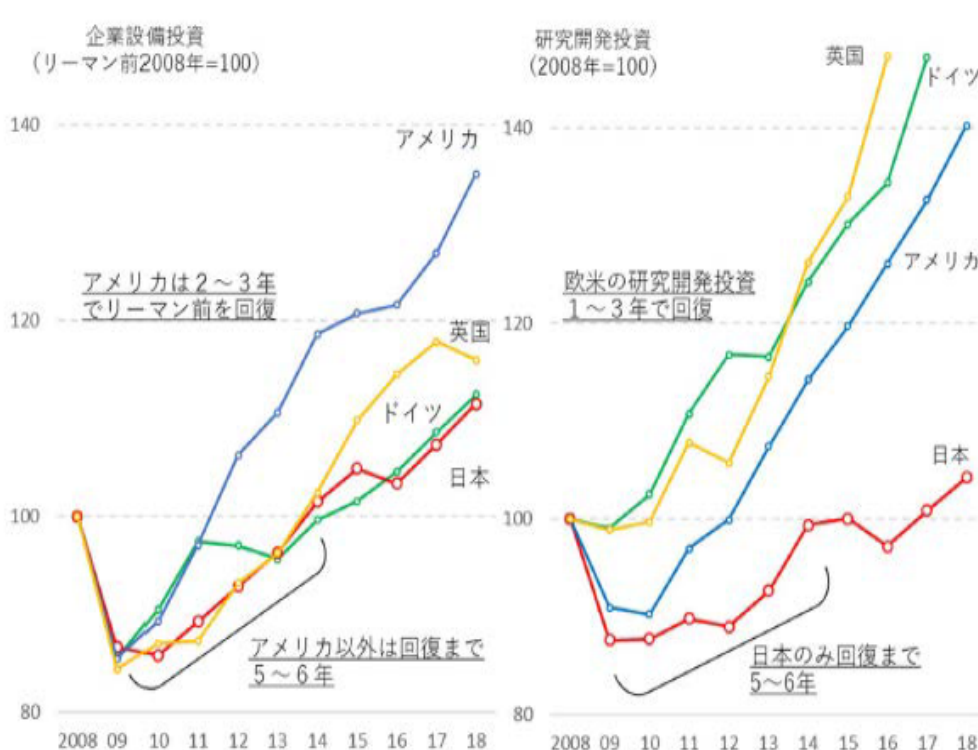
海外

- 米・Open COVID Pledge（特許の無償提供の枠組。IBM、HP、Microsoft等）
- 米・USPTO「Patent 4 Partnership」（ライセンス可能な特許等リストを提供）

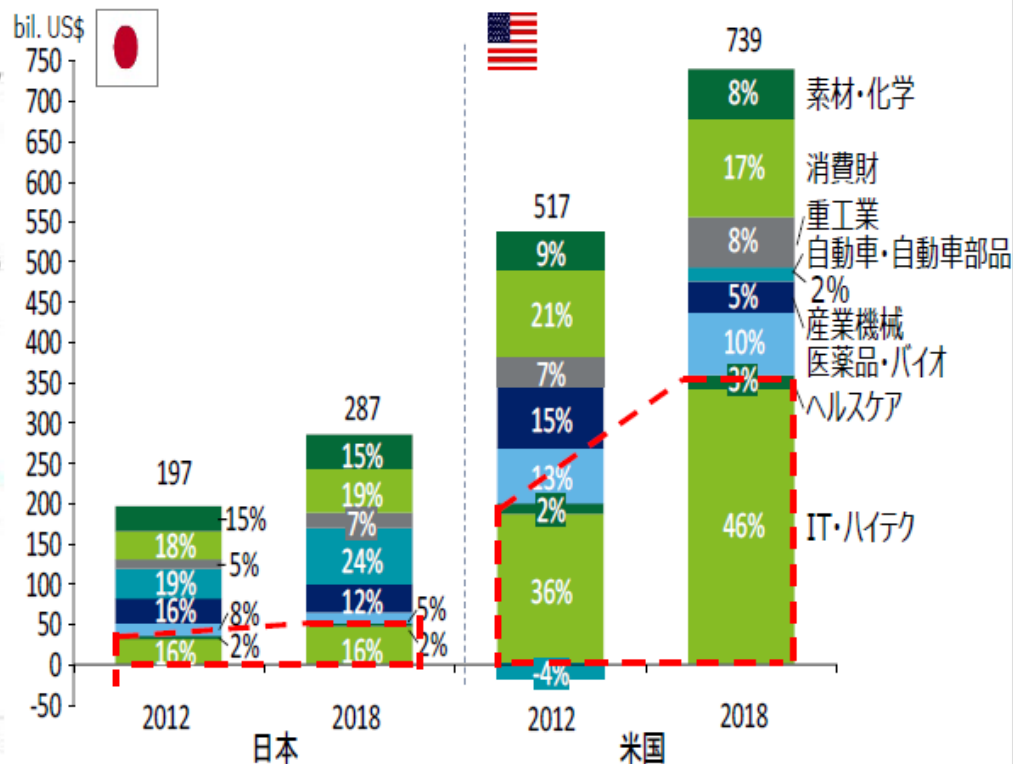
リーマンショック後に日本の研究開発投資は長く回復せず

- 日米比較では、IT・ハイテク産業の営業利益に大きな開きが発生した。
 - 繰り返さないためには、どうすべきか？

リーマンショック後の企業の設備投資額、研究開発投資額

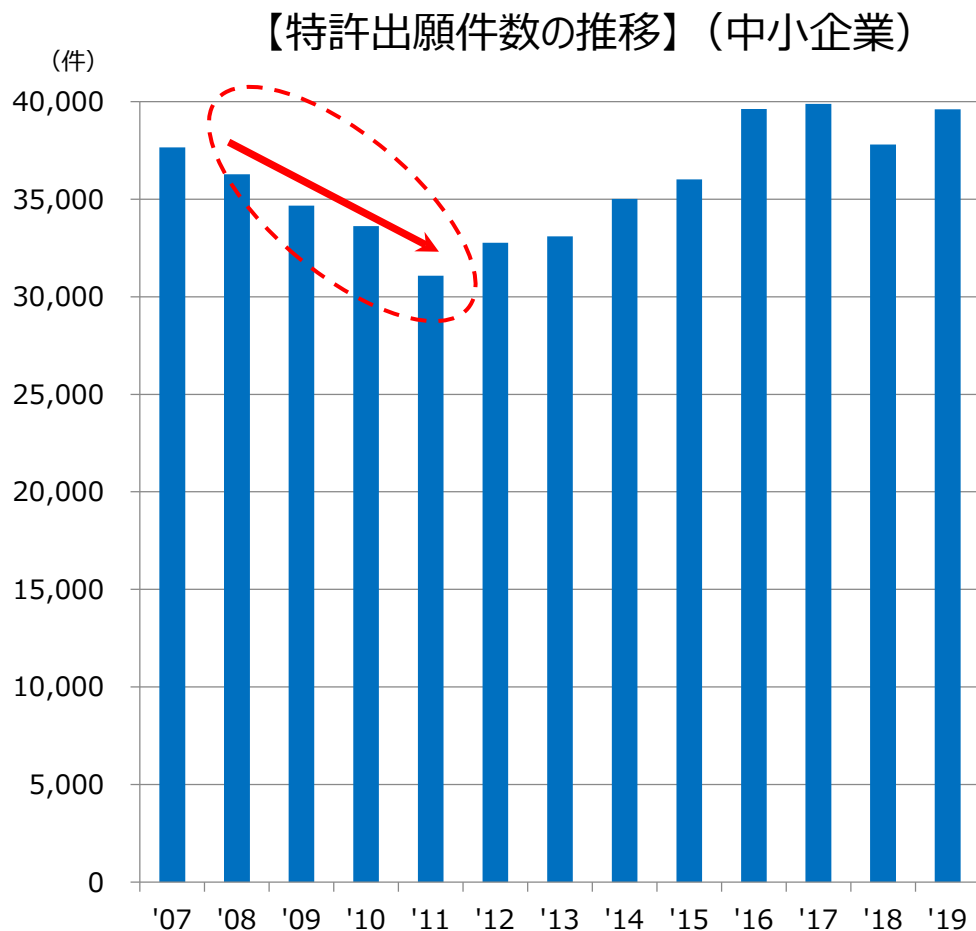
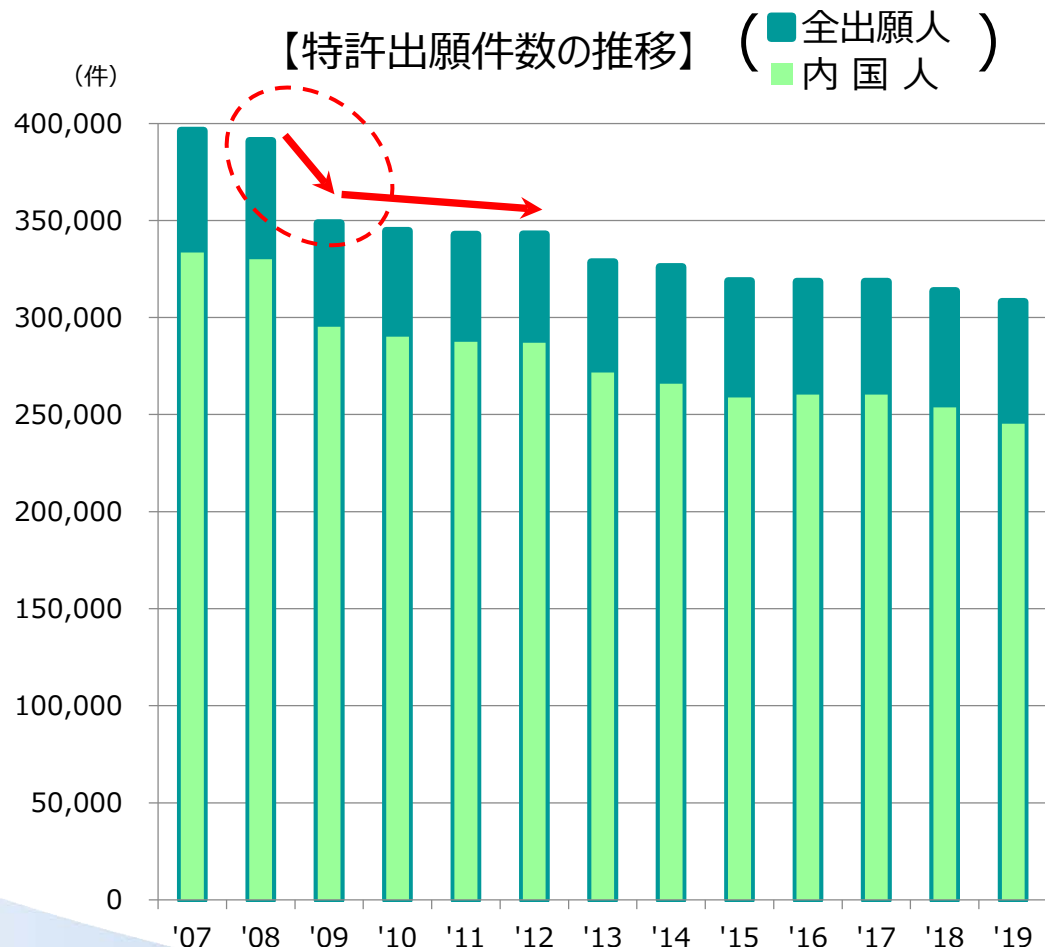


企業の営業利益のセクター別日米比較



リーマンショックの影響は中小企業でより深刻・長期化した

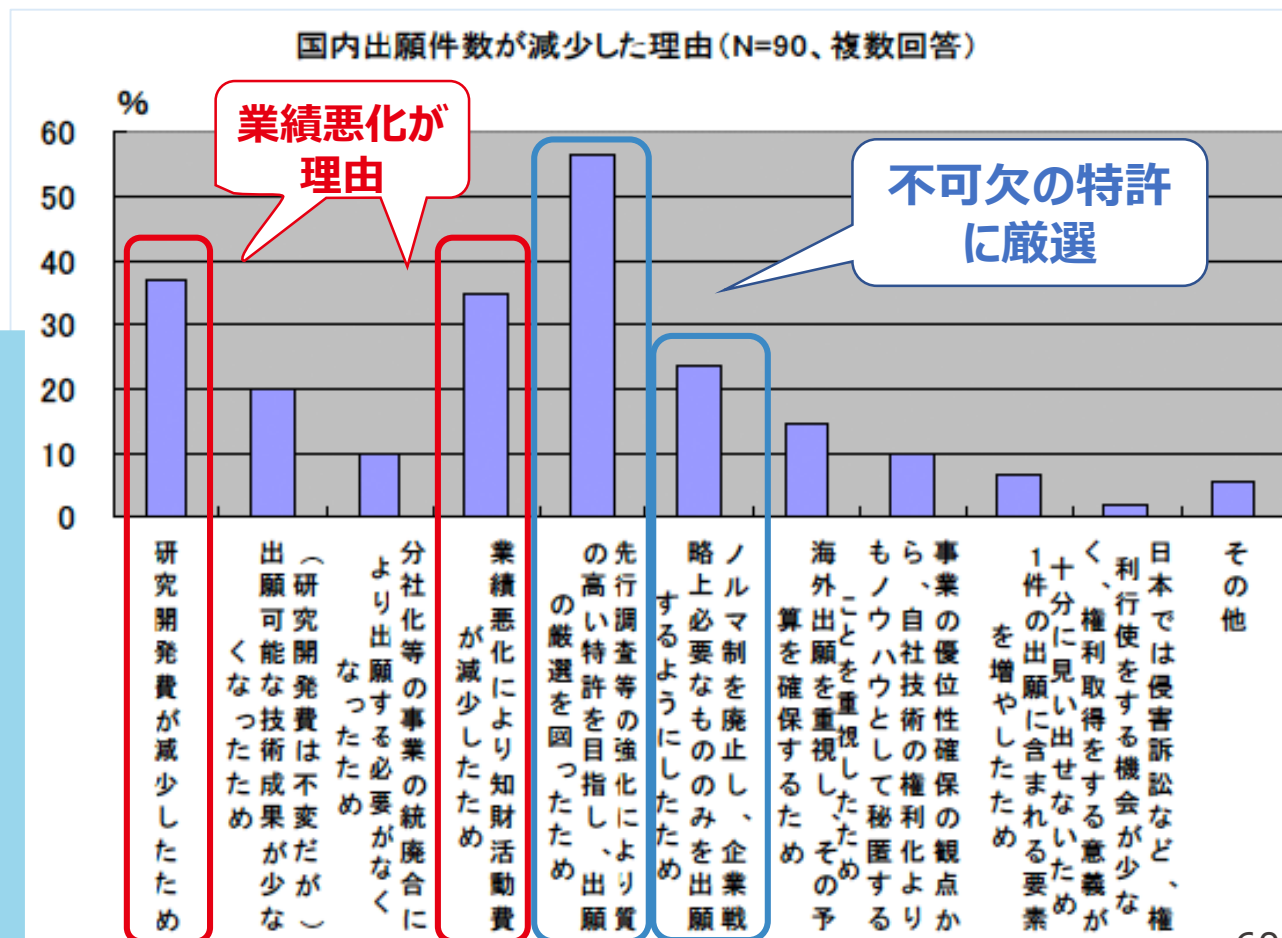
- 中小企業について見ると出願件数の減少は2011年まで継続し、より影響が深刻。
 - どのようなサポートが必要か？



リーマンショック後の意識変化

- 2010年5月、特許庁への出願件数上位200社などを対象にした出願動向アンケート調査を実施
- 2009年の国内出願は2年前の2007年と比較して減少とした企業が全体の65%、審査請求についても同68%。特に審査請求は、非常に減少したとする企業が50%を超え、増加したとする企業はほとんどなし。
- 他方、国際出願については、国内出願同様減少してはいるが、その企業の割合は国内出願より小さく、PCT出願と対中国向けについては**増加**したと答えた企業が約20%。

- 国内出願件数が減少した理由については、先行技術調査の強化による質の高い特許を目指し出願を厳選したとするものが50社、出願のノルマ制廃止・企業戦略上必要なもののみ出願するという理由をあげるものが、20社。業績悪化が契機になったとしても、**権利行使に耐える強い特許や、自社事業に不可欠の重要な特許に絞った出願をするようになったことが伺える。**

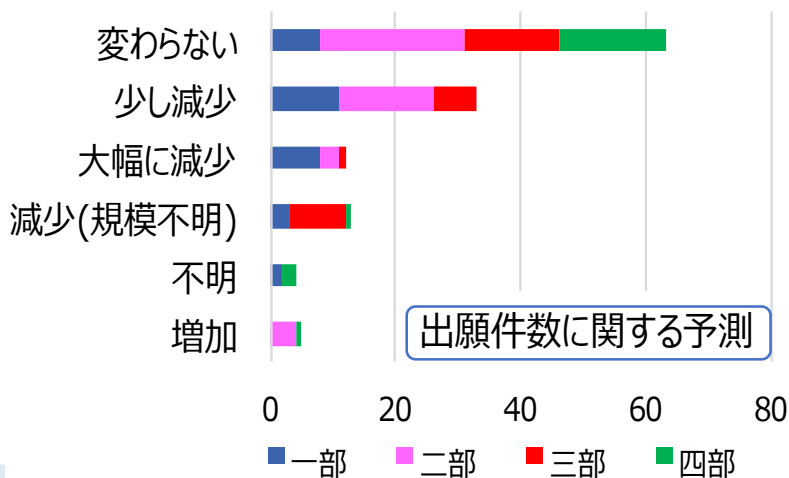


コロナの影響を受けた出願件数等の見通し（ヒアリング調査）

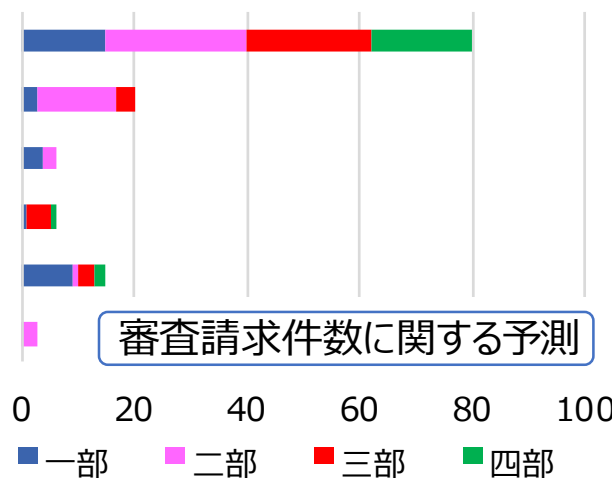
- 国内特許出願件数、審査請求件数、PCT出願件数に関する今後の見通しについて、本年5～6月にヒアリング調査を実施。134者から回答あり。
- 今後も出願等の傾向は「変わらない」見通しとの回答が多数を占めるが、審査請求件数やPCT出願件数に比べて、国内出願件数については「減少する」見通しとの回答が多い傾向。

ヒアリング調査結果

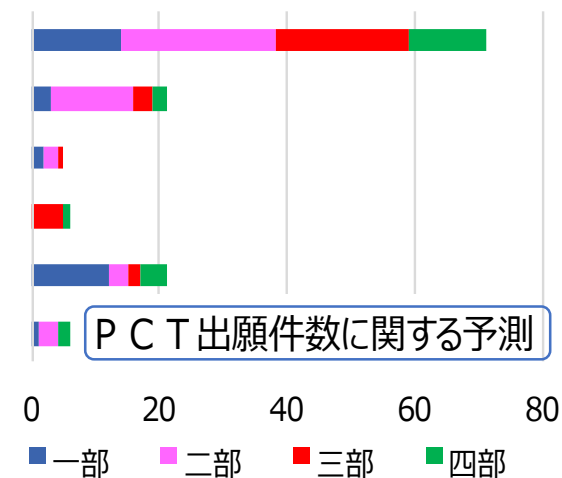
国内特許出願件数



審査請求件数



PCT出願件数



デジタル社会実現に向けた政府全体の方針

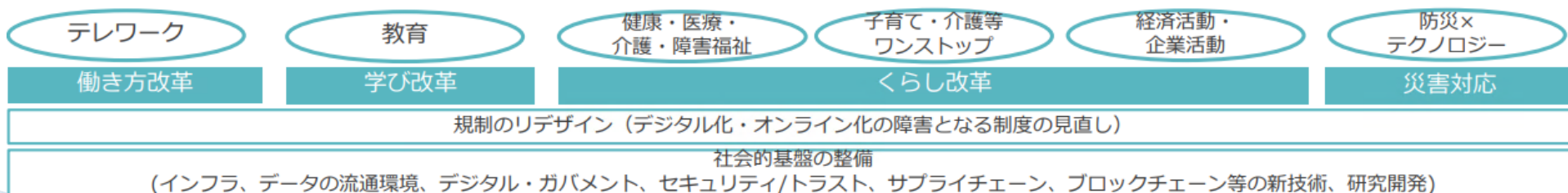
- 新型コロナがもたらした社会・価値観の変容に対応すべく、テレワーク等の推進や業務効率化（押印手続見直し）等、政府全体でデジタル社会に向け取り組む必要がある。
- 令和2年7月17日に「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定。

新型コロナウイルス感染拡大の阻止（直近の取組）

- 官民のデックチームによる、ITやデータを活用した感染拡大阻止（→陽性者と接触した可能性について通知するアプリケーションの開発・普及、病院の医療提供体制の見える化・国民への情報提供、その他民間デック企業の技術・アイデアの実装）
- 諸外国のデータ活用の動向を踏まえ、個人情報保護に十分配慮した取組の促進（DFFTの観点）

デジタル強靱化による社会構造の変革 ～社会全体の行動変容～

- オンライン化・リモート化による働き方改革・学び改革・暮らし改革（行動変容）により、長期間又は断続的な接触機会の減少の中にあっても、社会が機能し、経済が成長可能となるようにするとともに、テクノロジーを駆使した災害対応を進め、デジタルによる強靱化を図る。
- 改革の前提となるインフラ、データの流通環境、デジタル・ガバメントといった社会基盤の整備とともに、デジタル社会に最適化した規制のリデザインを実施。また、地域の中小事業者や高齢者、障害者など誰一人取り残すことのないデジタル・インクルーシブ社会を実現
- マイナポイントによる消費活性化策や健康保険証としての利用環境整備などを踏まえ、令和4年度までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、様々な手続をデジタルで行うための基盤と位置付けるなど、危機に順応できる弾力的なデジタル社会構築に向けた基本的考え方を整理



手続の合理化に向けた背景

- 「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言」（令和2年7月8日）では、「書面主義、押印原則、対面主義を求める全ての行政手続の原則デジタル化に向けて、恒久的な制度的対応として、各府省に対し、年内に見直しの検討を行い法令・告示・通達等の改正を行うよう求める。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施するIT総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。また、各府省の状況について、フォローアップを行い、対応が不十分と思われる府省については、更なる対応を行うよう求める。」とされた。
- 産構審第13回知的財産分科会の資料「経済のデジタル化・テレワーク化に対応する特許庁行政の在り方」（令和2年7月14日）では、「年度内に、各手続の見直しや必要なシステム対応を含め、申請手続等デジタル化推進計画を作成」とされた。
- 令和2年9月23日のデジタル改革関係閣僚会議で、河野内閣府特命担当大臣が、「どうしても判子を残さなければならないような手続があれば、9月中にお届けをいただき、それ以外のものについては速やかに廃止をすることにしたいと思います」と方向性を示した。
- 令和2年10月2日の記者会見で、梶山経済産業大臣が、「特許関係の手続について、オンライン申請を可能とするように検討を指示している。…経済産業省内の手続における押印については、…現在精査中ではありますが、約2,000種類の手続全ての押印を廃止する方向で検討しております。」と方向性を示した。

デジタル化の加速 企業のテレワークにおける課題

- テレワークの導入が急速に進むが、判子や紙書類の確認等で出社を余儀なくされるなど、まだ多くの課題が残る。

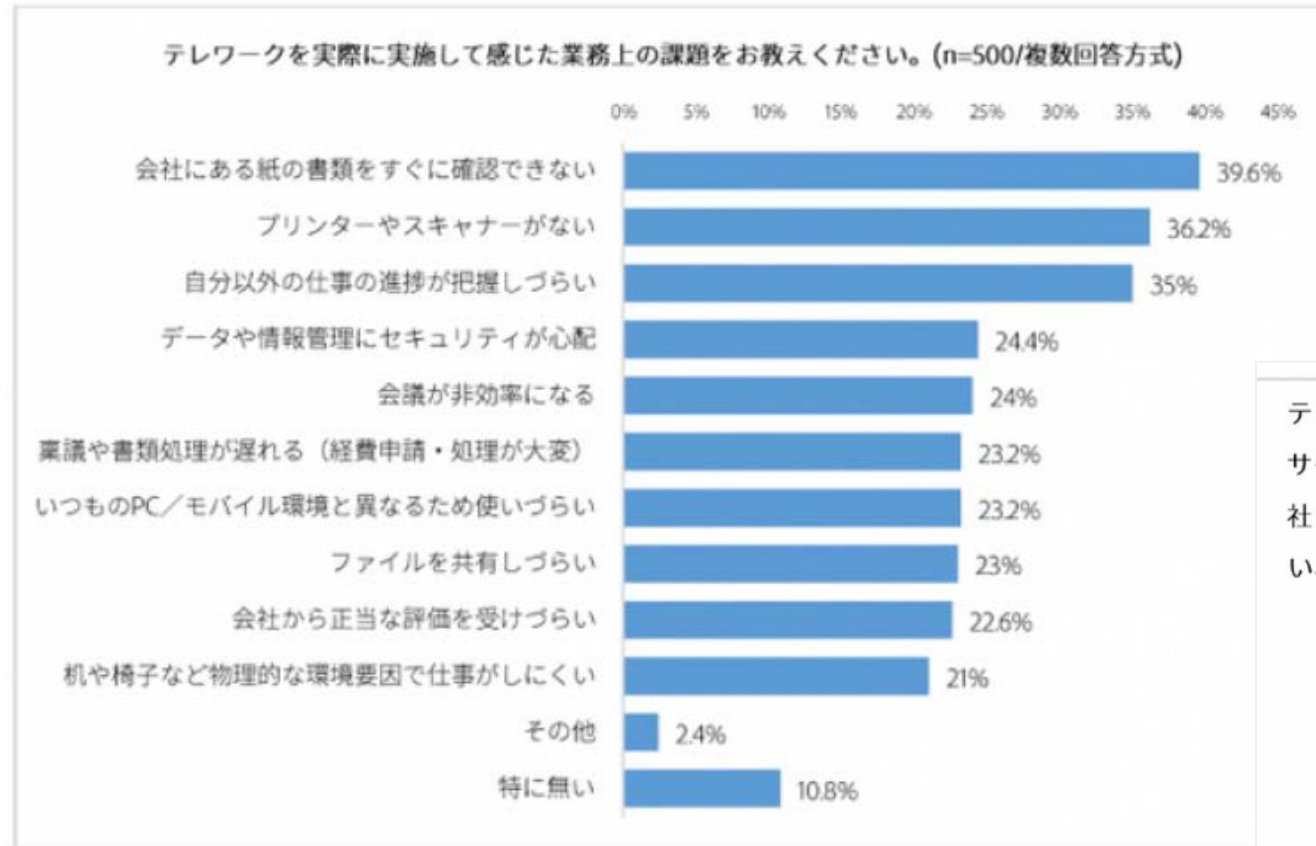
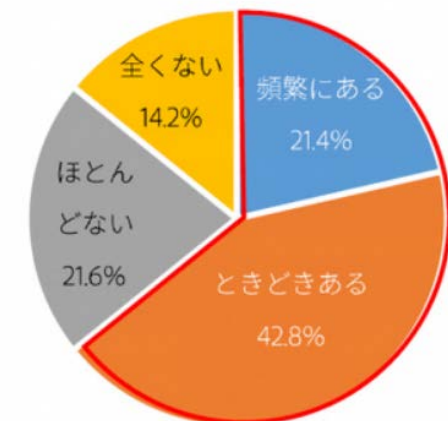


図1：テレワークを実施して感じた課題（出典：アドビシステムズ）

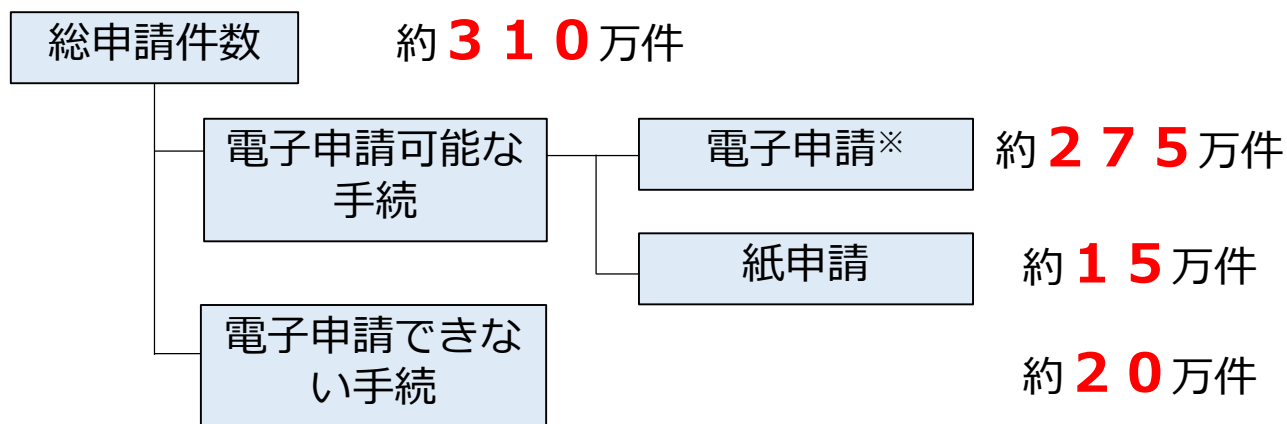
（出所）IT Leaders「64.2%がテレワーク中に紙書類の確認や捺印などでやむなく出社—アドビが実態調査」（2020年3月5日）

テレワークで働いているときに、判子の捺印や書類へのサイン、オフィスに保存してある紙書類の確認など、出社しなければ対応できないようなタスクが発生してしまい、出社した経験がありますか？(n=500/単一回答方式)



新型コロナの影響を受け、更なる手続きのデジタル化の推進

- 特許庁に対する出願等の申請手続きは年間約310万件、うち約275万件は電子的に処理(年間1万件以上の手続きは電子手続き可能)
 - 他方、電子申請できない手続きやできても添付書類として押印した書類や公的証明書原本等の紙の提出が必要な手続きがなお500種類以上存在し、利用者側のデジタル化・テレワーク化の障害になりうる
- ⇒ 年度内に、各手続きの見直しや必要なシステム対応を含め、申請手続き等デジタル化推進計画を作成



※ 添付書類を紙で提出する必要があるものを含む

【電子申請できない手続きの例】

- 商標の国際登録出願(マドリッド・プロトコル)に関する手続き
 - ・国際登録出願
 - ・欠陥通報に対する意見書・是正提案書等

- 当事者系審判(請求人・被請求人間で争われる審判)に関する手続き
 - ・特許異議申立書
 - ・特許無効審判請求書 等

- 押印が必要な証明書等を要する手続き
 - ・権利の移転等に関する手続き(登録免許税納付が必要)
 - ・新規性喪失の例外証明 等

年度内に、申請手続き等デジタル化推進計画を策定し、段階的に実施

「新たな日常」におけるコミュニケーションニーズへの対応の必要性

- 従来、出願人等の希望により、審査官との面接は**対面**で行われる場合が多かった(昨年の特許審査における対面の面接は年間約4,500件、テレビ面接は190件)

緊急事態宣言期間中は、出願人からの面接要望に対し、審査官は特許庁テレビ会議システムを利用した**テレビ面接**を実施。テレビ面接のコミュニケーション手段としての有効性の認識が高まった

今後のリモートアクセス・テレワーク化の一層の進展を見据え、出願人等の求めに応じ、時と場所を選ばず柔軟にテレビ面接を行いつつ審査業務が可能なシステムインフラを整備することにより、出願人等のコミュニケーションニーズへの的確な対応が可能となり、更には、審査官の生産性向上にも繋がるのではないか

【主要国知財庁のテレワーク環境】

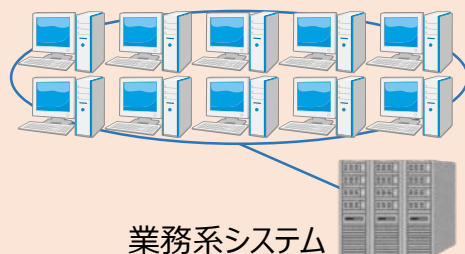
日本	米国	欧州	中国	韓国
・審査業務用システムには庁舎外からアクセス不可 ・平常時の審査業務のテレワーク実績は極めて例外的	・審査業務用システムに庁舎外からアクセス可能(VPN接続等) ・平常時から相当数の審査官がテレワークで業務を実施			

【特許庁のシステム構成】



業務系NW

業務系PC (ファットクライアント)



バックオフィス系システム

経産省
基盤システム

テレワーク支援システム
(内製・アジャイル開発)



VPN

インターネット

J-PlatPat
(公開データ蓄積)



公開情報に基づく審査
をテレワーク支援システム
を活用して実施

物理的に分離
(厳格なセキュリティ)

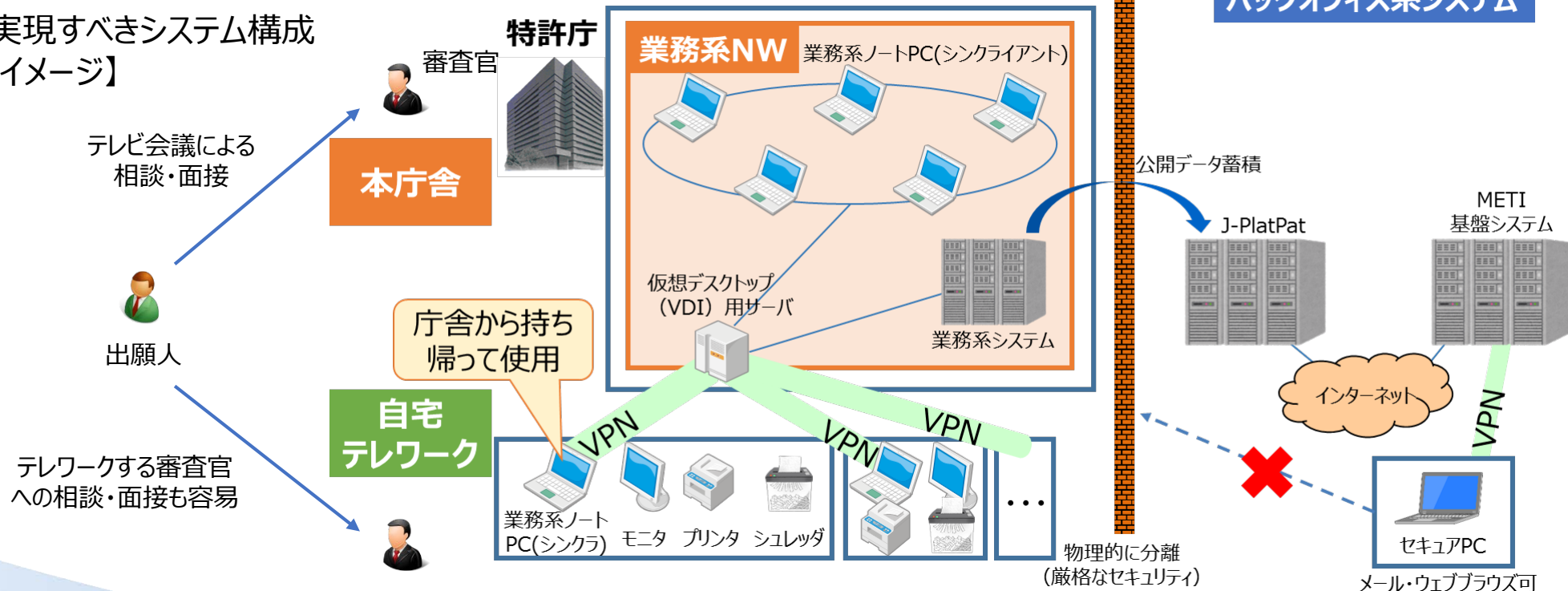
審査官

経産省PC (メール・ウェブブラウザ可)

「新たな日常」におけるコミュニケーションニーズへの対応の方向性

- 今後のリモートアクセス・テレワーク化の一層の進展を見据え、出願人等のコミュニケーションニーズに的確に対応するため、時と場所を選ばず柔軟にテレビ面接しつつ審査業務が可能なシステムインフラを整備。併せて、生産性向上及び緊急時におけるレジリエンス向上も実現
- 具体的には、厳格なセキュリティ確保を前提に、自宅等からの審査業務用システムへアクセスを可能とするシステム整備等を進め、2026年度からの本格的な運用を目指す

【実現すべきシステム構成のイメージ】



経済のデジタル化・テレワーク化対応のロードマップ

申請手続等の
デジタル化
(システム対応
を含む)

2020年度中

推進計画
策定

段階的に実施

庁舎改修



2023年度
改修完了予定

2026年度目標

審査業務の
リモートアクセス
環境整備

リモートアクセス・テレワークの体制整備

システム設計・開発

本格実施

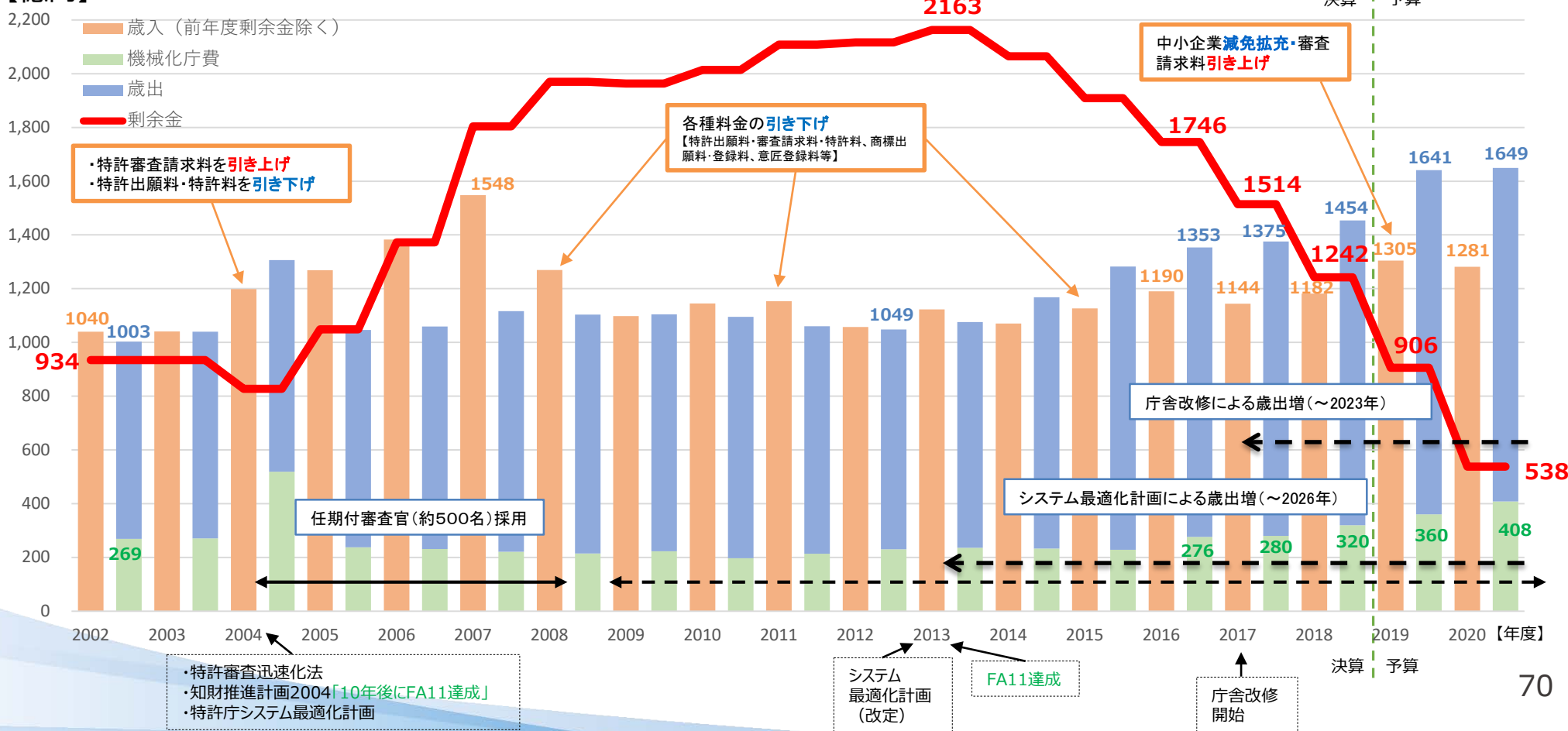
特許庁の財政状況とこれから

現状認識と今後の論点

特許庁行政を支える財政基盤の状況

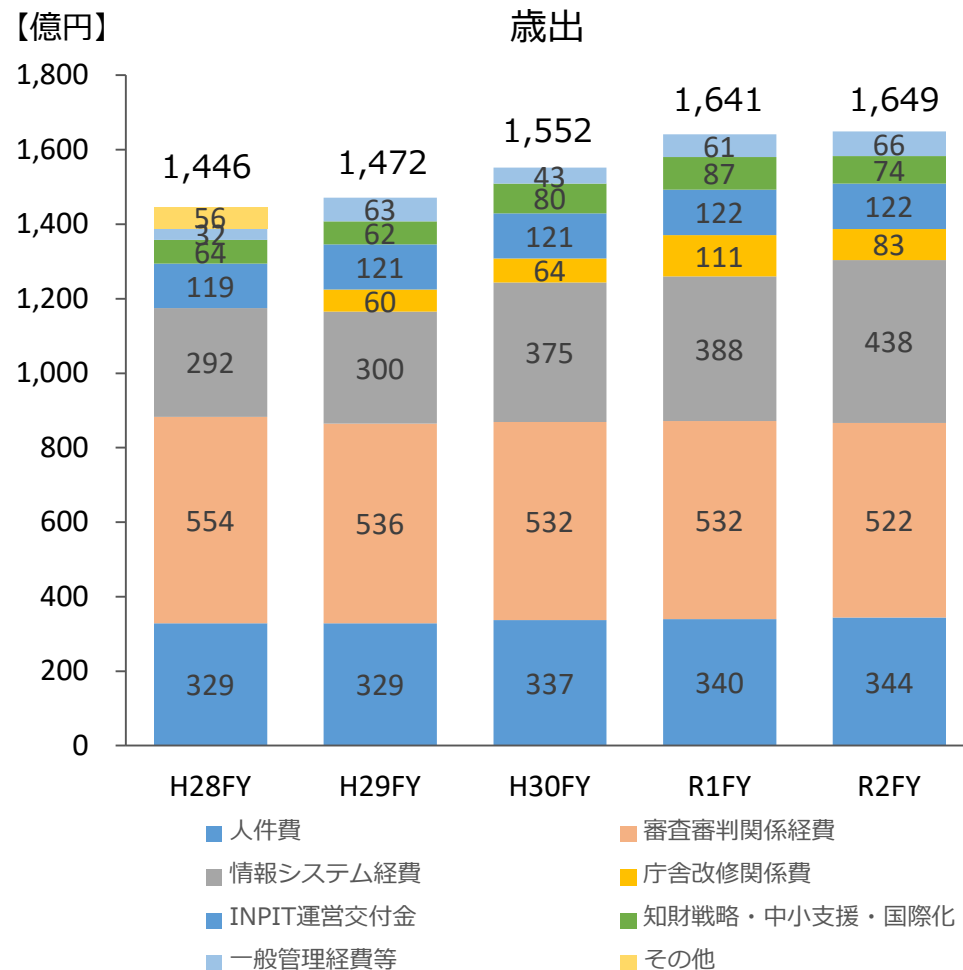
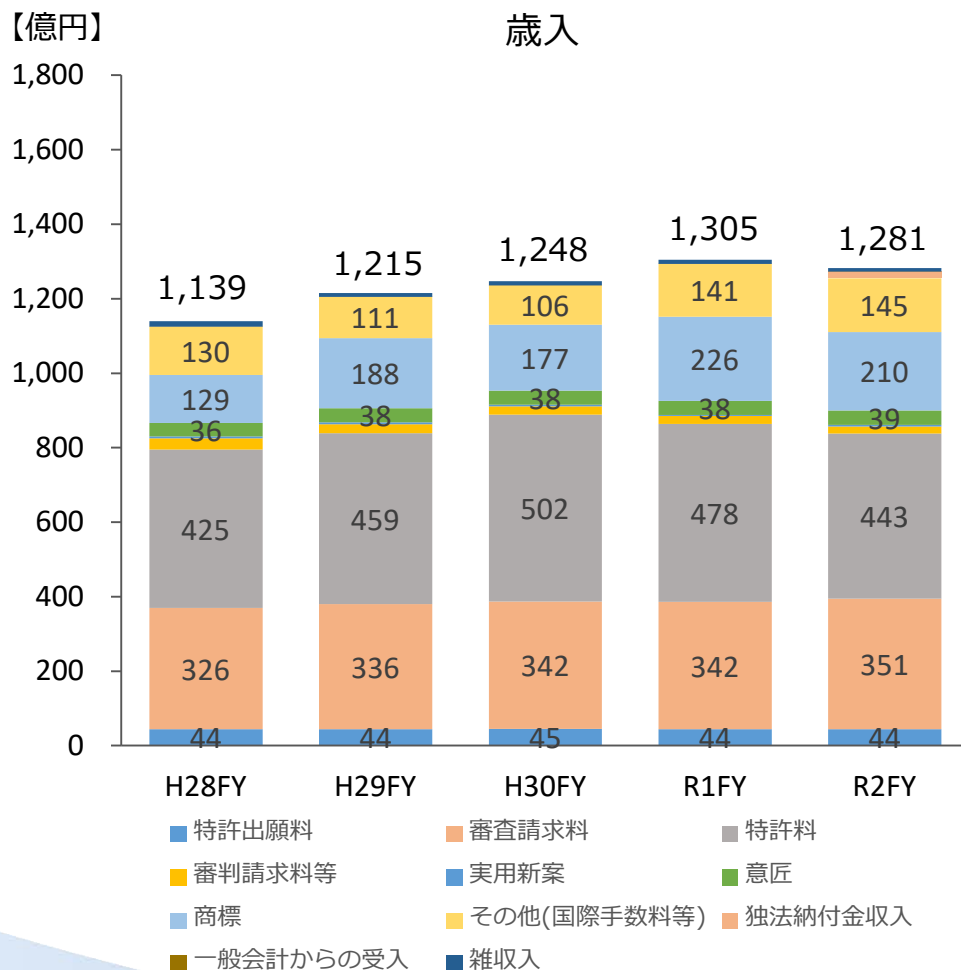
- 特許特別会計は、2008年度以降の累次の料金引き下げ、システム刷新や庁舎改修(アスベスト対応)等による歳出増の結果、2014年度以降歳出超過が続き、剰余金残高が減少
- 今後、経済のデジタル化・テレワーク化への積極的な対応の必要性も踏まえ、**収支改善策を聖域無く検討**していく必要がある(抜本的な業務プロセス見直しと経費削減、料金体系の見直しを含む)

【億円】



歳入・歳出推移（H28FY～R2FY予算ベース）

- 庁舎改修やシステム刷新等の一時的経費の増加により、歳出超過の傾向が続いている。



出願、審査等の実費を勘案して定められる手数料

**出願料（各制度）、審査請求料（特許）、
国際出願関係手数料（PCT等） 等**

➤ただし、出願奨励等の政策的観点で実費を下回る水準となっている

産業財産権付与の対価として徴収する料金

特許料、登録料（商標、意匠、実用新案）

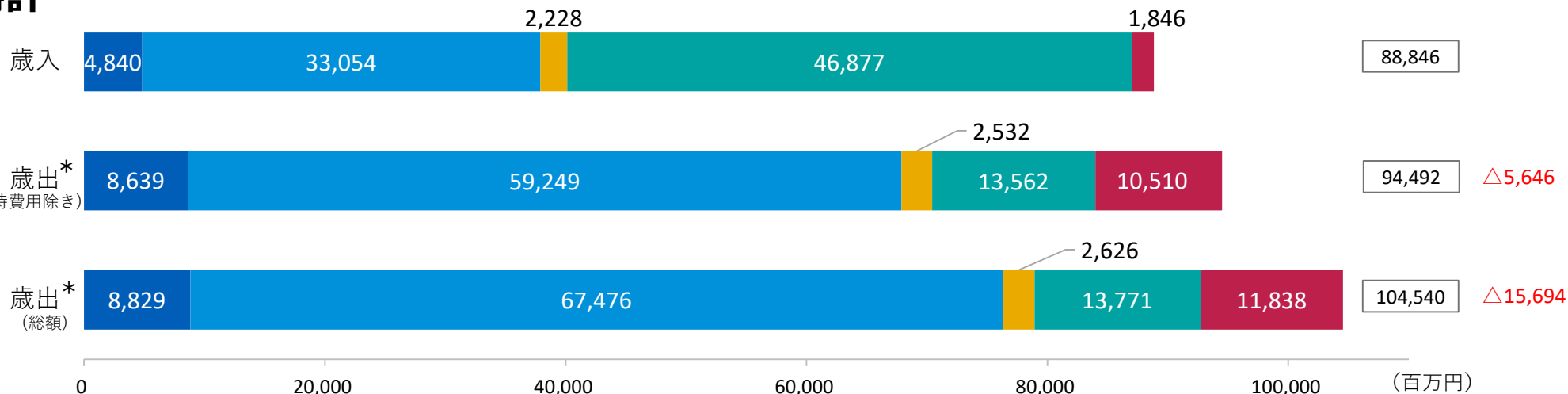
➤特許特別会計の収支相償の原則から、各手数料等収入と合わせて、全体として特許行政に係る総支出を支弁するように決定

2018年度歳入歳出比較①（特許・PCT）

各法ごとに、2018年度の歳入と歳出（一時費用を除いた場合と総額の場合）を比較

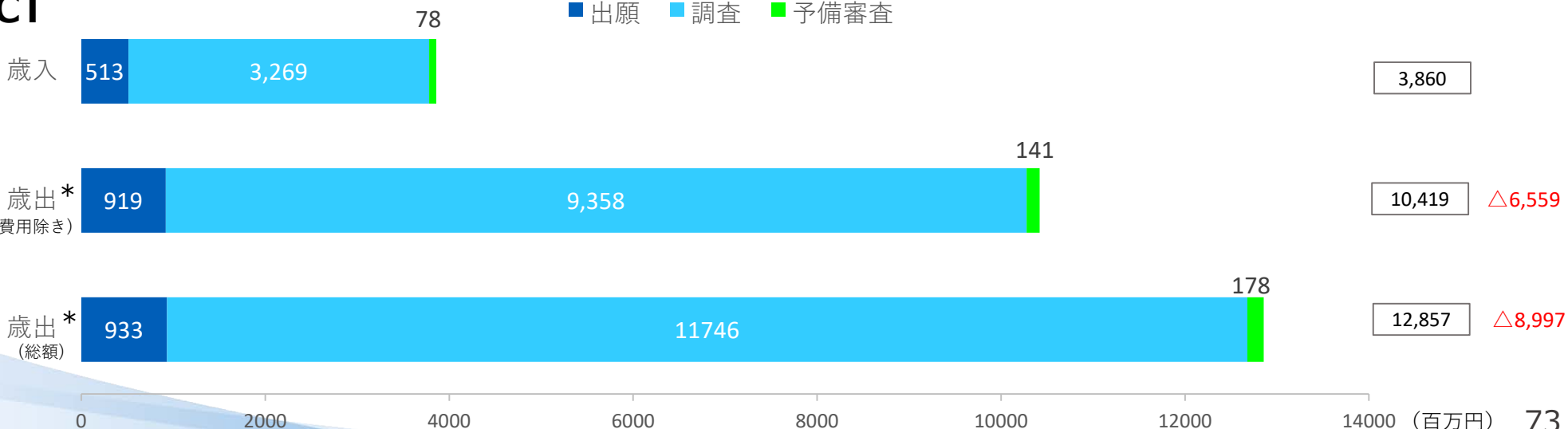
特許

■ 出願 ■ 審査 ■ 登録 ■ 特許登録料(年金) ■ 審判



PCT

■ 出願 ■ 調査 ■ 予備審査



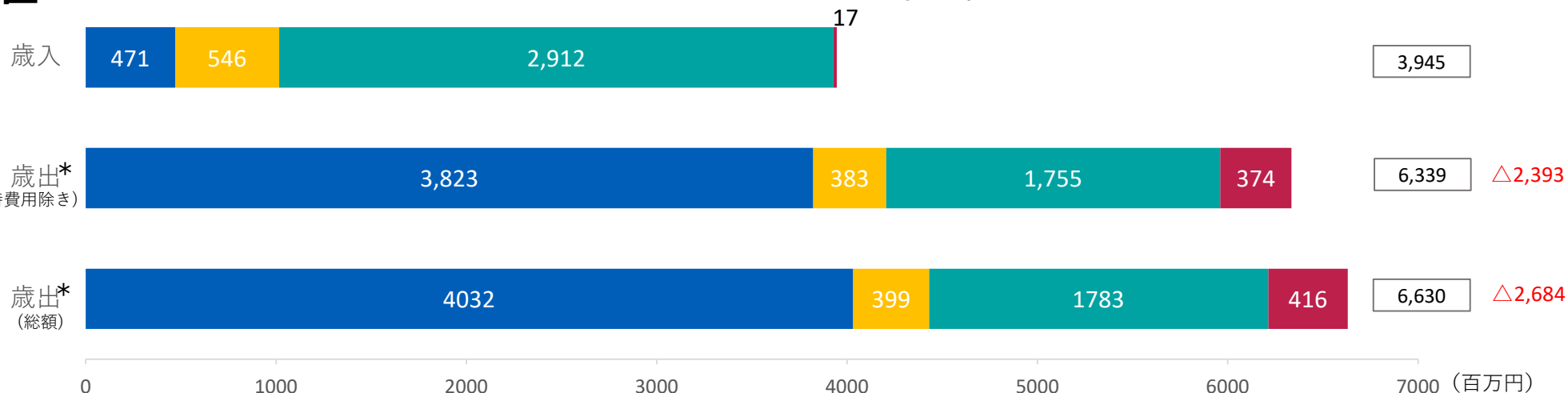
* 各法で共通の要素に関しては按分等により算出しているため、一定の幅を持った推計値である点に留意。

2018年度歳入歳出比較②（意匠・商標）

各法ごとに、2018年度の歳入と歳出（一時費用を除いた場合と総額の場合）を比較

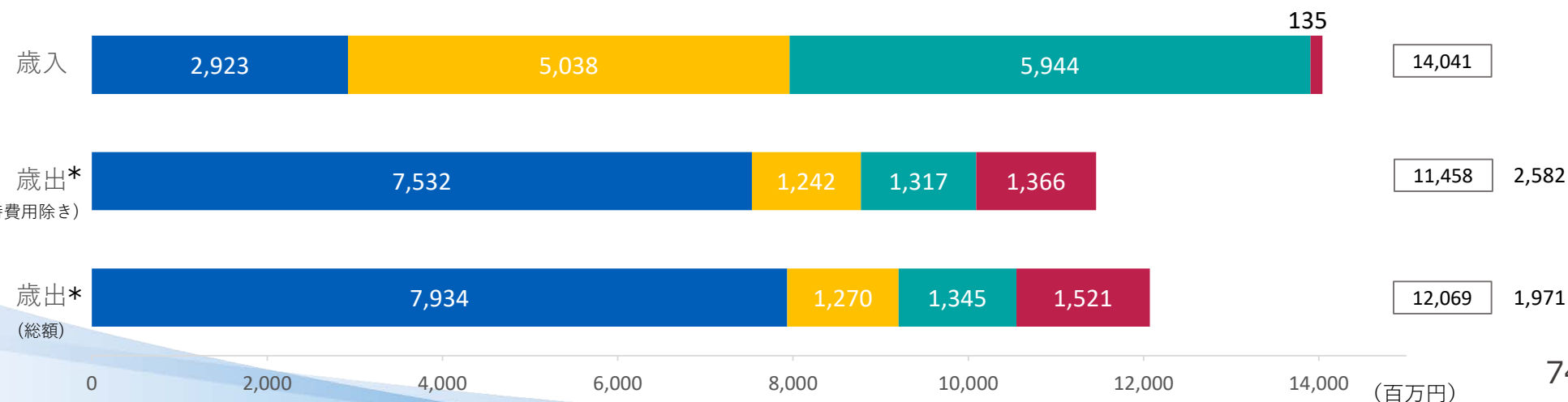
意匠

■ 出願 ■ 登録 ■ 意匠登録料(年金) ■ 審判



商標

■ 出願 ■ 登録 ■ 更新登録料 ■ 審判



* 各法で共通の要素に関しては按分等により算出しているため、一定の幅を持った推計値である点に留意。

まとめ

現状認識と今後の論点

現状認識のまとめ①

- 社会・産業構造の変化に即して、知財制度は過去から現在まで産業の発達を支えてきた。
- 特許庁行政の根幹は迅速・的確な産業財産権（特許・実用・意匠・商標）の付与を通じたイノベーションの促進。高い品質を保ちながらもより適時な権利付与に向けて各種取組みを行ってきたところ。
- さらに近年では、国内外での早期安定的な権利の取得支援、商標・意匠に係る多様なニーズへの対応、権利行使環境の整備、大学や中小・ベンチャー企業の支援などの取組みも進めてきた。

現状認識のまとめ②

- **新型コロナで顕在化した課題への喫緊な対応が必要。**
- **さらに、ウィズコロナ／ポストコロナ時代における「新たな日常」を先取りしつつ、新たな時代にふさわしい産業財産権制度・政策を検討していくことが求められる。**
- **一方で、これらの産業財産権行政を支える財政基盤は安定的とは言えない状況。**
- **迅速・的確な産業財産権の付与という根幹業務をこれからも着実に実施し、その上で、ウィズコロナ／ポストコロナ時代におけるイノベーションを支えていくためには、安定的な財政基盤の構築が必要。**

(以下全て予定)

- ・ 第1回 現状認識と今後の論点（案）提起
- ・ 第2回 審査・審判体制の在り方、今後の
産業財産権政策・制度改正の方向性について
- ・ 第3回 特許庁サービスの維持・向上に必要な料金
体系の在り方について
- ・ 第4回 とりまとめ

特許庁

